学 位 論 文

スコットランドにおける本源的蓄積過程 -18世紀スコットランド亜麻産業の地域史的意義-

林妙音

指導教官 渡邊 尚 教授

目 次

序章	ス	.コットランド経済史研究の回顧	1
	1	「イギリス」の中のスコットランド	1
	2	研究史	2
	3	問題の所在	5
第1章	章	18世紀におけるスコットランド亜麻産業の発展	11
	1	合同後の政策主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	2	亜麻産業振興策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	3	亜麻産業の生産構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	4	小括······	23
第2寸	章	ブリティッシュ亜麻会社の設立過程と経営基盤	36
	1	概観	36
	2	設立過程	37
	3	経営構造	40
	4	事業内容と管理組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	5	小括·····	53
第33	章	ブリティッシュ亜麻会社の事業展開過程	62
	1	概観	62
	2	生産と販売の統合経営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	3	1750 年代中葉までの販売実績	71
	4	1750 年代中葉までの財務状況	75
	5	,小括	79
第45	章	ブリティッシュ亜麻会社からブリティッシュ亜麻銀行へ	87
	1	生産から販売へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	2	1750 年代中葉から 1760 年代末までの事業機能	91
	3	販売から金融へ	95
	4	. 金融業務の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
	5	6 総括と展望	10
文献	目金	₹····	113

序章 スコットランド経済史研究の回顧

1 「イギリス」の中のスコットランド

「国家」と「地域」この二つの経済空間が歴史的にどのような相関をもっているのか、『この問題を考察する際に、スコットランドという地域の事例は無視できない意味を持っている。イギリスの中の一地域であるにもかかわらず、イギリスという「国家」の枠組みを相対化する存在として、スコットランドは 1707 年イングランドと合同してから現在に至るまで、その独自な地位を保ちつづけてきたからである。

イングランドの北に位置し元来独立王国であったスコットランドは、17世紀末まで政治的に イングランドと対等な地位を保っていた。しかし、1603年の「同君連合」を経て、1707年のイ ングランドとの合同条約 Treaty of Union によって、プスコットランドはイングランドに吸収合併 され, イングランドを存続国家とする「グレート・ブリテン連合王国」the United Kingdom of Great Britain が誕生するに至った。。それ以後、通称「連合王国」または「グレート・ブリテ ン」,日本では「イギリス」と俗称される国家の枠組みの中で,スコットランドはイングラン ドと一面共通の歴史的軌跡を描いてきた。しかし他面では、金融、司法、教育、宗教などの多 くの分野において、スコットランドがイングランドとは違う独自性を合同後、今日に至るまで の 290 年間一貫して堅持してきたことは、注目に値する。金融分野においては、小額紙幣の発 行、地方支店網の展開、株式銀行の確立など、スコットランドは常にイングランドより一歩先 んじ、イギリス金融体制の形成過程においてむしろ先進的な役割を果たしてきた。 さらにス コットランド銀行券やロイヤル銀行券 ®が現在なお域内で流通していることから見られるよう に、スコットランドの金融体制は執拗にイングランドのそれと一線を画し、その独自な地位を 保とうとする姿勢が強い。金融制度のほかにも、初・中等教育制度の早期確立,@ 長老会派を 中心とする宗教風土, カ大陸法的な性格が残っている司法体系などから窺われるように, 多く の分野において,スコットランド独自の制度が現在なおその地域社会を強く規定しているので ある。

このように、様々な分野にわたって自らの独自性を堅持する姿勢は、第二次大戦後に「スコットランド国民党」Scottish National Party の結成®とそれが率いる一連の独立運動の高揚にまで至らしめた。即ち、スコットランドのイギリスからの独立実現を党綱領とする政党として、1928年に「スコットランド国民党」が結成され、第二次大戦を経て1970年代中央まで同党が主導するスコットランド自治拡大運動や独立運動は民衆から多くの支持を得て、1976年には時

の労働党政府に「権限委譲」案 Devolution を発表させるほどの大きな成果を収めることができ た。『 しかし、1979 年にサッチャー保守党政権が成立すると、民営化や規制緩和の断行ととも に中央政府によるスコットランドへの行政指導が一転して強化されるようになった。10 形勢逆 転によりスコットランドの自治拡大運動も後退を余儀なくされた。しかし,これ以降15年以上も 続いた保守党の強硬姿勢に対して反撥が強まり,1990年代後半から再び独自な議会の設立やイ ングランドからの完全独立を主張する声が,スコットランド内部から高まってきた。ロ゚ やがて 1997年の春に成立したプレア労働党政権のもとで、同年9月11日に行われた住民投票により 2000年におけるスコットランド独自な議会の設立案が承認されるに至った。は この画期的な出 来事をもって,スコットランドが独自な立法・行政権限を持つ自治地域を目指して大きな一歩 を踏み出しただけではなく、連合王国自体の政治構造も今後ドイツのような連邦制へ徐々に移 行してゆく方向性が新たに示されたと看ることができる。ム゚ いずれにしても, 1707 年に独自な 議会がイングランドに吸収合併された後,290 年間にわたってイングランドとは違う地域的独 自性を堅持しつづけ、ようやく 21 世紀の起点に再び独自な議会を取り戻すに至ったことは、 スコットランドという地域がヨーロッパにおける「国家」と「地域」との歴史的な相互関係を 考察する上で、いかに重要な事例であるかを示すものであろう。そこで次に、このスコットラ ンド地域と連合王国との独特な相互関係を生み出した原点一合同体制に関する研究の動向を, スコットランド経済史研究に即して一瞥しておこう。

2 研究史

①スコットランド

今世紀に入って、最初に体系的スコットランド経済史研究に取り組んだのは H.ハミルトンである。1932年に刊行された『スコットランドにおける産業革命』 という著作の中で、ハミルトンはイングランドとの合同によって、スコットランドは膨大な域外市場を獲得し、それが間接的に 18 世紀後半からの農業、牧畜業、製造業、貿易の発展を促したという見解を示しながら、1707年の合同はスコットランドの近代化過程の一つの転換点だと強調し、場合同体制の歴史的な役割を積極的に評価している。また、本論文の問題意識からすれば、ハミルトンが最初に「産業革命」という概念をスコットランド地域の経済史分析に適用したことも看過できない。幾多の「イギリス産業革命」論者のようにスコットランドをイギリスの一地域として見るのではなくて、ハミルトンは明らかにイギリスからは相対的に自立した経済地域として、即ち一つの実体性を具えた経済社会として、スコットランドを認識しているからである。その意味

で、ハミルトンの諸研究業績は、「スコットランド経済史」を「イギリス経済史」から分離、 独立させた意義を持つということができよう。

スコットランドとイングランドとの地域間関係について、1960 年代においてハミルトンとスマウトがそれほど注目していなったのに対して、最初に両地域の経済関係に注目した研究者は、R.H. キャンブルだということができる。キャンブルは1965年に刊行された『1707 以後のスコットランドーある工業化社会の誕生』²⁰⁾という著作の第一章で、両地域の合同前後の関係について次のような見解を明快に示している。即ち、合同後に両地域の経済関係はすでに合同前の競争関係から補完関係へ転換していったが、イングランドとの対抗意識は依然としてスコットランド内部に保持されたということである。²⁰⁾この認識を前提として、イングランドに対抗できるような経済社会がいかにスコットランドの土着勢力によって築き上げられてきたのかを分析し、それを通じてスコットランドという地域の具体像を描き出そうとするところに、キャンブルのスコットランド研究の最も重要な意義が認められるといえよう。

このように 1960 年代はスコットランド経済全体が分析対象とされ,経済構造論的著作が刊行された時代であるのとは対照的に,1970・1980年代は分析対象が一つの産業分野に限定され,精緻な研究成果が目指された時代だということができる。本論の問題関心からすれば,1970年代に出版されたスコットランド経済史関係の文献の中で,T.M.デヴァインが1975年に発表した

『タバコ貴族』²⁰ とA.J. デュリーが 1979年に発表した『18世紀におけるスコットランド亜麻産業の発展』²⁰ の二冊が特に重要な意味を持っている。18世紀中葉から北アメリカ植民地とのタバコ貿易で巨大な富と権力を築き上げたグラスゴウ商人の,立身出世過程を分析した『タバコ貴族』という著書の中でデヴァインは,イングランドとの合同によってグラスゴウ商人は初めて合法的に北アメリカ植民地とのタバコ貿易に従事することができ,その意味で合同体制はグラスゴウ地域の繁栄に必要な前提条件を創出したと強調している。²⁰ また,分析対象は違っているが,スコットランド亜麻産業史研究の第一人者とされるデュリーも,合同体制に関してデヴァインのそれと似たような見解を示している。即ち,デュリーによると,イングランドはスコットランド亜麻製品の域外市場として非常に重要な意味を持つ地域であり,従ってイングランドとの合同体制が間接的に 18 世紀スコットランドの亜麻産業の発展を促したということである。²⁰

こうして1980年代までの研究動向を回顧すると、合同体制がスコットランドが近代工業化社会へ移行するための必要不可欠な役割を果たしたことは、各研究者によって一致して認められていることが看取できる。ところで 1990 年代に入ると、ハミルトンとほぼ同じ領域の研究に携わっている I.D. ウィットと C.A. ワットリーが共通して、合同体制の歴史的役割に対してやや否定的な評価を下ろしたことは注意を要する。ウィットが 1995 年に刊行した『産業革命以前のスコットランド』 とワットリーガ 1997 年に出版した『スコットランドにおける産業革命』の二冊の著書の中で、両研究者は一致して次のように強調している。即ち、長期的に見れば18 世紀後半からの急速な経済成長はすでに 17 世紀中葉からスコットランド内部で始まっていた成長過程の延長であり、合同体制の歴史的な意義が、単にその内発的成長を促進したに過ぎないということである。 フットリーからすれば、スコットランドの近代化過程において、イングランドとの合同体制よりも、スコットランドの土着的要素 indigenous の方が遥かに重要な役割を果たしている。スコットランドの土着要素を重要視する点に関して、キャンブル、ウィット、ワットリー三者はほぼ同じ見解をもっているといえよう。

②日本

日本で初めてイングランドとスコットランドとの合同問題を分析したのは、デフォー研究者としての天川潤次郎である。1966年に刊行された『デフォー研究』の中で、天川はデフォーの考え方に依拠しながら、合同体制について次のように述べている。「結論からいって英・蘇合

併の第一の意義,ないしは政治的成果は、私はこれが 6,70年後に到来すべきイギリスの古典的産業革命の政治的前提条件となった点にあると思う。」³⁰この叙述から、合同体制の経済的な意義、しかもそれがスコットランドに与えた経済的影響よりも、合同体制のイギリス全体に与えた政治的な影響の方を、天川は重要視していることが分かる。『デフォー研究』全体の内容から見れば、天川は基本的に連合王国という大きな枠組を前提にして、連合王国の形成においてスコットランドが一地域としてどのような貢献を果たしたかを追究する観点から、スコットランド問題を見ているということができよう。

天川に続いてスコットランド近代経済社会の発展過程を体系的に分析したのは、北政已である。1975年に出版された『近代スコットランド社会経済史研究』という著書の中で、北は合同体制についてこう述べている。「スコットランドは、1707年のイングランドとの合併により連合王国を形成し、その経済的従属を余儀なくされながらも独自な文化圏を固執する北方地域として位置づけられた」と。310 この叙述から分かるように、北は合同後のスコットランドを基本的に連合王国の中の一後進地域として位置づけており、「イギリス自体の再生産構造の変遷」という問題意識から、スコットランド地域の発展過程を分析しているのである。

経済思想史の分野では、田中秀夫が1991年に刊行した『スコットランド啓蒙思想史研究』の中で、合同体制のスコットランドに与えた影響について、次のような考え方を示している。即ち、「合邦は名誉革命体制への合一であり、ロンドンとウェストミンスターというメトロポリスを中心として、そこから発せられた政治・経済・文化の様々な動きが…、スコットランド全域へと、薄められつつ伝わっていく」と。③この叙述から見れば、田中は基本的に合同体制を政治・経済・文化全領域におけるイングランドによるスコットランドの同化過程として観ていると解釈できよう。

3 問題の所在

以上のように、イギリスと日本における合同体制に関する研究史の概観により、これまでのスコットランド経済史研究には次のような特徴があることが確認できるであろう。まず、これまでの研究はほとんどが合同体制と 18 世紀中葉からのスコットランドの急速な経済成長との因果関係の分析に力点を置いているということである。また、結論としては、直接な因果関係の有無はともかくとして、合同体制がスコットランドの経済成長に促進的な影響を及ぼしたことがほぼ全面的に認められていることである。しかし、その反面で 18 世紀後半以後のスコットランドの経済成長と合同体制との因果関係の分析に関心が集中するあまり、スコットラン

ド地域と連合王国との間に、或いはスコットランド地域とイングランド地域との間に一体どのような相関が存在したのかという問題が、比較的等閑に付されてきたことは否み難い。

特に冒頭で述べた「国家」と「地域」との相関に対する関心からすれば、これまでの研究史では次の問題がまだ十分に解明されていないと指摘せざるをえない。即ち、なぜイングランドに吸収合併され、連合王国の中の一地域になったにもかかわらず、スコットランドがなお長い期間にわたってその地域的独自性を堅持しえたのか。或いは、司法、宗教、教育、ひいては「地域精神」などのスコットランド独自の「上部構造」30 を支えている経済基盤は一体どのような構造を持つものなのか、さらにその経済基盤の空間形態である地域社会が連合王国という「国民経済」の中でどのような位置を占めているのかという問題である。この問題を解明することにより、従来の研究史の空白部分を埋めようとするに当たって、ここであらためて「「上部構造」を支える基盤一「資本制経済構造」の形成過程である本源的蓄積過程を検討し直す必要があると思う。

スコットランドの本源的蓄積過程、即ちマニュファクチャー形態をとる産業資本を軸とする 製造業の発展は、16世紀初頭に羊毛工業の生起をもって開始した。17世紀に入ると絶対王政 を強化する一環として、隣国のイングランドに見習って、スコットランドも次々と毛織物の生 産を奨励する政策措置を打ち出した。しかし、南のイングランドでは羊毛工業はより早い時期 から政府の体系的な奨励援助を受けており、17 世紀になるとすでにイングランドの基軸産業 として強大な競争力を身に付けていた。30 このような強力な競争相手と直接利害が衝突する市 場状況のもとでは、スコットランドの羊毛工業の順調な発展は到底望めなかった。50 結局 1707 年の合同によって、イングランドの羊毛工業の利益を優先する政策がスコットランドにも導入 され、スコットランドの羊毛工業はその犠牲となり、16世紀初頭に開始した羊毛工業の発展が 挫折に終わることになった。しかし、イングランドとの合同の後、スコットランドの本源的蓄 積過程が途絶したのではけっしてない。羊毛工業に取って代わり、亜麻産業が新しい振興政策 対象として措定され、30 特に 1740 年代からの亜麻産業の目覚しい発展を軸にして、スコットラ ンドは合同前から進行していたその本源的蓄積過程を続行させていったからである。やがて、 イングランドとほぼ同じ時期の 1770 年代に、産業革命の代表的な産業である綿工業がスコッ トランドにおいても勃興し、³⁰ これを契機にしてイングランドとともにスコットランドも資本 制経済社会へと移行していったのである。

ここで本源的蓄積過程を一つの自立した資本制社会一「原経済圏」³⁹ を生み出すための必要な歴史過程と把握し、産業革命はその過程を完成させる最終段階だとするならば、ここで上述

したスコットランドにおける本源的蓄積過程の展開を踏まえて、次のような仮説を提起することができるであろう。即ち、羊毛工業の成立とともに 16 世紀末から開始したスコットランドの本源的蓄積過程は、合同後の亜麻産業の発展によって引き継がれ、さらに 18 世紀末からの綿工業の発展によってその過程が完結されるに至り、最終的にこの過程の結晶として連合王国という国家の枠組みを相対化する「原経済圏」がスコットランド域内に形成されてきた、そして何よりもこの「スコットランド原経済圏」を空間的基盤にして、スコットランドは現在に至るまでの上部構造の独自性を保ちつづけることができたということである。

そこでこの仮説を検証するために、本論文では綿工業が勃興する前に 18 世紀スコットランドの基軸産業と見なされていた亜麻産業に、分析の対象を限定したいと思う。17 世紀の基軸産業であった羊毛工業の役を引き継ぎながら、後に産業革命の代表的な産業である綿工業の生起に多大な影響を与えた亜麻産業の発展過程にこそ、スコットランドで進行した本源的蓄積過程の特性、言い換えるとスコットランドという経済地域の特性と連合王国におけるその位置づけを解明するための鍵があると考えられるからである。そのような歴史的な意義を持つ亜麻産業の発展過程の検討を通じて、スコットランドという経済地域の実態の解明を目指すことこそ、本論文の課題である。

そこで、本論文の分析は次の順序に従って進めてゆきたいと思う。まず第1章は、スコットランド亜麻産業の1790年代までの発展過程とこの時期の亜麻産業の構造的な特質を確認する。続いて第2章は、「プリティッシュ亜麻会社」という企業に照準を当て、同社の設立過程と経営構造を分析しながら、当時の亜麻産業経営が直面していた経営環境と経営問題とを検討する。そして、第3章は、「ブリティッシュ亜麻会社」の 1750 年代中葉までの事業展開活動を分析し、同社の事業機能と財務構造との特質を明らかにする。最後に第4章は、「ブリティッシュ亜麻会社」の 1770 年代からの金融業への転換を促した諸要因を探るとともに、産業革命期における同社の新しい事業機能と歴史的な役割とを検討する。

注:

1)「地域」と「国家」の歴史的な相関という視点から、スコットランド問題を見つめようとする本論文の作成は、次の二冊の著作から多くの示唆を得ている。渡邉 尚『ラインの産業革命―原経済圏の形成過程』東洋経済新報社,1987年。渡邉 尚・作道 潤 編 『現代ヨーロッパ経営史』有斐閣 1996年, はしがき iii, v 頁。
2)1707年のイングランドとスコットランドとの合同を生み出した経済背景,合同条約

ド合同条約(1707年)の経済政策史的意義-』京都大学修士論文を参照。

- 3) 拙稿, 前掲論文, 1 頁。連合王国という国家は現在イングランド, ウェールズ, スコットランド, 北アイルランドという四つの地域から構成されている。この四つの地域の合併の歴史は次のようである。即ち, 1284年にウェールズはエドワードー世の武力侵入によってイングランドに併合され, 1707年にスコットランドとイングランドとの合同条約の締結によって, グレート・ブリテン連合王国が成立するに至り, そして 1801年に現在のアイルランド共和国を含むアイルランド地域が 1801年にイギリスに併合されたいうことである。
- 4) S. G. Checkland, *Scottish Banking A History*, *1695-1973*, Glasgow, 1975, pp. 711-728. J. ラングトン & R. J. モリス 編 米川 伸一・原 剛 訳 『イギリス産業革命地 図 近代化と工業化の変遷 1780-1914』原書房, 1989年, 144, 148-150頁。
- 5) S. G. Checkland, op. cit., p. 706.
- 6) T. C. Smout, A History of the Scottish People 1560-1830, London, 1969, pp. 421-424.
 T. C. Smout, A Century of the Scottish People 1830-1950, London, 1986, pp. 209-214.
- 7) T. C. Smout, op. cit., (1969), pp. 199-222. T. M. Devine & R. Mitchison eds., People and Society in Scotland, Vol. 1, 1760-1830, Edinburgh, 1988, pp. 143-160.
 T. C. Smout, op. cit., (1986), pp. 181-208.
- 8) ステアー・ソサエティ 編 戒能 通厚/平松 紘/角田 猛之 編訳『スコットランド法 史』名古屋大学出版会, 1990年, 110-112, 144-145, 148-151頁。
- 9)スコットランド国民党 SNP の設立背景,経緯,1980 年代までの活動内容に関しては,Richard J. Finlay, Independent and Free Scottish Politics and the Origins of Scottish National Party 1918-1945, Edingurgh, 1994 を参照。
- 10) 1976年11月29日に労働党政府が発表した「権限委譲」Devolution 案の内容と同案が発表されるに至った経緯に関しては、John Mercer、Scotland: the Devolution of Power、London、1978、pp. 154-166を参照。
- 11) 湯沢 威 編 『イギリス経済史』有斐閣, 1996年, 254-260頁。
- 12) National Geographic, 日本版, 1996年9月号, 36-37頁。The Economist, Sep. 6-12th, 1997, p. 56. 『日本経済新聞』, 1997年9月11日朝刊。
- 13) The Economist, Sep. 6-12th, 1997, p. 58, Sep. 20-26th, 1997, pp. 72-73. 『日本経済新

- 聞』,1997年9月12日夕刊,1997年9月20日朝刊。9月11日にスコットランドで行われた住民投票により,スコットランド独自の議会の設立案が承認されたに続いて,9月18にウェールズで実施した住民投票でも,1999年におけるウェールズ独自の議会の設立案が可決された結果が出ている。
- 14) The Economist, Sep. 6-12th, 1997, pp. 56-57. 『日本経済新聞』, 1997年9月13日朝刊, 1997年9月17日朝刊。2000年に設立する予定の「スコットランド議会」が立法権を掌握できる分野は保健,教育,地方行政,法律,警察,道路運輸,芸術であり,国防,外交,金融政策に関しては依然として連合王国議会がその立法権限を掌握することになっている。
- 15) Henry Hamilton, The Industrial Revolution in Scotland, (1st ed.,) London, 1932.
- 16) Ibid., pp. 2-6. Henry Hamilton, An Economic History of Scotland in the Eighteenth Century, Oxford, 1963, pp. xiv-xv.
- 17) T. C. Smout, Scottish Trade on the Eve of Union 1660-1707, Edinbugh, 1963.
- 18) Ibid., pp. 257-275.
- 19) T. C. Smout, Eighteenth-Century Scotland: The Culture of an Achieving Society, 18 世紀スコットランド:確立期社会の文化, スマウト教授講演会(京都大学経済学会主催), 1997年9月24日。
- 20) R. H. Campbell, Scotland since 1707—The Rise of an Industrial Society, Oxford, 1965.
- 21) Ibid., p. 3.
- 22) T. M. Devine, The Tobacco Lords—A Study of the Tobacco Merchants of Glasgow and their Trading Activities c. 1740-1790, (1st ed.) Edinburgh, 1975.
- 23) A. J. Durie, *The Scottish Linen Industry in the Eighteenth Century*, Edinburgh, 1979.
- 24) T. M. Devine, op. cit., pp. v-vi.
- 25) A. J. Durie, op. cit., p. 9.
- 26) Ian D. Whyte, Scotland before the Industrial Revolution, An Economic and Social History c1050-1750, London, 1995.
- 27) Christopher A. Whatley, *The Industrial Revolution in Scotlan*d, Cambridge, 1997.

1997.

- 28) Ian D. Whyte, op. cit., pp. 300-301. Christopher A. Whatley, op. cit., pp. 18, 46.
- 29) キャンブル, ウィット, ワットリー三者によって強調されている土着要素 indigenous は主に旧貴族, 地主を支配階層とするロウランド社会のことを指すものであり, それはマルクスが資本論第7篇第24章「いわゆる本源的蓄積」で指摘している, ハイランドの氏族社会 clan とは違うことは注意を要する。カール・マルクス著 岡崎 次郎 訳『資本論』第一巻第三分冊, 大月書店(国民文庫), 1972年, 382-385頁(原書757-758頁)。
- 30) 天川 潤次郎 『デフォー研究』未来社, 1966年, 188頁。
- 31)北 政巳 『近代スコットランド社会経済史研究』同文舘, 1985年, はしがき ii 頁。
- 32)田中 秀夫『スコットランド啓蒙思想史研究-文明社会と国制』名古屋大学出版会, 1991年, 8頁。
- 33) ここでいう「上部構造」はカール・マルクス 著 岡崎次郎 訳『資本論』第一巻第一分冊,大月書店(国民文庫),1972年,151頁(原書 96頁)に述べられている「社会の経済的構造は,法律的および政治的上部構造がその上に立ち,一定の社会的意識形態がそれに対応するところの,現実の基礎である」という概念に従う。
- 34)イングランドにおける毛織物工業の発展状況に関しては、さしあたり大塚久雄の諸論考を参照。『大塚久雄著作集 第二巻 近代欧州経済史序説』岩波書店、1969 年。
- 35)18世紀初頭までのスコットランド羊毛工業の発展状況に関しては, J.G. Jenkins, *The Wool Textile Industry in Great Britian*, London, 1972, pp. 269-271を参照。 36)Henry Hamilton, *op. cit.*, (1932) pp. 131-134.
- 37) Henry Hamilton, op. cit., (1966) pp. 118-136.
- 38) ライン河下流域で進行していた産業革命の実証研究を通じて,「原経済圏」という歴史・現状分析の概念装置を最初に提起したのは渡邉 尚である。渡邉 尚 『ライン の産業革命―原経済圏の形成過程』東洋経済新報社,1987年。なお,本論文でいう「資本制社会」は基本的に「原経済圏」概念で示すものに従っている。

第1章 18世紀におけるスコットランド亜麻産業の発展

1 合同後の政策主体―「漁業・製造業理事会」

①合同直後の経済状況

合同直後のスコットランドの経済状況を一瞥すると、スコットランド人の条約に対する経済効果の期待のすべてが実現したのではなかったことが分かる。スコットランドは、元来イングランドから得られる巨額の「等価代償」(合同条約第15条)を利用し、財政収入不足の問題を解決することを望んでいた。しかし、等価代償の全額支払いはスコットランド域内関税と物品税との収入不足のため、1720年代後半まで遅延した。りさらに、スコットランド人の最も期待していた項目、即ち航海法の特権の獲得による域外貿易の繁栄も、従来の主要な貿易相手ーフランスとの対立や国内での輸出税の重課によって、直ちには惹き起こされなかった。製造業においては、17世紀以来のスコットランド産業振興策の主要な対象であった羊毛工業、特に良質毛織物工業がイングランドとの自由競争の結果、衰退の一途を辿った。りまた、イングランド市場やアメリカ植民地市場の開放があったにもかかわらず、亜麻製品は価格競争力の低下のため、ネーデルラント、ドイツ、アイルランドの製品に敗れ、生産が停滞していた。のこのような経済状況の下で、合同条約に対する不満や失望の声が続出する一方、り現状打開策やスコットランド将来の進路に関する論争も活発に行われていたのである。

特に1720年代から1740年代までの20年間、スコットランドでは産業振興策の対象産業の選択をめぐる激しい論争が続いた。⁹ 各論者は自己の社会的立場に基づく見解を主張する一方、スコットランドの経済社会の建設に対して提言や展望を行った。議論は混乱していたが、各論説にはスコットランドの現状について一つの共通の認識があった。それは、スコットランドの直面していた最大の経済問題が、農業の停滞から生じた食糧輸入による貿易収支の赤字及びその連鎖効果としての「トレード」の衰退と人口の減少だとする認識である。⁹ 従って、貿易収支の悪化を解決することは最も緊急な政策課題であり、その課題を実現するためにスコットランドが全力を傾注すべきなのは「製造業の振興」だという点で、各論者は一致していた。この政策提言の最大の焦点となったのは産業振興策の対象であり、それは亜麻産業か、それとも羊毛工業かという選択に収斂した。⁸

このような時代背景の下で、当時の経済政策の主体である「漁業・製造業理事会」(以下、「理事会」と略称)は、結局 18 世紀全般を通じて亜麻産業の振興に全力を傾注した。9 それでは、なぜ「理事会」は従来の産業振興策の主要な対象であった羊毛工業でなく、新興産業と

しての亜麻産業を選択したのか, 政策主体である「理事会」とその政策対象としての亜麻産業との間に何らかの経済的結合関係があったのであろうか。この問題を解明するために, まず「理事会」という政策主体について検討を施そう。

②「漁業・製造業理事会」の設立とその性格

1727年に設立された「理事会」の形成経緯は次のようである。¹⁰ 即ち,1726年1月に「王立都市総会」Convention of Royal Burghs^{II)} は,合同条約の第 15 条で規定されている産業振興奨励金の支払いを早期に実現させることを目的にした請願書を国王ジョージー世や議会に提出した。¹² その請願がまもなく採択され,1726年に成立した一つの議会制定法 Act of Parliamentによって具体化された。¹³ この制定法での規定によると,国王は奨励金の管理や運用を主要な職務とする 21 名以内の委員を任命する権限を与えられたが,その任命権は後に国王から王立都市総会に委譲された。同年の 7 月 7 日に国王からの書簡が王立都市総会に送られ,そこで述べられている国王の意向に基づいて王立都市総会は奨励金の管理や運用計画を設計する準備理事会一「理事会」の前身ーを組織するに至った。

そして、準備理事会の意見を中心に、1726年の11月8日に奨励金の運用計画の内容をめぐる最終の合意がスコットランド内部で達成され、同一内容の計画書が再び王立都市総会によって国王に提出された。翌年の7月18日にこの計画書の内容を盛り込んだ開封勅許状1etter patent が議会で批准された。開封勅許状の中で、スコットランドの漁業、その他の製造業や諸改良を管理することに当たる21名の管理委員 Commissioners and Trustees の名が列挙され、りかれらはそのまま後の「理事会」の構成員となった。1727年に制定されたもう一つの議会制定法によって、「理事会」は政策決定機関としての正式な権限をもつようになり、その正式な名称は「漁業・製造業理事会」Board of Trustees for Fisheries and Manufacture と定められたのである。15

そこで、前述の形成経緯から、次の二つの点で「理事会」という政策主体の性格を指摘できるであろう。まず、「理事会」の設立や運用基金が合同条約の規定に基づくものであり、しかも法的な権限は連合王国議会から与えられるものであるため、「理事会」の政策主体としての権限は合同体制、さらにいえばイングランドとの協調関係の存在を前提にして初めて保証されるものであった。これは「理事会」の制度的特色である。次に、王立都市総会が「理事会」の形成過程で演じていた主導的役割も看過してはならない点である。前述したように、「理事会」の構成員はほとんど王立都市総会によって選出されたものであり、両政治団体は地縁や経済利益の諸関係について重なる部分が非常に多いと、指摘できる。王立都市総会は主

に、セントラル・ロウランドと東北ロウランドとを中心とする地域の貴族、地主、大商人などから構成されていた政治機関であることから見れば、¹⁰ 「理事会」の政策決定は当該地域の経済利害によって大きく影響されていたと考えられる。このことも「理事会」の性格を決定したといえよう。

このように「理事会」の性格を理解すると、なぜ亜麻産業が「理事会」の産業振興策の主要な対象になったのかという問題に対して、次のように答えることができるであろう。即ち、政策を策定する際、「理事会」は常にイングランドとの政治・経済関係を配慮しなければならない。そのため、イングランドと直接の競争関係にある羊毛工業ではなく、スコットランドの主体性を主張しやすい、またイングランドとある程度の補完関係に立つと考えられた亜麻産業が産業振興策の対象として選択されたのである。「りまた、王立都市総会と結合関係がある「理事会」が、17世紀後半から王立都市を中心とする地域で大いに発展してきた亜麻産業を選択したのは、むしろ当然であったということもできよう。18

以上検討してきたところによると、18 世紀初頭における亜麻産業振興策の政策目標やその歴史的性格について、次のように推定できると思われる。即ち、スコットランドの経済政策主体である「理事会」は基本的に合同体制の維持を前提にしながら、現状打開策を求め、スコットランドの経済建設を推進しようとしていた。このような方針に沿って打ち出された産業振興策は、次の二つの政策目標を掲げていたと考えられる。一つは、亜麻産業を振興することによって、スコットランド全域の発展方向をロウランド地域のそれと一致させ、全域の「経済的統一」を図るということである。りもう一つは、イングランドとの協調的な経済関係を確定し、大ブリテン分業体制を構築するということである。如概して、亜麻産業振興策はこの時点において、すでにイングランドの「重商主義政策」の体系の中に組み込まれていたと理解できよう。また、前述したように、当時の産業振興策の政策課題の一つとして重視されたのは、スコットランド域内の貿易赤字の改善や雇用の増大などである。このような課題の設定から窺われるように、亜麻産業振興策は当初からすでに、域外貿易重視の方針の下で打ち出されたのである。こ

2 亜麻産業振興策の内容

スコットランドの亜麻産業は 18 世紀初頭において、すでにある程度の生産基盤を築いていた。亜麻製品は 17 世紀後半以来黒牛と並んで、カイングランド輸出の二大品目の一つであり、雇用の増大や外貨の獲得という面において小さからぬ役割を果していた。この しかし、輸出

全体の中にきわめて重要な意味を占めていたにもかかわらず、亜麻産業の生産水準は長期間にわたって依然として低位に止まっており、製品の品質も粗悪なままであった。²⁴⁾ 生産水準の長期低迷の原因は主に二つが挙げられる。一つは生産設備や技術それ自体がかなり低劣であり、亜麻製品の生産が農村の女子や児童などの未熟練労働力に依存していたということである。もう一つは、当時スコットランドの国民所得がまだ低い水準に停滞していたので、良質亜麻布に対する国内の需要が少なかったことにある。従って、生産性・品質向上への需要側の誘因が欠けていただけでなく、優秀な設備や技術の導入・革新に必要な資本も常に不足していたのである。²⁵⁾ 以上は 18 世紀初頭のスコットランド亜麻産業が直面していた問題である。後に触れるように、このような生産面の問題を解決することは、18 世紀全般を通じて「理事会」の亜麻産業振興策の主要な課題となっていたのである。

表1 「漁業・製造業理事会」の亜麻産業振興策の内容

生産工程	内	容
原料生産	亜麻作付への奨励金 貧民への亜麻種子、 亜麻種子の自家生産	
原料の準備工程	麻打ち機mill-scutche 最良の準備技術を提 の俸給salary	erの整備への援助 供する外国人製造業者へ
紡績工程	紡績学校の女教師へ 貧民への糸車reelの信 女子労働者への撚糸	
織布工程	良質亜麻布製造への認識布学校の女教師へは最良の織布技術を提供の俸給 貧民へ織機を供与する。	の俸給 供する外国人製造業者へ ること
漂白工程	漂白場の建設への援」	助
品質管理	スタンプ・マスターs inspectorへの俸給 規制違反の場合に起	stamp-masterと監督官 訴するための費用
技術改良・導入	生産技術の改良や発見 リード(織機の筬ree 国人製造業者への俸	ed) や織機を製造する外

出典: Plan by the Commissioners and Trustees for Improving Fisheries and Manufactures in Scotland for the Application of their Funds, Edinburgh, 1727, pp. 18—19.

A. J. Warden, The Linen Trade, London, 1864, pp. 446-447.

亜麻産業の振興にあたり、「理事会」が設定した最初の資金運用計画を整理すると、表1のようなものになる。表1で示されているように「理事会」の奨励措置は亜麻栽培から準備、紡績、織布、漂白にいたるまでの亜麻産業の全生産工程にわたるものである。この奨励措置の内容から窺われるように、「理事会」の亜麻産業振興策の具体的な目標は亜麻原料の自給率の引き上げ、紡績・織布工程における豊富な熟練労働力の養成、準備・漂白工程における優秀な生産設備や技術の導入・普及などにある。概して、これらの政策手段の執行によって、貧民の雇用機会を創出し、亜麻産業の生産性を引き上げることがその主要な政策意図であったと考えられる。

さて、このような政策内容の下で産業振興策の対象となった亜麻産業は、生産過程の面において、どのような諸要因に支えられて18世紀の急速な発展を遂げることができたのか、また、それらの諸要因によって、亜麻産業の生産構造はどのような構造変化を蒙ったのか。次節はこの問題に焦点を当て、18世紀におけるスコットランドの亜麻産業の生産構造を分析することにする。

3 亜麻産業の生産構造- 1727 年から 1780 年まで -

① 原料供給

17世紀以来の亜麻産業の発展を制約していたのは、上述の生産技術面の問題のほかに、原料供給の不安定性であった。亜麻原料の供給源を確保するために、「理事会」は18世紀を通して域内の亜麻栽培面積の拡大をめざし、奨励金の大部分を投下した。²⁶⁾

18 世紀後半になると亜麻栽培地域はロウランドからハイランドへと拡がり、亜麻はスコットランドで最も普及した農作物の一つとなっていった。²⁷⁾「理事会」の振興措置はこの点から見れば、ある程度の効果を収めたといえる。しかし、1720 年代からの亜麻製品の生産量の急増(表2を参照)、従って原料需要の急増などの事情を念頭におくと、亜麻原料の自給率が上昇したといえるかどうか疑問である。表 3 で示される亜麻原料輸入量の推移を見ると、輸入原料も生産量の増加に応じて急速に増えていったことがわかる。輸入原料とスコットランド産原料の総原料供給における割合の算定は各研究者によって異なるが、²⁸⁾ 亜麻原料の自給率が年々低下していたという認識ではほぼ一致している。

亜麻の栽培面積が域内の原料需要のすべてに応じる程度にまで拡大できなかったことの主要な原因は、農業改良の進行にあると思われる。その理由は次のように説明できる。即ち、本来亞麻という農作物の栽培・収穫は燕麦や大麦などのそれより、大量の労働時間や高度な

表 2 1728 年-1780 年の亜麻製品の生産量と生産価値の推移

年度	生産量	生産価値	年度	生産量	生産価値
	(yards)	(£)		(yards)	(£)
1728	2,183,978	103,312	1755	8,122,472	345,350
1729	3,225,155	114,384	1756	8,547,153	367,722
1730	3,755,622	131,263	1757	9,764,408	401,511
1731	3,891,573	145,657	1758	10,624,435	424,142
1732	4,384,832	168,323	1759	10,830,707	451,391
1733	4,720,105	182,766	1760	11,747,728	523,154
1734	4,893,499	185,224	1761	11,995,494	516,354
1735	4,880,633	177,466	1762	11,303,237	474,808
1736	4,538,478	168,178	1763	12,399,656	552,281
1737	4,721,420	183,621	1764	12,823,048	573,244
1738	4,666,011	185,027	1765	12,746,659	579,228
1739	4,801,537	196,069	1766	13,242,557	637,347
1740	4,609,672	188,778	1767	12,783,043	633,854
1741	4,858,190	187,659	1768	11,795,437	599,669
1742	4,431,450	191,689	1769	13,406,125	689,791
1743	5,061,311	215,927	1770	13,049,535	634,411
1744	5,480,727	229,365	1771	13,466,274	620,322
1745	5,536,925	224,252	1772	13,089,006	579,833
1746	5,486,334	222,871	1773	10,748,110	462,751
1747	6,661,788	262,867	1774	11,422,115	492,046
1748	7,353,098	293,865	1775	12,139,683	561,528
1749	7,360,286	322,045	1776	13,571,948	638,873
1750	7,572,540	361,737	1777	14,793,888	710,634
1751	7,886,374	367,168	1778	13,264,410	592,023
1752	8,759,943	409,047	1779	12,867,238	551,148
1753	9,422,593	445,322	1780	13,410,934	622,188
1754	8,914,369	406,816			

出典: H. Hamilton, An Economic History of Scotland in the Eighteenth Century, Oxford, 1963, pp. 404-405.

表 3 1742年-1799年の亜麻原料輸入量の推移

101 1111	輸入量(トン)	191 [11]	輸入量(トン)
1742 - 46	686	1775 - 79	4190
1755 - 59	2065	1780 - 84	4746
1760 - 64	2708	1785 - 89	4777
1765 - 69	3325	1790 - 94	6165
1770 - 74	3379	1795 - 99	7045

出典:A. J. Durie, "The Scottish Linen Industry in the Eighteenth Century; some aspects of expansion," in L. M. Cullen & T. C. Smout eds., Comparative Aspects of Scottish and Irish Economics and Social History 1600-1900, Edinburgh, 1976, p. 88.

専門知識を要するものである。²⁹ 18 世紀前半までは、農地の混淆保有制、特にランリグ制 rum-rig を基礎とするスコットランド特有の農業構造の下で、³⁰ ランリグ制に由来する耕作の不効率性や低劣な栽培技術にもかかわらず、大量の余剰労働力が農村各地に存在していたので、亜麻栽培面積は緩慢ながらも持続的に増大することができた。³¹ しかし、18世紀後半からの農業改良の全面的な進展によって、この有利な条件は次第に消えていった。というのは、農業改良の進行とともに、商品としての収益性が亜麻より高い農作物と家畜とが次々に導入され、テナントや地主の亜麻栽培意欲が低下する一方、新しい農法の導入・普及もあらゆる側面で労働力の節約を促進したからである。²⁰ このように、スコットランドに特有な土地所有制度の下で、絶対的な土地所有権をもっていた地主に対してかなり弱い立場にあった農民は、次第に代々耕作・居住してきた農地から離れなければならなくなった。³⁰ 彼らは大都市や外国へ移住するか、あるいは農村で賃労働者になるしかなかった。³⁰ 従って、亜麻原料に対する需要が高まっていったにもかかわらず、亜麻栽培を支えてきた経営条件が次第に崩壊していったので、その栽培面積が原料需要の急増に応じられる程度にまで拡大されえなかったのである。19 世紀に入ると農業改良の進行は一段と顕著になり、亜麻の栽培面積は減少する一方であった。

②準備工程

亜麻は収穫されてから紡績工程に入る前に、浸水、乾燥、スカチング scutching 、ヘクリング heckling などの準備作業が必要である。これらの作業、特にスカチングやヘクリング は亜麻栽培と同様に大量の労働力の投入を要するものであり、しかも熟練した手工技術でなければなしえないものである。³⁰ 18 世紀中頃までに、亜麻原料の準備作業は大体亜麻栽培と一貫して行われ、農民の主要な副業の一つであった。³⁰ 従って、準備工程で加工される亜麻原料の品質が農民の技術水準によって大きく左右され、優秀な準備技術の導入・普及が理事会」の準備工程での主要な奨励措置となった。

準備工程での生産力向上を図って、「理事会」はフランドルから熟練工を誘致し、優秀な 準備技術のスコットランド亜麻栽培地域での普及を図り、機械の発明や導入をも援助した。³⁰ 1730年に「理事会」の奨励の下で、水力によって稼働するスカチング機械が初めてエディン バラで製造され、この機械による作業場 lint mill の建設がいくつかの亜麻産業地帯で展開 され、準備工程の生産性の向上に小さからぬ好影響を与えた。³⁰ところで、スカチング作業場 の増加は技術、地理条件、土地所有制度など様々な要因によって制約されていたので、³⁰亜 麻原料を準備・加工するには依然として手工技術に依存するところが大であった。 いずれにしても,スカチング作業での「機械化」が比較的に早い時期に始まったのに対して,ヘクリング作業は終始手工業の段階に止まっていた。しかし,18 世紀後半になると亜麻原料に対する需要の急増や優秀な準備技術の普及につれて,ヘクリング作業を専業とする労働者の数が次第に増加し,農業と緊密な関係にあった準備工程の中に農工分離の現象が次第に顕著となっていった。40 ヘクリング作業に従事する労働者の多くは,独立生産者の形で営業活動を行っていたが,一部の者は上述のスカチング作業場で雇われ,そこでスカチング機械を運転する労働者とともに,共同・一貫した形で亜麻の準備作業を遂行したのである。41)

亜麻準備工程全体の技術水準からみれば、このスカチング工程は依然として手工業の段階に止まり、労働力の質的向上と量的増加によって生産量の増大が実現されたのである。とはいえ、上述のスカチング作業場での生産態勢から窺えるように、「分業にもとづく協業」という労働力編成上の特徴を持つ経営形態、の即ちマニュファクチャー経営が最も早く、しかも完全な形で整えられたのは、他ならぬこの準備工程であった。

③ 紡績工程

スコットランド全域への普及を目指して、「理事会」が多大の精力を費やした助成対象は、 亜麻の栽培や準備技術と並んで、紡績技術であった。表 1 で窺われるように、紡績工程での 奨励措置は主に紡績労働力の量的増加と質的向上を目標とするものであった。その具体的行動として、「理事会」は亜麻産業の地方重要拠点に紡績学校を設置し、40 良質亜麻糸の紡績 技術を農村に普及・拡大させようとする一方、借地農、女子、児童労働者への生産道具の供 与も行われた。40 このような奨励措置の下で、スコットランド農村での労働力は次第に亜麻の 紡績工程に動員され、紡績工程を中心とする亜麻産業は広汎な地域に拡大し、かつてみられ ない活況を呈するに至った。こうして、農村から全面的に労働力を吸い上げ、労働力の量的 増加によって生産量の急増を実現した紡績工程は、基本的に農家の副業として営まれていた。 その経営形態はいうまでもなく分散的な「家内工業」が支配的であった。40 後述するように、 この経営形態は紡績工程だけではなく織布工程でも一般的であり、18 世紀を通して紡織工程 の主要な経営形態をなした。

地域的発展については、亜麻産業の発祥地であったロウランドの東北地域は 18 世紀初頭の不況を脱出し、同世紀を一貫して粗質亜麻製品の生産量の急増を成し遂げた。⁴⁰ それに加えて、グラスゴウやペイズリを中心とするセントラル・ロウランドの新興亜麻産業地域も、新しい製品分野、即ち良質亜麻糸や良質亜麻布の生産に進出し、目覚ましい発展を遂げていった。⁴⁰ ところで、スコットランド全域の「経済的統一」という課題にとって、亜麻産業の様々な振

興措置の中で最も重要な意味をもっていたのは、ハイランドでの紡績工程や亜麻栽培の奨励であった。1707年のスコットランドとイングランドとの合同によって、実際に連合王国という政治体制の下に編入されたのはロウランドだけであった。というのは、ハイランドは18世紀前半において、依然として固有の氏族制度の下にあり、経済構造がロウランドのそれと異なっていたからである。49 1745年のジャコパイト Jacobite の反乱が平定された後に行われたハイランド教化政策によって、スコットランド全土はようやく連合王国の一地域として、さらにいえば一つの統合された政治地域として次第に姿を整えるようになった。49

政治,社会,経済など様々な分野を含む教化政策の中で,経済的にもっとも重要な役割を果したのが「理事会」のハイランド亜麻産業振興策であった。「理事会」は最初から紡績技術の普及という方針に沿ってハイランドの経済建設を推進しようとしていたが,交通の不便や原料供給不足のため,1760年代後半に入ると紡績工程から亜麻栽培へと奨励策の対象を転換した。しかし,ついにハイランドでも展開し始めた農業改良運動の方向と相克し,期待どおりの効果を上げるに至らなかった。30といっても,亜麻栽培と紡績とを中心とする亜麻産業振興策の執行を契機として,ハイランドの経済構造が次第にロウランドの経済構造の中に編入されるようになったという推定は十分に可能である。50そって,18世紀のうちに一つの統合された経済地域としてのスコットランドが形成され,連合王国の中でスコットランドがようやくその独自な地位に就いたといえるのである。

④ 織布工程

織布工程において「理事会」が力点をおいたのは、良質亜麻布の製織技術の普及であった。「理事会」はまず1728年にアイルランドから20名の織工を南部のギャロウェイ州 Galloway に移住させ、製織技術の普及や漂白場の建設を南部諸州で推進した。日本れに続いて、1729年にフランスから10名のキャンブリク cambric 知 製織技術を有する熟練工、そして1730年にネーデルラント式の織機の使用法を熟知する技術者が、それぞれエディンバラまで招致された。「理事会」はかれらの長期居留によって、良質亜麻糸の紡績技術やキャンブリクの製織技術の普及を図ったのである。日のような、アイルランドやヨーロッパ大陸からの良質亜麻布の製造技術を中心とする技術移転・普及が、「理事会」の織布工程における助成措置の主要な内容をなした。従って、労働力の量的増加によって生産量の急増が実現された紡績工程とは対照的に、織布工程は主に労働力の質的改善、即ちより高度で、熟練した製織技術の普及により、生産力の向上が成し遂げられたと考えられる。

「理事会」の織布工程におけるもう一つの政策措置は亜麻布検査制度の確立であった。前

述のように、18 世紀初頭亜麻製品の販売不振の原因が製品品質の低落にあり、製品品質を引き上げることは「理事会」の亜麻産業振興策の目標の一つでもあった。その目標を達成するために、「理事会」は1720年代から亜麻布製織活動の地方重要拠点に「亜麻布検査所」を数多く設立し、市場で販売する予定の亜麻布がすべてそこで検印を受けなければならないような措置を取り組んだ。亜麻布の幅、巻き方、品質などの基準を厳しく規定し、それを違反する者が製品の没収や罰金を課せられるように、製品の均質化を図る措置であった。50 亜麻布検査制度の確立・普及によって、スコットランド産の亜麻製品は国際市場での信用が次第に回復し、後のイングランド市場やアメリカ植民地市場への進出が容易になった。

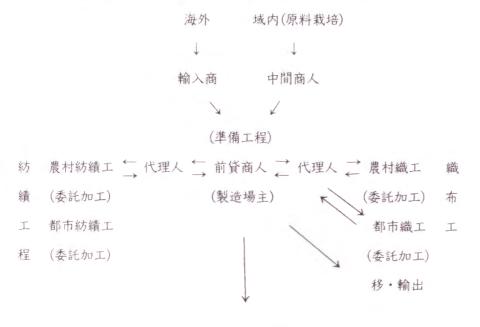
準備工程や漂白工程と比較すると、織布工程に必要な固定資本は比較的に少ないため、経営形態は紡績工程のそれと同じ、分散的な「家内工業」が一般的であった。50 しかし、同じ手工技術の段階にあるとはいえ、織布工程はより熟練した技術を要するので、農業生産との関係は紡績工程のそれほど密接ではなかった。むしろ農業改良の進行によって、織布工程に専念する織工の数が次第に増加し、従って農業生産から独立する専業労働者が織布工程の主力をなすようになったことがいえる。50 ところで、独立生産者といっても、農村での織工は貧困のため亜麻糸を購入する資金がなかっただけでなく、自己の製品を市場で販売する能力や機会さえ持たなかった。そのため、彼らは常に農民或は前貸商人からの委託を受けて、織布を行うだけで、製品の販売活動には一切関与しなかった。30 さらに都市の織工たちは、織工ギルドの厳格な規制の下におかれていた。織工ギルドの構成員たちが自己の特権を保護するために厳しい修業制度や営業許可条件を設け、独立生産者としての織工の増加を制限していたからである。50 このような背景の下で、亜麻製品の市場規模の拡大につれて織布場主manufacturer や前貸商人の下で働く織布工の数が持続的に増加していった。かれらは自己の生産手段を持つとしても、製品の販売、即ち生計を維持する所得はほとんど織布場主や前貸商人に依存していたのである。

このような前貸商人の織布工程における影響力は「理事会」の亜麻産業振興策の執行とともに、増大する一方であった。というのは、良質亜麻布の製造技術を普及させようとする奨励措置がほとんど都市を中心に行われてきた。その結果、良質亜麻布の生産活動が次第に都市へ集中するようになり、都市を活動拠点とする商人の生産工程での影響力が強められていたからである。のまた、亜麻布検査制度を確立・普及するために、「理事会」は前貸商人や製造場主の後述するような生産工程での支配網を利用しなければならなかった。の商人や製造場主の利害はこのように「理事会」の政策措置と巧みに結合されながら、亜麻産業の発展方向

を決定する一つの大きな力となったのである。

前貸商人資本の亜麻産業の生産過程における重要性はさらに次のことから窺われる。即ち、分散的「家内工業」が主要な経営形態であった紡績工程や織布工程を他の生産工程と連結させる上で、前貸商人資本も必要不可欠な役割を演じていたということである。その前貸商人によって編成された亜麻製品の生産・流通過程は、概念図で示すと図1のようなものになる。即ち、主要な地方都市に住む商人、或は織布工程を経営する製造場主は、まず外国或いはス

図1 前貸商人によって編成された亜麻製品の生産・流通過程



仕上げ工(漂白, 浸染, 捺染)

コットランド内部の亜麻生産地域から原料を集中的に買い上げ、[©] その原料を農村の代理人 agent, intaker を通じて紡績工に配分し、亜麻糸を製造させる。完成した製品は、また同じ流通経路を通って商人或は製造場主に還流する。次でそれは再度商人の手から委託加工の形で農村や都市の織工へ配分されるか、イングランドへ移出されるか、或は自己の織布場で使用されるかする。最後に、製織された亜麻布は再び商人或は製造場主の手を通して仕上げ工程に移され、場合によってイングランドや海外植民地へ移・輸出されていくのである。[©]

⑤ 仕上げ工程

亜麻布の商品としての価値は最後の仕上げ工程の良否によって大きく左右される。この工程は漂白、捺染、浸染などを含むが、18世紀の仕上げ工程の生産性向上に大きく貢献したのは主に漂白作業における技術進歩であったので、ここでさしあたり漂白作業を中心に仕上げ工程の発展状況を見ていこう。

域内の低劣な漂白技術あるいは漂白原料の供給不足のため、18 世紀初頭まではスコットランドで生産された亜麻布はその大半が、ロンドンやネーデルラントのハールレム Haarlem に送られ、そこで漂白作業が行われていた。40 仕上げ工程はほとんど外国に依存する状態にあった。このような状況の下で、漂白工程の対外依存が亜麻製品の生産拡大にとってきわめて不利であると認識した「理事会」は、大規模漂白場の建設、外国からの新式漂白法の導入、新しい漂白方法の発明を対象に様々な奨励政策を打ち出し、漂白工程のスコットランドでの確立を図った。50 1720 年代からアバディーン Aberdeen 、フォーファル Forfar 、グラスゴウGlasgow を中心とする地域に漂白場が相次いで設立されただけでなく、生産規模も拡大する傾向にあった。60 ところで、確かにこれらの成果を無視することはできないとはいえ、漂白工程での生産性の抜本的な向上を齎したのは 18 世紀後半からの新しい漂白材料や漂白方法の発明であった。

18世紀初頭で最もよく使用されていた漂白材料はアルカリや酸乳 sour milk であった。 亜麻産業の急速な発展によって、これらの原料は早い時期から供給不足の状態を呈しており、その不足分は主に地中海地域からの海草灰 kelp 、あるいは北ヨーロッパやアメリカからの木灰 ash とソーダ soda とによって補充されていた。のこのような原料の対外依存による生産上の制約を免れるために、「理事会」は諸大学での化学研究、特に新しい漂白方法・原料の発明を中心とする研究・開発を援助した。1780年代まで様々な研究成果の中で漂白工程の生産性向上に最も貢献したのは、「硫酸」の漂白作業への応用であった。1749年にイングランド人によって硫酸製造場がスコットランドで最初に設立され、硫酸の大量生産が実現されるようになったことは特に大きな意味を持っている。のそれによって、従来の漂白材料の供給不足の問題がかなり緩和されるようになっただけではなく、硫酸を漂白材料とする亜麻布の品質も大幅に引き上げられ、スコットランド製亜麻製品の市場競争力が急速に上昇するに至ったからである。1780年代になると漂白工程においての生産性向上はさらに塩素の発見と応用によって一層進んた。のそれ以後、塩素を主要な成分とする漂白水や漂白粉などが次々と発明・製造され、これらの漂白材料が亜麻だけでなく、羊毛、綿製品の漂白作業にも応用されるようになり、繊維産業全般の生産性向上に小さからぬ役割を果たしたのである。70

経営形態においては、亜麻産業の諸工程の中でも、最も多額な固定資本や高度な専門技術を要するので、漂白工程は準備工程と同様に、早くからマニュファクチャー形態を生み出す条件を備えていた。アイルランド式の漂白技術や硫酸のような新しい漂白材料を実用化するためには、用地、洗濯場、水路設備などのような固定資本だけでなく、熟練労働者を雇用す

るための多額の流動資本も必要だからである。⁷¹⁾ ところで、18世紀においてスコットランドでこれだけの資金能力を有する者は地主や大商人のほかにいなかった。具体的にいえば、自己の所領地の改良に関心や熱意をもっている開明的地主や技術関心の強い製造場主や前貸商人などであった。⁷² こうして技術革新が最も顕著だった漂白工程においても、地主、前貸商人、製造場主などのような「上層階級」が他の生産工程と同じく直接生産者に対して優位に立っていた。かれらは亜麻製品の新市場開拓や販路拡大の面で、また技術革新や技術導入の面で主導権を握る一方で、流通経路の掌握や資金援助によって直接生産者に対して圧倒的影響力を行使して、小生産者層の上昇・転化の可能性を奪う結果を齎したことさえできる。

4 小括

以上, 18 世紀スコットランドの亜麻産業の生産過程を検討した結果,次のことが確認できるであろう。まず,経営形態や経営規模については,特に紡績工程や織布工程では依然として家内工業,即ち前貸問屋制度が支配的であった。この両工程においての生産性向上は,経営形態の変革よりもむしろ労働力の量的増加や質的向上によって齎されたものであった。これとは対照的に,準備工程や漂白工程は新しい生産道具(動力機を含む)や技術の改良・発明によって,18 世紀後半に入ると急速な生産性向上を実現し,経営形態が次第にマニュファクチャーへ移行していったと考えられる。

このように家内工業やマニュファクチャーを包摂しながら、亜麻産業全体としては前貸問屋商人資本が18世紀全般を通じて「理事会」の亜麻産業振興策の助成役を務めながら、生産構造を支配していたと見ることができる。「商人資本」は紡績、織布、漂白の三つの基本工程を連結する上で不可欠な役割を果しただけではなく、さらに製品の流通経路や市場情報を完全に掌握しており、生産過程と流通過程とを合わせた亜麻産業の一つの産業システムとしての発展過程に決定的な影響力を行使したのである。

このように,「理事会」の亜麻産業振興策によって強化された前貸商人資本の支配網の下で編成された亜麻産業は,次第にスコットランド全域に展開し,生産量の急増を実現した。当初からイングランドとの協調的な経済関係の構築を課題として,しかも域内の経済建設の推進を目標とする「理事会」の亜麻産業振興策は,この点から見ると成果を収めたと考えられる。従って,スコットランドは合同体制の下で後のアイルランドのように完全に植民地化してしまったのではなく,逆説的に言えば国家主権の放棄によって,かえって自立的経済発展の可能性を見出すことができたともいえるのであろう。

そこで亜麻産業の各生産工程の連結役を担っていた「商人資本」は具体的にどのような経営 形態として、そしてどのような形で亜麻事業経営に携わっているのか、次章は「ブリティッシュ亜麻会社」という企業体に焦点を当て、当社の設立過程と経営基盤とを分析しながら、この 問題を検討することにする。

注:

- 1)R.IL Campbell, op. cit., (1965) pp. 55-56. 合同条約第 15 条の規定によると,スコットランドはイングランドと合同によって,イングランドで課されているいくつかの関税および物品税を課す義務を負わなければならない。税収をロンドンに移転する補償として,スコットランドはイングランドから総額 £ 398,085 10s の等価代償を受け取ることになっていた。しかし,合同直後のスコットランド経済は依然として不況が続いており,関税や物品税から得られた財政収入が予期した金額をはるかに下回ったため,イングランドはそれを口実として,等価代償の全額支払いを何回も拒否した。
- 2) P. II. Brown, *History of Scotland-From the Revolution of 1689 to the disruption*, 1843, Vol. II., Cambridge, 1909, pp. 245-247. スコットランドの輸出大宗である亜麻製品は1711年から輸出税を課されるようになった。
- 3) C. Gulvin, "The Union and the Scottish Woollen Industry, 1707–1760" Scottish Historical Review, Vol. L., 1971, pp. 132–133. イングランドとの合同の後, スコットランド毛織物工業の利益のために, スコットランドからの羊毛輸出の禁止法令は廃止されなかったが, その交換条件としてイングランドからの毛織物輸入の禁止法令が撤廃されるようになったが, イングランド製の毛織物が自由にスコットランド市場に進出するようになった。イングランドの製品, 特に良質毛織物は価格や品質において強大な競争力をもっていたので, スコットランドの良質毛織物製造業はそれとの競争に抵抗できず, 衰退に陥った。
- 4) B. Lenman, An Economic History of Modern Scotland 1660–1976, London, 1977, p. 62. 輸出不振の 1710 年代において、スコットランドの亜麻製品の販路はほとんど域内市場に集中していた。
- 5) *Ibid*, pp. 64-65. イングランドと合同してから,スコットランドは上述の亜麻製品の輸出税だけではなく,漁業の発展に悪影響を与える塩税,モルトやエールに対する消費税も次次と課されるようになった。このようなイングランド側の決定による関税や物品税の徴収,言い換えればスコットランドの課税自主権の喪失はスコットランド人の合同条約に対する不満の主要な原因であった。

- 6)この論争については、関源太郎の一連の労作、「P. リンズィの「インダストリィ」概念についてースコットランド啓蒙形成期における「経済改良」提言の一つの論理・九州大学 『経済学研究』 53-1・2、1987年;「T. メルヴィルの「経済改良」提言にみるスコットランド「近代的経済社会」の 構想ーP. リンズィの所説との対比で一」九州大学 『経済学研究』 53-4・5、1987年;「匿名『スコットランドにおける漁業およびリネン製造業改良の諸理由』について」 九州大学 『経済学研究』 54-4・5、1988、を参照。
- 7) Patrick Lindesay, The Interest of Scotland considered, with regard to its police in employing of the poor, its agriculture, its trade, its manufactures and fisheries, London, 1736, pp. i-ii. スコットランド経済が直面していた問題を最も首尾一貫して体系的に分析したのは、P. リンズィである。リンズィはファイフ州 Fifeshire の出身で、エディンバラでの家具商経営の成功によって、エディンバラ市のギルド理事や市長に選出され、またエディンバラ市の代表議員として大プリテン議会に出席したことがある。彼は 1727 年に設立された「理事会」の構成員の一人であり、ブリティッシュ亜麻会社の重役でもあった。
- 8) Patrick Lindesay, op. cit., pp. iii-iv, 108–110, 135–138. Thomas Melvill Weaver, The Caledonian, adressed to the people of Scotland, containing an examination of arguments advanced against the woollen-manufactures of this kingdom, in a late book, intituled, The interest of Scotland considered, &c. Together with a scheme for promoting our woollen-manufactures, Edinburgh, 1734, p.7. リンズイが製造業振興策の対象として亜麻産業を擁護したのに対して、もう一方の論者であるメルヴィルは羊毛工業を支持する立場に立っており、両者の間に激しい論戦が行われた。 A.J. Warden, The Linen Trade, London, 1864, pp. 445–465. H. Hamilton, op. cit., (1963) p. 134. 亜麻産業の他に、粗製羊毛工業や漁業、特に鰊漁業も「理事会」の産業振興策の対象となっていたが、投入金額の大きさと奨励期間の長さから見れば、亜麻産業が「理事会」の産業振興策の主要な対象であったことが分かる
- 10) Patrick Lindesay, op. cit., pp. v-xviii.
- 11)G.ドナルドスン著 飯島啓二訳 『スコットランド絶対王政の展開―16・17 世紀スコットランド政治社会史―』未来社,1972年,281頁。W.ファルガスン著 飯島啓二訳 『近代スコットランドの成立―18-20世紀スコットランド政治社会史』未来社,1987年,415-416頁。北,前掲書,45頁。ステアー・ソサエティ編 戒能等 編訳,前掲書,付録12頁。王立都市 Royal Burgh は「12世紀初頭以来,国王の特許状によって永代借地権と商業特権を与えられた」特権都市である。王立都市は17世紀までにスコットランドの外国貿易の特権を独占してきただけではなく,国内の商業や

マニュファクチュアに関する諸規制や奨励措置もその管轄下にあった。これらの特権の行使によって、王立都市は莫大な経済利益を獲得し、その一部が商業特権の対価として王室に収められ、王室の主要な財政収入源となっていた。合同後、王立都市総会は依然として政策主体としての機能を維持し、「等価代償」の実行機関となった。

- 12)A Browning ed., English Historical Documents 1660—1714, London, 1953, p. 685. 合同条約の第 15条での規定によると、スコットランドに与えられる「等価代償」の使用対象には三つがあった。即ち、羊毛を生産する州 shire での粗製毛織物工業、スコットランドの漁業、そして他の連合王国の利益に役立つ産業などをそれぞれ促進することに使用するというものである。注1 で述べられているように、この産業振興奨励金の支払いは 1720 年代後半まで実行されなかった。
- 13) R. H. Campbell & J. B. A. Dow eds., Source Book of Scottish Economic and Social History, Oxford, 1968, pp. 70-72.
- 14) His Majesty's Patent for Improving Fisheries and Manufactures in Scotland Published by Order of Trustees, Edinburgh, 1727, pp. 14-15. 北, 前掲書, 61 頁。「理事会」が成立した当初の21 名の管理委員の名簿は次のようである。即ち、Charles Cathcart Esq, George Ross Esq, Sir Hugh Dalrymple of Northberwick, Sir James Mackenzie of Roystown, Andrew Fletcher of Milton Esq, Patrick Campbell of Monzie Esq, Sir John Clark of Pennycuik, Duncan Forbes Esq, Charles Areskine Esq, Mr. James Paterson of Kirk—town Advocate, Thomas Hope of Rankeilor Esq, Mungo Graham of Gorthy Esq, George Drummond Esq, Archibald M Aulay, Robert Wightman, Alexander Arbuthnot, Gilbert Stewart, Patrick Lindsay, William Jamison, James Fall, Mr. George Irving of Newtown である。その中で、親イングランド派の貴族・地主である Lord Milton が「理事会」の政策決定の主導権を掌握しており、亜麻産業振興策やプリティッシュ亜麻会社の設立が実行されたのは彼の支持に負うところが多かった。
- 15) W.ファルガスン著 飯島訳, 前掲書, 179-180 頁。「理事会」はその議会制定法によって,「処分権を委ねられた約三万ポンドの蓄積を, 最も将来性のある産業援助のために自由に配分する権限」を与えられた。
- 16) T.C. Smout, *op. cit.*, (1963) p. 298. W. ファルガスン著 飯島訳, 前掲書, 90-91 頁。1707 年の時点において, スコットランドには 66 の王立都市が存在していた。その中で規模が比較的に大きい都市は, Inverness, Elgin, Aberdeen, Montrose, Dundee, Perth, Kirkcaldy, Sterling, Linlithgow, Glasgow, Edinburgh, Haddington, Ayr, Jedburgh, Dumfries などであった。これらの都市はいずれも東北ロウランドやセントラル・ロウランドに分布している。

- 17) Anon., Reasons For Improving the Fisheries, and Linnen Manufacture of Scotland, London, 1727, 26, 29-30. Patrick Lindesay, op. cit., p. iv. 亜麻産業振興策を擁護する論者たちが共通して主張した点は, イングランドとの補完・協調関係を構築することであった。従って, すでにイグランドで大いに繁栄していた羊毛工業ではなく, イングランドでまだ発展の余地が大いに残されている亜麻産業こそスコットランの産業振興策の対象であるべきだと, 彼らは強調した。
- 18) T. C. Smout, *qp. cit*, (1963) p. 5, 7. R. H. Campbell, *qp. cit*, (1965) p. 58. 17 世紀のスコランドにおいては、産業振興策の対象として注目を集めたのは、羊毛産業と亜麻産業とであり、両方ともセントラル・ロウランドや東北ロウランド地域を中心立地として発展してきた。しかし、17 世紀後半に入ると、政府の手厚い保護政策があったにもかかわらず、良質毛織物工業を除いて羊毛産業全体が衰退の傾向を見せ始めたのに対して、亜麻産業は顕著な発展を遂げた。亜麻製品の大半がイングランドやアメリカ植民地へ輸出され、それによってスコットランドは輸入に必要な外貨の大部分を獲得した。この事実から見ると、同じ 17 世紀の二大産業であったとしても、亜麻産業の方が羊毛産業より発展性に富み、従って優先的な奨励に値する対象であると「理事会」が認識していたと考えてよいであろう。
- 19) Rosalind Mitchison, "Patriotism and National Identity in eighteenth-century Scotland", in T.W. Moody ed., Nationality and the Pursuit of National Independence, Belfast, 1978, p. 92-94. ミチソンの説明によると、合同条約それ自体や 18 世紀にわたる一連の農業・製造業改良運動は、本質的にロウランド地主の政治・経済利権の拡大を目標とする一種のハイランド同化策であり、さらに言えば「スコットランド統一運動」でもあった。
- 20) R.H. Campbell, op. cit., (1965) pp. 57-58. 関口尚志「イングランド銀行と重商主義 (2) -銀行創設の社
 - 会的推進主体—」『経済学論集』31-3, 1965年, 68-69頁。関, 前掲論文, 九州大学『経済学研究』53-4·5, 1987年, 370頁。
- 21) Patrick Lindesay, op. cit., pp. iii-iv. 亜麻産業の振興によって, 国内の雇用機会を創出すること, また亜麻製品の輸出から得られる外貨をもって輸入に必要な資金を調達し, それによって貿易収支の改善を図るという「輸出重視論」は, リンズィの主要な論拠である。
- 22) R.H. Campbell, op. cit., (1965) pp. 35-36. イングランドへ移出する黒牛 cattle は主に生鮮牛肉, 或は塩漬け牛肉の原料として, イングランドで屠宰・再加工されるものである。合同後, 黒牛の移出はイングランド市場での需要の急増によって一層増大し, ハイランドの主要な収益源となった。

- 23) T. C. Smout, op. cit., (1963) pp. 237-238, 279.
- 24)H. Hamilton, oa cit., (1932) p. 77. スコットランド亜麻製品の品質の粗悪さはすでに国際的に悪 名高く、ヨーロッパ大陸市場だけでなく、イングランド市場への進出も困難な状態に陥った。
- 25) R. H. Campbell, op. cit., (1965) pp. 58-59.
- 26) A. J. Durie, op. cit., (1979) pp. 35–36,

69-71. 評議会は1728年から、大規模な亜麻栽培単位(10エイカ以上)を奨励対象に多額の資金 を投入する一方、良質亜麻種子の輸入、外国からの優秀な亜麻栽培工 flaxman の招致などにも 努力したが,資金不足や成果不彰のため,1751 年に亜麻栽培の奨励措置を停止した。1758 年か ら再び特定の地域に限定して準備工程を含む亜麻原料の栽培・加工に対する奨励を再開した。 この奨励措置は1830年代まで実施された。

- 27) H. Hamilton, op. cit., (1966) p. 94. R. J. Brien, The Shape of Scotland-Eightenth Century Patterns of Land Use and Settlement, Aberdeen, 1989, p. 110.
- 28) A. J. Durie, op. cit., (1979) p. 72. デュリーの整理によると、ヘンリー・ヒューム (Kames, Henry Home,)は 1766 年にスコットランドで使用された亜麻原料の 60%がスコットランド産であったこと を推定しているのに対して,ジョン・ナイスミス(John Naismith)は 1782 年にスコットランドで 使用された亜麻原料のうち、3/4が輸入原料であったと判断している。
- 29) A.J. Durie, op. cit., (1979) p. 2. 中村 耀著 『繊維の実際知識』 東洋経済新報社, 1991 年, 23 頁。 亜麻の播種は大体3月~4月の早春に行われ、収穫するまでは約3カ月の成長期を必要とする。 亜麻が開花する前に常に除草しなければならないため、大麦や燕麦の栽培よりも大量の労働力 の投入が必要である。また,収穫の時期の判断も極めて重要で,判断を誤れば良質な亜麻原料 の収穫が不可能になる。スコットランドで良質な亜麻原料を生産できなかったのは、このよう な専門知識の欠乏にもよるところが大きかったと言われている。
- 30) J. A. Symon, Scottish Farming Past and Present—, Edinburgh, 1959, pp. 17-18. 新井 嘉之作「18 世紀におけるスコットランドの土地制度について」『史学研究』,第 100 号記念号,1967 年, 127-130 頁。 R. J. Brien, op. cit., pp. 1-3. 新井の整理によると, ランリグ制を基礎とするスコット ランドの農耕制度の特徴は次のようにまとめられる。即ち,基本的な村落共同体は普通,100 エ イカの土地面積を一つの耕作単位とし、そこに居住している借地農或はコッターたちが共同混 淆保有と共同労働という形で農地を経営する。定住形式は小規模な散居制 hamlet が主要な形態 であり,それは農村の基本単位を形成する。耕地は普通,近耕地 infield と遠耕地 outfield と に分かれ,近耕地は家屋の近くにある比較的肥沃な土地で,全耕地面積の約1/4を占めるのに対

- して、遠耕地は遠方にある貧弱な土地である。近耕地と遠耕地ではともに、連続耕作の農作法が行われており、そこで最もよく栽培される農作物は燕麦 oat や大麦 barley などであった。
- 31) R.H. Campbell, op. cit., pp. 19-20. R. J. Brien, op. cit., p. 110. 中世以来のスコットランド農業生産の停滞や飢饉の頻発を惹き起こした原因は,低劣な耕作用具や連作のような不効率な耕作方法のほか,混淆保有や遠近耕区制を特徴とするランリグ制にも求められる。特にランリグ制の下では,保有農地が他人のそれと交錯しているので,借地農は自由に農作物を栽培することができなかった。また,農地の細分化によって, 規模の経済性もほとんど失われた。このような農業構造の下で,大量の農業人口が定住し, 亜麻栽培は常に小規模な自家消費用に営まれてきた。こうして,豊富な労働力に支えられて, 亜麻の栽培面積が 18 世紀中頃までは,ある程度まで拡大することができたのである。
- 32) R.H. Campbell, qa cit, pp. 24-27。 R. J. Brien, qa cit, pp. 18-28. 新井嘉之作 「スコットランドの農業革命は主に二つの側面で行われた。一つはノーファク式農法を中心とする新農法や新種牧畜, 飼育方法の導入・普及であり, もう一つはランリグ制の廃止を中心とする土地所有制度の変革である。 18 世紀後半からスコットランド, 特にロウランドでは小麦・蕪・大麦・クローヴァの輪作法, 即ちノーファク農法の普及によって, 土地の生産性が大幅に上昇し, 域内の食糧源の確保が可能となった。それだけではなく, この時期にヨーロッパ全体の人口が持続的に増加し, 羊毛製品の輸出も好調だったので, 小麦などの食糧作物や羊毛に対する域外からの需要も次第に高まっていった。そのため, テナントや地主たちは手間がかかる亜麻栽培より, 収益性が高く, しかも栽培が比較的容易な作物あるいは牛, 羊の牧畜の方を選ぶようになったのである。また, ノーファク式農法を中心とする農作や牛, 羊の牧畜などはいずれも大規模な経営面積が必要であり, 従ってランリグ制の廃止による耕地の再整理・結合と農地保有権の再編が必然的に惹き起こされた。しかし, スコットランドにおける土地所有制度の変革は極めて緩慢なものであり, しかも地域によって度合が異なっていたので, スコットランド全域の農業構造の変容は 19 世紀後半まで待たなければならなかった。
- 33)Sir John Sinclair, General Report of the Agricultural State and Political Circumstances of Scotland, 1814, p. 15. 新井, 前掲論文,『史学研究』, 第 100 号, 154 頁。スコットランドの前近代的土地所有制度の下では, 土地所有者の権利が明文的に規定・保護されていたのに対して, テナントの借地権は法律上ほとんど保証されず, 極めて不安定な状態にあった。
- 34) 新井, 前掲論文, 『西洋史学』, 第83号, 18-20頁。自己の保有地から追い出されたテナントやコ

- ッターたちは普通農場の日雇労働者として雇われ、或は亜麻の紡績や織布活動を行うことによ って生計を維持していたが、より能力がある者はセントラル・ロウランド、アイルランド、さ らに北アメリカへ渡り、そこで新しい就業機会を開拓した。これらの伝統的な農業構造から離 脱した農民たちは、どんな移住方式をとったにしても、18 世紀後半から勃興しはじめた各種の 製造業に豊富な労働力を供給しただけでなく、厖大な需要をも創出し、産業革命の進行に大き な影響を与えた。
- 35)A.J. Durie, op. cit., pp. 2-3. 中村, 前掲書, 23頁。亜麻原料の準備作業は非常に煩雑な手作業で, その順序は次のように整理できる。まず、抜き取られた亜麻の根から土を払って畑で干し、水 分がある程度減少するまで乾燥する。そして、鉄製あるいは木製の亜麻こき道具 Rippling Caimb を使って,種と葉を取り除く。亜麻こきの作業は通常男性二人によって行われるが,普通の人 にとってかなり退屈な作業といわなければならない。続いて、生茎から繊維を分離するために まず浸水の作業を行う。浸水して生茎内部の木質部が分解しやすくなると,亜麻原料は再び水 から引き上げられ乾燥せされる。その後,スチカチング作業に入る。スカチングは主に亜麻打 ち道具 flax-brake あるいは木棒をもって生茎の木質部をたたき落とす作業である。この仕事は 亜麻こき作業と同様に、かなり手間がかかる作業なので、労働節約を目的とする道具や機械の 発明と導入は当初から望まれていた。準備工程の最後の過程はヘクリングである。ヘクリング 作業は主に亜麻すき道具を使って亜麻原料から繊維を取り出す仕事であり、各準備作業の中に 最も熟練した手工技術を要する作業である。
- 36) H. Hamilton, op. cit., (1966) p. 83. A. J. Durie, op. cit., (1979) pp. 2-3.
- 37) H. Hamilton, *op. cit.*, (1963), p. 135. A. J. Warden, *op. cit*, pp. 448-449. A. J. Durie, *op. cit.*, (1979) p. 37. 1728年に評議会は技術研修という名義で亜麻準備工の J. スプレディング John Splading をオラン ダまで派遣し、優秀な亜麻準備技術やスカチング機械の製造技術を習得せしめた。彼は 1730 年 に帰国した後,ただちに水力によって稼働するスカチング機械の製造に着手し,同年これの稼 働するスカチング作業場がエディンバラの近郊に設立された。このスカチング機械は後に T.ホ ップ Thomas Hope という人によっていくつかの技術的修正が加えられ、スコットランドの他の 亜麻産業地帯でも使用されるるようになった。
- 38) Kames, Henry Home, *Progress of flax-husbandry in Scotland*, Edinburgh, 1766, pp. 16-17. Hamilton, op cit, (1963), p. 136. スカチング機械の使用によって, 準備工程での生産力が大幅に上昇し, さらにこの作業の退屈さもかなり緩和されたので,準備作業に従事する労働者がかえって増加 してきた。そのため,スコットランド産の亜麻原料だけでなく,バルト海地域から輸入された

原料さえも域内で準備・加工できるようになった。

- 39)A. J. Durie, op cit., (1979) p. 3. 亜麻原料は常にスカチング機械の叩きすぎによって使用不可能な 状態になったため、良質の亜麻原料の準備作業は依然として手工技術に依存していた。また, この機械は主に水力によって稼働するので、作業場の立地は水力の豊富なところでなければな らなかった。ところで、当時のスコットランドでは、河川は土地と同様に個人の私的財産なの で、作業場を建設するためにはまず水力利用権を取得しなければならなかった。スカチング作 業場の建設はこのように、技術、地理条件、土地所有制度などによって大きく制限された。
- 40)H. Hamilton, op. cit., (1966) p. 97. ヘクリング熟練工は通常独立生産者として, 近くに住んでいる 亜麻栽培農民の委託を受け, 亜麻原料の準備作業を行うことになっていたが, 前貸問屋商人の下で働く者も少なくなかった。
- 41) Kames, Henry Home, op. cit., 付録図を参照。
- 42)「マニュファクチャー」の概念規定については、さしあたり樋口徹「マニュファクチャーの発達」、松田智雄編**『西洋経済史』**青林書院、1988年、153-159 頁に従う。
- 43)F.M. Irene, Scottish Spinning Schools, London, 1930, pp. 53-105. 良質亜麻糸の紡績技術をセントラル・ロウランドの新興亜麻工業地帯へ普及させることと、東北ロンランドやハイランド地域での紡績労働力を増大させることが紡績学校設立の主要な目標であった。最初の紡績学校の設立はエディンバラ、ダンディ、パースなどのような伝統的な亜麻産業地帯に集中していたが、後に数が次第に増えて、グラスゴウやペイズリのような良質亜麻製品の生産に特化した地域やハイランドの偏遠地にも設立された。
- 44) A. J. Durie, on cit., plates 5. 貧民や女子労働者に提供された生産道具のうちで, 雇用の増大に 最も役立ったのは紡車である。
- 45) Adam Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of The Wealth of Nations, 1937, (Edwin Cannan, ed.) pp. 116-117.
- 46) A.J. Durie, op. cit., p. 25. ロウランドの東北地域は 18 世紀初頭から, Diaper, Lawn, などのような粗製亜麻製品の生産に専念し始めた。最初の販路は域内市場に集中していたが, 1730 年代から粗製製品を対象とする輸出補助金が実施され, それによってアメリカ市場への輸出が急速に増大するようになった。その後, 輸出補助金の一時停止やアメリカ独立戦争の勃発によって, 輸出量が減少したことはあるが,全体として,アメリカ植民地市場への粗製製品,特に Osnaburg の輸出に支えられ,ロウランド東北地域の亜麻産業は半世紀にもわたる繁栄が続いた。
- 47) H. Hamilton, op. cit., (1966) pp. 91—92. A. J. Warden, op. cit., p. 476. A. J. Durie, op. cit., pp. 25—27.

セントラル・ロウランド、特にグラスゴウやペイズリ周辺地域は良質亜麻布の生産拡大を目標とする評議会の奨励を受け、キャンプリク cambrics、ガーゼ gauzes などのような良質亜麻製品の生産において大いに実績を上げた。この時期に蓄積された良質亜麻製品の紡績・織布技術がさらに 1780 年代から勃興した綿工業に応用され、高級品志向を特徴とするスコットランドの綿工業の発展に寄与した。また、この時期に生産された亜麻製品の品目とその価格水準は次のようにまとめられるが、これらの物が交織物を含んでいたか否かについては、なお検討の余地がある。

価格水準(per yard	划 製品品目	備考	(d:ペンス)
5 1/2d - 7d	Brown Unbleached Linen	未漂白亜麻織物	
	Harden	トウ糸で作った粗勢	V 亜麻織物
	Osnaburg	粗製亜麻織物	
	Dowlas	粗製亜麻織物	
7 1/2d — 11d	Sacking and Bagging	袋地 (ズック)	
	Diaper	菱形の地紋のある	亜麻織物
	Damask	襦子で7紋様を表れ	した紋織物
	Checked Linen	市松模様の粗製亜	麻織物
	Bengal	縞模様の亜麻織物	9
10d - 22d	Cambric, Holland	注 32 を参照, 良質	一
	Lawn	極めて薄地の上等	亜麻織物
	Linen Gauze	薄地の亜麻織物	
	Muslin	薄地で柔らかい亜	麻織物

- 48)ハイランドの伝統的な社会・経済構造に関する基本知識は、飯塚正朝「『国富論』と未開発地域-18世紀スコットランド・高地地方の事例をめぐって一」、竹本 洋編『経済学の古典的世界』 昭和堂、1986 年、108-123 頁を参照。
- 49)飯塚正朝『『国富論』と18世紀スコットランド経済社会』九州大学出版会,1990年,208-223頁。 飯塚の説明によると、ハイランド教化政策の内容は主に次の二つがある。一つは新しい農耕・ 牧畜方法の導入や土地保有制度の改革などを含む農業改良政策であり、もう一つは亜麻産業を 中心とする産業導入策である。
- 50) A. J. Durie, op. cit., (1979) pp. 88-91.
- 51) 飯塚, 前掲書, 168-169 頁。飯塚はハイランド亜麻産業の生産・流通過程について, 次のように

述べている。「十八世紀前半までは、自家消費用だったリネンが後半に なって商業組織に編成されてゆくにつれて、借地人たちは商人から前貸をうけた貨幣で地代を支払ったり生活日需品を購入し、紡いだ亜麻糸でその返済を行うこともみられた。・・・こうした製品は自家消費用に織布されるものを除いて、インバネス、クリーフ、パーズのような市場で売られた。織布工程は大部分南部のグラスゴウ、ペイズリで行われた。」この叙述から、ハイランドでの亜麻生産はすでにロウランドのそれと一体化するようになったと推定することができると思われる。 従って、亜麻産業の発展を契機にして、ハイランドの経済構造が次第にロウランドのそれに編入されるようになったことも十分に推定できることであろう。

- 52) A. J. Warden, op. cit., p. 448.
- 53) David Bremner, *The Industries of Scotland*, New York, 1969, p. 218. A. J. Durie, *op. cit.*, (1979) p. xi. キャンブリク cambric は通常薄地の上等亜麻布を指すものであり, その原産地はフランスの Cambrai 地方である。「理事会」はキャンブリク製織技術のスコットランドへの導入・普及を図る 一方で, その製品の輸入禁止も行った。しかし, 製品の輸入禁止措置はかえって密輸入量の増大を招来し, 域内のキャンブリク生産に不利な影響を齎したようである。
- 54) A. J. Warden, op. cit., (1979) p. 449.
- 55) *Ibid*, pp. 465-470. David Bremner, op. cit., pp. 215-216. A. J. Durie, op. cit., (1979) pp. 32-35. 亜麻 布検査制度は 1727 年に制定された, スコットランド亜麻製品の品質向上を主旨とする一つの議会制定法 Stamp Act の中で規定される制度である。「理事会」はその制度の執行権限を委託され, 1823 年にその制度が廃止されるとともに,「理事会」の政策主体としての機能は正式に終止するようになった。
- 56) David Bremner, op. cit., p. 214. H. Hamilton, op. cit., (1966), pp. 97-98.
- 57) H. Hamilton, op. cit., (1966), pp. 100-102.
- 58) A. J. Durie, op. cit., (1979) pp. 43-44.
- 59) Ibid, pp. 78-80.
- 60)H. Hamilton, op. cit., (1966) pp. 91–92. A. J. Durie, op. cit., (1979) pp. 46–47. 良質亜麻布の生産は基本的にロウランドの西部に集中しており、特にエディンバラやグラスゴウで良質亜麻布の製織を主要な生産活動とするマニュファクチャー作業場が数多く存在していた。
- 61)A. J. Warden, op. cit., pp. 465, 468. A. J. Durie, op. cit., (1979) pp. 67, 74. 後述するように, 前貸商人 や製造場主は亜麻産業の生産過程と流通過程の連結点に立っていたため, 生産過程と流通過程 に介入しようとする亜麻布検査制度を確立するために, 前貸商人の亜麻産業における影響力を

利用しなければならなかったのである。

- 62) A. J. Durie, *op. cit*, (1979) pp. 35-37. 亜麻原料の他, 亜麻種子や漂白材料としての木灰なども亜麻原料輸入商の取り扱い品目であった。域内の亜麻栽培に必要な種子が常に外国, 特にネーデルランドから輸入しなければならないことからみれば, 輸入商人の原料供給過程に対する影響力が非常に大きいことがわかる。
- 63) Charles A. Malcolm, The History of the British Linen Bank, Edinburgh, 1950, p. 4. H. Hamilton, op. cit., (1963) pp. 136, 146-147, 156. David Bremner, op. cit., pp. 220-221. A. J. Durie, op. cit., (1979) pp. 12, 37, 46, 59-60.
- 64) John Butt & Kenneth Ponting eds., Scottish Textile History, Aberdeen, 1987, p. 2.
- 65) Archibald Clow & Nan L Clow, *The Openical Revolution—A Contribution to Social Technology*—, London, 1952, pp. 173–174, 177. 「理事会」は数名の漂白工をアイルランドへ派遣し、そこでアイルランド式の漂白法を習得させる一方,域内の大規模漂白場の建設にも補助金を提供した。アイルランド式の漂白法は後に様々な技術改良によって、オランダ式の漂白法より経済的で、実用的な生産方法になったため、スコットランドで最も普及した漂白方法となっていった。
- 66) A. J. Durie, op. cit., pp. 81-82. John Butt & Kenneth Ponting eds., op. cit., pp. 3-4.
- 67) Klaus II. Wolff, "Textile Bleaching and the Birth of the Chemical Industry" Business History Review, Vol. XLVIII, No. 2, 1974, p. 147. チャールズ・シンガー等編, 高木純一等 編訳,『技術の歴史/7』筑摩書房, 1963 年, 191 頁。
- 68) Archibald Clow & Nan L. Clow, op. cit., pp. 181–182. 硫酸の漂白工程への応用はフランス人,スコットランド人,イングランド人の研究成果を結合したものといえる。最初に硫酸の特性に注目したのはフランス人の化学者 C.L. Berthollet である。彼の発想に基づき、スコットランド人の化学研究者 Francis Home は硫酸の漂白材料としての特性に目を向け、やがて「理事会」の援助の下で硫酸の漂白工程への応用に成功するに至った。この研究成果がまもなく公開されたが、実際に応用され、硫酸の大量生産が始まったのはイングランド人 John Roebuck による Prestonpans での硫酸製造場の設立まで待たなければならなかった。
- 69) Ibid, pp. 186-192. Klaus H. Wolff, op. cit., p. 155. 塩素という元素がスウェーデンの化学者 Carl Scheele によって発見されたのは 1774 年のことである。塩素を主要な成分とする漂白材料は、漂白時間の短縮や輸送上の安全などの面において硫酸より優れたものである。しかし、生産コストが高かったため、この時期に塩素が亜麻製品の漂白工程に使用される例は硫酸のそれほどには多くなかった。1780年代から数多くの改良が加えられてから、綿製品の漂白工程で塩素がはじ

めて大量に使用されるようになったのである。

- 70)Archibald Clow & Nan L Clow, op. cit., p. 175. 塩素の発見とそれの漂白工程への応用によって, 羊毛, 亜麻, 綿などの繊維製品の品質が大いに引き上げられ, 繊維工業の発展を中心とする産業革命の勃興に促進的な役割を果したともいえる。
- 71) *Ibid*, p. 192. Illustration 37 を参照されたい. Klaus H. Wolff, *qa cit*, pp. 145–146. John Butt & Kenneth Pontingeds., *qa cit*, pp. 7–8. A. J. Durie, *qa cit*, p. 85. 新式の漂白場を建設するには, 土地, 水路設備などのよう固定資本の取得の他, アイルランド式やオランダ式の漂白技術を有する熟練工の確保・養成も作業場主を悩ませた問題である。1770 年代までは漂白工程における労働力は主にアイルランドやネーデルラントからの漂白工によって補われており, 漂白労働力の供給においてスコットランドが完全に自立できたのは1770年代以後のことであった。
- 72)T. M. Devine, The Tobacco Lards, 1975, Edinburgh, p. 40. John Butt & Kenneth Ponting eds., op. cit., pp. 8-9. A. J. Durie, op. cit., pp. 34-35, 46-47, 55-56. Pat Hudson, "Financing Firm, 1700-1850", in Maurice W. Kirby & Mary B. Rose eds., Business Enterprise in Modern Britain—From the eighteenth to the twentieth century, London, 1994, pp. 98-101. 浜林正夫『イギリス名誉革命史』未来社, 1983年, 328-329頁。北, 前掲書, 63-64頁。漂白工程に投入された商人資本のうちで, 特に西インドや北アメリカ貿易に従事するグラスゴウ商人の資本が顕著であった。この場合に, 亜麻製品は常にタバコや砂糖の輸入の対価として, 西インドや北アメリカ植民地に輸出されたので, 植民地からの需要がスコットランド亜麻産業の発展に大きく寄与したことができる。

第2章 ブリティッシュ亜麻会社の設立過程と経営基盤

1 概観

「ブリティッシュ亜麻会社」The British Linen Company(以下,BLCと略称)の存在は,18世紀スコットランドの産業発展史において無視しえない意義をもっている。1740年代中葉から亜麻製品の域外市場 ¹ の変化は次第にスコットランドの亜麻生産に決定的な影響を与え始め,亜麻生産と域外市場との歴史的関連を最も具体的な形で表したのは,ほかならぬこのBLCという事業団体の設立とその事業活動の展開だったのである。

1727年に設立された「理事会」Board of Trustees for Fisheries and Manufactures の亜麻産 業振興策による援助を受けながら,スコットランドの亜麻製品は前貸商人資本の支配網の下 で編成されていき,生産量の持続的な増加をなしとげた。18 世紀中頃になって,域外の亜 麻製品との競争が激化し,スコットランド域内の亜麻製造業者の間に製品販路の拡大や資金 供与制度の整備などの要請が強まってきた。このような背景の下で、1746年にイングランド とアメリカ植民地への亜麻製品の輸・移出拡大を目指していた株式会社ープリティッシュ亜 麻会社がエディンバラに設立された。その生産活動はロウランドから,ハイランドにかけて 展開され、「理事会」の協力の下でBLCによる亜麻生産がスコットランド全域を包摂する 産業部門として成立するに至った。域外市場向けの亜麻製品の生産をスコットランド全域に 普及させ,1751 年にその生産高がスコットランド亜麻製品の総生産高の89%強を占めるほど の実績をBLCは築き上げたのである。しかし,イングランドやアメリカ植民地への輸・ 移出拡大に力を注いだ過程で,同社は市場環境の絶えざる変化に適応できず,結局 1770 年 代に亜麻製品事業を放棄せざるをえなくなった。結果として会社はそのまま解散されたので はなく,亜麻生産業者への信用貸与業務を基盤に一般銀行へ転化したのである。事業目的の 転換は会社内部の利害関係の変化によってもたらされたとはいえ,その根本的な原因はイン グランドやスコットランドでの綿工業の勃興によって引き起こされた市場環境の激変にあっ た。BLCの設立,事業活動の展開,そして事業目的の転換にいたる過程はこのように,18 世紀中葉からのスコットランド亜麻産業発展の一局面を示しながら,亜麻生産と綿工業の勃 興による市場環境との関連を如実に反映しているのである。

本章はBLCの歴史的意義を解明するに当たって、その経営構造と営業初期の事業内容を 分析することにする。事業展開の制度的基礎である経営構造がどのような特質をもち、それ は経営の物質的土台となる事業内容とどのような相互規定関係をもっていたのか、この問題 の解明を主要な課題とする。

2設立過程

BLCの設立過程は1743年の春まで溯ることができる。この年の3月にエディンバラの亜麻布製造業者,トッド William Tod (?-1799)が「理事会」をたずね,良質亜麻布キャンプリク Cambric の生産についての援助を求めた。亜麻産業振興策が進行する最中に行われたこの申し入れは,ただちに「理事会」に受け入れられ,ネーデルランドの織工一名がトッドとマカロック Ebenezer McCulloch(1718-1788)共同経営の製造場に派遣されるようになった。3 トッドとマカロックとの共同事業にとって,この年に「理事会」の支持を得たことは非常に重要な意味をもっている。このことを契機に彼らは政府側との緊密な関係をもつようになっただけでなく,亜麻産業振興策の主導人物であるミルトン卿 Fletcher,Andrew,Lord Milton(1692-1766)のとの出会いによって,自らの事業拡大の機会にも巡り会えたからである。

トッドとマカロックが共同して亜麻製品事業を開始したのは1740年のことであった。 製織場はエディンバラの港リース Leith に立地して、20 台以上の織機を備え、良質亜麻布を製織した。 上述したように、彼らは最初に「理事会」の技術援助を求め、良質亜麻布の生産拡大を目指していた。しかし、ミルトン卿と出会ってから、その方針には変化が生じた。ミルトン卿は良質亜麻布よりも、北アメリカ植民地や西インド諸島向けの低・中級亜麻布の生産拡大の方に関心をもっていたからである。特に1742年からの輸出補助金法 Bounty Act の実施によって、「国産」 亜麻布を輸出する場合に1ヤード6ペンス以下のものは1/2ペンス、そして1ヤード6ペンスから12ペンスまでのものは1ペンスの補助金が与えられることとなり、 輸出補助金の助成対象である粗製亜麻布の生産がミルトン卿の関心の的となった。自らの事業構想の実現に向かって、ミルトン卿はトッドとマカロックに協力を求めた。その結果トッドとマカロックはミルトン卿に協力することに踏み切り、両者共同経営の製織場で良質亜麻布だけでなく、粗製亜麻布の生産も行われるようになった。1744年に新しい事業を興す計画が実行に移され、それによってBL Cの前身会社一「エディンバラ亜麻組合企業」が誕生したのである。

ミルトン卿の企画の下で,「エディンバラ亜麻組合企業」Edinburgh Linen Copartnery という事業団体が1744年7月に設立された。 7 事業の目的はエディンバラ市内およびその周辺地域でのキャンブリックと亜麻製品との製造業 Cambricand Linen manufactures を促進することにあった。 8 1口 \pounds 250で, 80 口の持分からなる \pounds 20,000の資本金募集はエディンバラとロンド

ン両地で行われた。1745 年 3 月までは、33 名の出資者から £ 16750 の持分が引き受けられ、9 出資応募者の大部分はミルトン卿もしくはトッドとマカロックと関係のある者であった。特 にミルトン卿がロウランド East Lothian 地方の有力な地主で、しかも当時スコットランド 最高法官裁判所書記官 Justice Clerk を担当していたので、彼のこの地縁的、政治的な影響 力に負って、同組合企業はアーガイル公 Archibald, Duke of Argyll やストリッヘン卿 Lord Strichen などの政界有力者の出資援助を得ることができた。そして、トッドとマカロックの 共同事業と以前から取引関係があった商人たちも積極的に出資募集に応じた。彼らはいずれ も、ミルトン卿の影響を受け、故郷の亜麻産業の振興に熱意をもち、或いは同組合企業の事 業展開を通じて、自己の事業を拡大することに動機を持つ者であった。10 「エディンパラ亜麻 組合企業」の出資金募集が設立発起者個人の影響力の下で行われ、出資者は主にエディンパラとロンドンで活動している地主階層や亜麻製品取引商人から構成されていた。

ここまでの設立経過を見て,ミルトン卿たちがなぜ,域内の対アメリカ植民地貿易の拠点 であったグラスゴウではなく,遠く離れているロンドンで出資募集を行ったのか,という問 題が浮かび上がってくるであろう。1707年にイングランドとスコットランドが合同した後, 両地域の政治的,経済的交流がより盛んとなり、特にブリテンの中央政府の所在地であり, 世界貿易の中枢の一つでもあったロンドンでは、多くのスコットランド人が政治や経済の分 野において活躍していた。その中に豊かな資金や市場開拓能力を持つ者が少なからず存在し ており、彼らに出資援助を求めながら、その影響力を借りてロンドンで亜麻製品の販売拠点 を作ることがミルトン卿たちの主要な意図であった。政治上の優位,資金源の豊かさ,そし て国内取引や国際貿易の仲継市場という立地条件からすれば,ロンドンは確かにグラスゴウ より魅力のある資本市場や販売拠点のように見える。≒ しかし, エディンバラを事業の本拠 地としながら,スコットランド亜麻製品の生産拡大を事業目的とするかぎり,域外の中継貿 易港で資本募集を行い,販売拠点をつくろうとする構想が果たして事業目的の達成に寄与し えるかどうかは,きわめて疑問である。そもそもスコットランド製の亜麻製品だけでなく, イングランド,アイルランド,そしてドイツ,フランス,ネーデルランドなどの大陸諸国か らの亜麻製品もロンドン市場に進出していた。このような激しい競争環境の中で販売拠点を 作るために,かなりの資金や人材の投入が必要であった。また,たとえ拠点設立ができたと しても,当時の交通技術水準の下で本社の事業目的と完全に一致させるように現地の業務活 動を指揮,監督することも非常に困難なことだった。ミルトン卿たちのロンドン重視戦略が 事業活動の展開にどのような影響を与えたかは,後に見るであろう。事実,ロンドンで出資 募集を行ったことはまず「エディンバラ亜麻組合企業」の企業形態に影響を及ぼし、それに よって同組合企業は「株式会社」形態をとる事業団体へ転化したのである。

総出資金 30%の£5025 を運転資本にし、「エディンバラ亜麻組合企業」が 1745 年の 3 月 に事業活動を開始した。最初の事業内容は亜麻糸の販売と亜麻布の製織に集中していたが、 後に事業規模が拡大し,亜麻原料の輸入や亜麻布の漂白作業も行われるようになった。」 し かし、事業活動が展開するにつれて、資金不足の問題がしだいに深刻になってきた。この問 題を解決するために,組合企業側が出資者に対して総額£2000の追加払い込みを要求したが, ロンドンにいる一部の出資者が事業の失敗から生じうる損失を恐れ、出資金の払い込みをた めらった。1720年にイングランドで泡沫会社禁止法 Bubble Act が施行されてから,13 株式会 社の出資者の責任限度が明確に規定されるようになったが、組合企業 partnership 形態をと った事業団体の出資者の責任限度が依然として不明確な状態にあることは,ロンドン在住の 出資者たちの不安の原因であった。4 こうして,事業活動を拡大するために,ミルトン卿た ちはイングランドの法律に従って出資者全員の有限責任制を確立する必要を感じ,特許状に よる「株式会社」資格の取得運動に取り組みはじめたのである。19 1745 年の夏, 特許状を申 請するための請願がジョージ二世に提出された。10 同年の秋,旧ステュアート王家のジェー ムズ三世がハイランドの一部の氏族の支持を得て、ジャコバイトの乱を起こしたので、特許 状の認可はこの政治的原因によってかなり延ばされたようである。^{ID} やがて一年後にこの請 願が受け入れられ、1746年7月5日に国王の署名のもとで、新しい事業団体に関する特許状 が認可された。特許期間は 30 年とされ,そして事業の目的はブリテンの何千もの家族に就 業の機会を与え,外国亜麻製品よりよい品質や低い値段の製品で国内と海外植民地との需要 を満たすことにあると定められ, ® 「ブリティッシュ亜麻会社」British Linen Company という 名の下での株式会社が正式に発足するに至ったのである。

このように、エディンバラとロンドン両地で出資援助を求め、事業活動を展開することを契機にし、BLCが「株式会社」という事業形態で事業の展開を迎えた。アダム・スミスが『諸国民の富』の中でBLCのことを、「ある特定の製造業を振興するという公共心に富んだ目的のために設立する株式会社」と述べているように、第 亜麻産業を振興するという公共的事業目的を掲げていたからこそ、「理事会」の援助や特許状による株式会社資格の獲得が可能となったといえよう。BLCは両国が合同した後スコットランドでイングランドの法的慣習に従って製造業を営むものとして設立された株式会社の典型をなす。それでは、株式会社としてのBLCの事業展開の制度的基盤をなした経営構造は、どのような特質をもってい

たのであろうか。次節はこの問題に焦点を当て、BLCの経営構造を検討することにする。

3 経営構造

ここで特許状や定款規定に即して、資本金の構成と経営組織という二つの側面からBLC の経営構造の特質を分析することにする。

① 資本金の構成

特許状規定によると、共同出資 joint-stock としてBLCが募集しうる総資本金は10万ポンド以内と定められている。出資を申し込んだ者は、その申し込み額に比例する資本金の持分 share とそれに応じる会社の利益配当を主張する権利が与えられると同時に、会社の構成員 members of the Corporation として認められる。出資金の募集はエディンバラとロンドンで行われ、そこで払い込まれた持分に対して、「受領証」receipts が発行され、この「受領証」は会社構成員としての資格と権利、特に利益配当を主張する権利証書に当たる。営業利益の配分については、出資者総会が払い込まれた金額や営業利益の一部を会社の構成員 members of the said Company に分配する権限をもったのである。30

株式会社形態であらためて出資募集を行ったBLCは,1746年末までに79名の出資者から49150ポンドの資本金を募集することができた。資本規模は組合企業時期の2.9倍まで拡大したものの,表1に示すように,出資者の基層は依然として貴族,地主と商人階級に止まっ

表1 1746年における出資者階層別の出資規模

(単位:人数、£)

	人数	%	出資額	%
貴族・地主	25	31.6	21400	43.5
商 人	17	21.5	11450	23.3
法律関係者	14	17.7	5400	11.0
税務行政官	5	6.3	2000	4.1
その他	8	10.1	3900	7.9
不 明	10	12.7	5000	10.2
合 計	79	100	49150	100

資料: List of Subscribers of the British Linen Company, 1746.

注:法律関係者や税務行政官の中に、貴族や地 主身分に属する者も多いのだが、ここで出 資者名簿に載せられている職種や階層を分 類の基準にする。

ていた。79 名の出資者の中に、ロウランドの地方領主や名望家の高額の出資応募が特に目

立っていた。²⁰ また,組合企業期に見かけられなかった職種に属する者,例えば大学教授,船長,軍人,パン屋,宝石商,さらに法人組合の名も出資者名簿で見いだされるのであった。このような出資者階層の多様化に加え,出資者の地域的構成にも変化が起きた。ロンドン在住者からの出資応募件数が急激に増加し,その総出資額が全体の 45%強を占めるに至ったのである。²⁰ このように,社会の様々な階層から,しかも地理的に遠く離れている地域から資本金を集められたことは,有限責任制という株式会社の特質を生かし,社会の遊休資本を吸収することに、ミルトン卿たちの戦略がある程度の効果を収めたことを物語るであろう。

ところで、株式会社という事業形態のおかげで、資本規模を拡大することができたとはいえ、出資者たちがどのような動機をもって、BLCの出資募集に応じたのかという問題を検討すると、株式の発行による資金調達は必ずしも順調に進行したのではないことがわかる。設立発起者のミルトン卿の場合には、亜麻産業の振興を通じて、自らの領地での雇用機会を増やすことが期待されており、ミルトン卿の影響をうけていた他のロウランドの地方領主もほとんど同じような動機をもっていたと考えられる。²⁰ また、商人身分の出資者の中には、BLCと関係を結び、自己の販売事業を拡大することを希望している者も少なからず存在していたはずである。²⁰ 従って、亜麻事業の運営に第一義的関心をもち、しかも取引に関する経験や知識も有する出資者はほんのわずかしかいなかったが、彼らが積極的に事業経営へ参与したことについては後に見るであろう。しかし、ここでより重視すべきことは、出資者の大多数がほとんど亜麻事業と何の関係や専門知識も持たず、彼らの主要な関心は事業運営よりも、出資金がもたらす報酬一利益配当にあったということである。いうまでもなく、この場合に配当率の高さと安定性が出資者たちの払込意欲、即ち実際に運用できる資金の調達と深くかかわっている。そこで次に、BLCの利益配分の実態とその資金調達との関係に目を向けよう。

定款第15~17条の規定によると、BLCの利益配分は次の順序に従って行われる。まず各出資者は出資者総会の決議により、毎年それぞれの払込額の5%を配当 Dividend として受け取る。それにつづいて、会社支配人は業務執行に対する報酬として年間売上総額の2% Allowance of the neat Sum of Two percent per annum on the sales that shall be Made by the Companyを受け取る。最後に取締役会の業務執行に対する報酬として年間売上総額の1/2%が取締役会に支払われ there shall then be paid to the Court of Directors, …, the Sum of One half percent on the sales made each year, これらの配分が完了してから残る利益は、「損失補填金」として社内に留保される。② 定款で出資者への配当を行うかどうかを決定する権限は、出資者総会

にあると定められているが、実際の事業展開過程においては、取締役会が配当実施の実質的な権限を掌握していた。そこで出資金の払込を順調に進行させ、より多くの運営資本を集めるために、取締役会は早くも1747年の夏に第一回の配当を行った。 しかし、利益予想がまだ不確定な状態で蛸配を行った結果、運営資金の不足問題が解決できず、元出資者への追加払込だけでなく新規出資による資本調達も講じらなければならなくなった。配当が再び追加払込や新規投資を誘引する手段として用いられたため、会社経営が当面の利益の確保に追われる一方で、資本を維持、拡大するための利益がほとんど社内に留保されえなかったという悪循環に陥ったのである。表2で示されているように、BLCの出資募集は1752年まで続

表2 BLCの出資募集の推移

(単位:人数、€)

年 月 日	出資者数	発行金額	催告額	払込額	未払金額
1746年9月17日	79名	49,150	-	_	_
1747年12月25日	91名	54,600	21,840	_	_
1748年12月25日	105名	59,700	41,790	27,716	14,074
1749年5月25日	106名	61,100	42,770	36,024	6,746
1750年 5 月19日	111名	64,900	45,430	39,791	5,639
1751年5月19日	121名	68,500	47,950	43,736	4,214
1752年 5 月19日	128名	70,600	49,420	46,106	3,314

資料: Dividend Book of British Linen Company No.1-6 (1747-1752)

き,その間に事業成績のよしあしをとわず,出資者への配当,さらに支配人,取締役会への報酬支払いをも含む利益配分が間断なく行われた。1752年に事業経営が不安定な状態に陥り,配当率が5%から4%へと改定されたが,立当資者への配当は創業してからの20年間にわたって続いた。利益配分は結局,損益計算書で固定費用として定着し,会社の資金運用がそれによって大きく制限されるようになったといわざるをえない。

特許状で資金を調達する手段として株式の発行のほか、手形や債券 bill, bond の発行も許されていたことは、MBLCの事業運営にとって非常に重要な意味をもっている。というのは、製造業を営む事業団体でありながら、手形や債券の発行による資金調達の特権も同時に与えられたことは、MBLCの事業展開の方向を転換したほどの影響を及ぼしたからである。最初は、内部資本の調達が期待どおりに進まなかったので、資本調達の補助手段として「約束手形」promissory note³⁰ や債券が発行され、外部資本で運転資金の一部が賄われた。表3からわかるように 1760 年まで債券や約束手形の発行、そして銀行からの借款を含む借入総額が年々増加する傾向にあった。1752 年から 1760 年までの間に、約束手形や債券の発

表3 BLCの借り入れ総額の推移

(単位: £)

	14 14 - 76 1 +T	いまIIIの水仁類	ロノセル母にかくの性熱	(性) 1 4 4公本百
年 月 日	債券の発行額	約束手形の発行額	ロイヤル銀行からの借款	借り入れ総額
1748年1月13日	_	-	2,416	17,656
1749年1月16日	8,842	8,900	4,175	21,917
1749年5月25日	10,103	11,800	1,048	22,951
1750年5月19日	14,607	7,240	2,998	24,845
1751年5月19日	21,297	15,536	2,688	39,521
1752年5月30日	27,646	18,464	1,654	47,764
1753年5月30日	35,913	18,824	3,175	57,912
1754年5月30日	27,626	27,520	1,545	56,691
1755年5月30日	23,856	22,517	1,750	48,123
1756年5月30日	19,765	20,904	4,120	44,789
1757年5月30日	16,636	46,860	4,650	68,146
1758年5月30日	17,826	35,695	5,610	59,131
1759年5月30日	17,226	33,158	6,120	56,504
1760年5月30日	15,035	24,337	2,750	42,123
1761年5月30日	12,162	19,105	2,200	33,467
1762年5月30日	6,576	13,130	2,360	22,066
1763年5月30日	7,500	12,163	2,471	22,134
1764年5月30日	11,569	7,878	549	19,996

資料: Journal Letter of the Daily Transactions of British Linen Company B-S.

From Archive of Bank of Scotland.

注: 当時の通貨単位1ポンド=20シリング=240ペンスという換算になっていたが、この表での計算はポンド以下の金額をすべて四捨五入する。

行によって調達された資金は、内部資本総額を一層上回るようになった。30 こうして外部資本の重要性が増える傾向の中で、特に注意しなければならないのは、取引先や被雇用者への暫定的な支払い手段として発行された「約束手形」が、しだいに亜麻生産関係者の間に銀行券 bank note と同じような流通機能をもつものとなっていったことである。30 自社発行の約束手形の流通性の確立によって、運転資金の調達はともかくとして、後述する亜麻生産関係者への貸付も現金ではなく、自社発行の約束手形で行うことができるようになった。1760年代からBLCはさらに約束手形をもって、亜麻生産関係者を対象とする為替手形の割引業務を開始した。30 亜麻生産関係者への貸付であれ、為替手形の割引であれ、いずれも資金繰りの問題が少なく、しかも利益の回収を保証できる業務分野であるため、その業務活動は次第に本来の事業目的である亜麻生産活動より大きな比重を占めるようになった。もともと単なる資金調達の補助手段であった約束手形の発行はこのように間接的に会社の金融活動の拡大を促す役割を果たした。最終的には手段が自己目的化してしまい、約束手形の発行によって支えられた金融業務がかえって事業経営の重心となり、それは結局、事業目的の転換という結果をもたらしたのである。

② 経営組織

• 会社機関

BLCの会社機関は出資者総会 General Court と取締役会 Court of Directors から構成される。ここで業務方針の決定、執行において、両機関の間の権能配分はどうなっていたかに焦点を絞って、特許状と定款での会社機関に関する規定内容を見てみよう。

特許状の規定によると、出資者総会は基本的に年四回一3月、6月、9月、12月の第一月曜日に開催されることになっており、開催日や場所に関する詳細事項がそれぞれ London Gazette と Edinburgh Courant で 30 日の予告期間をもって公告される。総会の権能は主に次の五つがある。①会社の定款、組織、議事規則などを制定、改定する、②出資金の募集、払い込みに関する事項を決定する、③利益の配分に関する事項を決定する、④毎年の第一回総会で総裁、副総裁、取締役を選任する、⑤各総会で会社業務を執行すること for the transacting the business and affairs of the said corporation である。30 また、総裁、副総裁、取締役の選任などの重要な決議に際して、出資者の投票権は次のように規定されている。200 ポンドの出資金(配分利子を含む)を有する者は一票、500 ポンドを有する者は二票、1000 ポンドを有する者は四票の投票権があり、上限は四票である。50 BLCの設立時点における79名の出資者の中に、1000 ポンド以上の株式を引き受けた者は7名おり、その中の5名はいずれも取締役会の役員もしくは支配人であった。30 従って、会社役員が投票権の行使によって出資者総会で支配的影響力を及ぼすことを防ぐために、この投票権の上限規定が設けられたと考えられよう。

このような「決定機関」としての出資者総会に対して、業務執行機関としての取締役会は総会によって選出された総裁、副総裁および5名の取締役から構成される。取締役会の権能について、特許状で次のような規定がある。①会社業務を執行・管理すること for the better carrying on, and management of the affairs of the said corporation ②業務の管理や執行にあたる職員や作業員を任用あるいは解雇することである。30 取締役会のこのような業務執行機能が定款規定によって、一層明確されるようになった。定款第 13 条は、取締役会が週一回の頻度で会議を開き、そこで会社支配人 Managers に業務執行の指示を与え、決算報告書や会計帳簿などを検査することが定められている。また第 24 条は、取締役会がスコットランドロイヤル銀行 Royal Bank of Scotland に預けている資金を引き出すことができ、しかも手形や債券の発行を通じて資金を調達することができると規定しているのである。30

こうして特許状や定款の規定によって、取締役会の業務執行機関としての地位が確立する

に至ったとはいえ、経営方針を決定するに当たって、総会と取締役会との間の権能配分には不明確なことが残ると指摘せざるをえない。上述したように総会が取締役を選任、解任する権限をもち、また会社役員の総会における影響力の行使もある程度制限されているので、会社経営の基本方針を決定する最高権限は総会にあると考えられる。しかし、ここで総会が自己の権限をどれほど行使したかが疑問である。事実、1760年代中頃まではアーガイル公とミルトン卿が一貫してBLCの総裁と副総裁の座を占めつづけただけでなく、創業以来の20年間に取締役として選出された者もわずか16名しかいなかったのである。第このことから見れば、総裁、副総裁、取締役の選任を中心とする出資者総会の権限の行使が、形式的なものに止まっていた蓋然性が大である。従って、会社経営の基本方針を決定する際に取締役会の意見がそのまま総会で受け入れられたか、あるいはその事実上の決定権が取締役会に委譲されていたかのどちらかであったということができよう。いずれにしても、会社経営方針を決定する際に、取締役会が事実上の権限を掌握しており、会社業務の執行において取締役会が支配的な地位を占めていたことは疑いをいれないであろう。

経営組織の事業展開に与える影響を問題とする際に、会社経営の最高機関としての取締役会はどのような出自の者によって運営されていたのかということの検討は特に重要である。1747年に取締役のエディンバラ在住資格が要求されるようになってから、40 BLCの取締役会は少数の地元出資者によって独占された。1760年代中頃まではほとんどの取締役が5年以上の任期を勤めており、その中に亜麻製品取引に携わっている者は実務経験を有することで、業務方針の決定において特に大きな影響力をもっていた。しかし、彼らはたいてい自己の亜麻製品事業を持っていたことは見過ごしてはならない。このような兼業状態の下で、BLCの事業利益と自己の事業利益を浚別できるかどうかは別として、40 取締役として彼らがどれほど業務執行に専念できるのかさえ疑わしいからである。後に見られるように、取締役会の業務執行機能は事実上支配人によって担われ、業務活動の進行がほとんど支配人の管理下に収められたのである。

・支配人

BLCの事業経営において、取締役会から会社業務の執行権を与えられた会社支配人は非常に大きな影響力を持つ者である。支配人に関する規定は定款第 15 条に集中しており、その内容は次のようである。「エディンバラ亜麻組合」の支配人であるトッドとマカロックがひきづつき会社業務を管理することにあたり、BLCの支配人として任用される。支配人の職務は、取締役会から与えられる指示に基づいて、亜麻原料、亜麻糸、亜麻布を購入、販売

することと、その売上金を回収することにある。また、支配人は自己の事業を放棄すること が義務づけられ、しかもそれぞれ 2000 ポンドの株式を引き受けなければならないという規 定が設けられたのである。^如 この規定によると,支配人たる者が取締役会の指示に基づいて 職務を果たし,しかも自己の事業を放棄し,専業的経営者として会社業務に専念することが 要求されることになっている。しかし,定款で指名されているマカロックとトッドは,1759 年までの 13 年間一貫して共同支配人の地位に止まっており、⁴⁰ その間に彼らはなんらかの形 で他の事業経営に参与していたことから見れば、マカロックとトッドの業務執行における地 位は決してこのような受動的なものではなかったことがわかる。また、前述のように取締役 が自己の事業を持ち、BLCの事業経営に全力を傾けることができないため、支配人が取締 役会から会社業務の執行権だけでなく、ある程度の業務方針の決定権も委譲された。実際の 事業展開過程において、BLCは数度にわたって経営方針を転換したが、その場合にトッド とマカロックの意見が決定的にものをいった。彼らが相次いで支配人の職を辞した後も依然 としてBLCとの関係を保ち、彼らはBLCの会社経営に影響を及ぼしつづけさえした。支 配人としてのトッドとマカロックは取締役会の指揮の下で業務活動を行うどころか、設立発 起者でもあった彼らの取締役会における発言力はミルトン卿のそれより劣るものではなかっ たということさえできるのである。40

このような会社経営の実質的指導者である支配人の行動が、事業活動の展開に大きな影響を与えることはいうまでもないであろう。A.J. デューリーの指摘によると、支配人の行動を左右する制度上の要因として特に重要なのは、その業務執行に対する報酬の支払いに関する定款規定である。即ち、支配人の業務執行に対する報酬は主に年間売上総額に比例するものであるため、業務を執行する際に支配人たる者が営業利益の極大化ではなく、売上総額の極大化を目指し行動する可能性が大きいと考えられ、支配人への報酬形態によって事業展開の方向が左右されたということである。しかし、BLCの支配人という職務が長い間マカロックとトッドによって独占され、支配人としての個人的要素が事業運営に与える影響は非常に大きかったことを考えると、単なる制度的規定によってその行動が左右されたという見解には、なお検討の余地があるというべきであろう。ともあれ、様々な目に見えない要因に影響をうけていた支配人の個人的行動を理解するには、多くの問題が残されている。経営構造と事業内容との相互規定関係の分析を課題とする本稿の場合、ここでむしろ問題とされるべきことは、業務執行において共同支配人としてのマカロックとトッドが、それぞれどのような具体的な業務を担当していたのか、両者の間の業務分担や権限配分はどうなっていたか

ということである。そもそも取締役会の機能がある程度正常に働いていた限り、支配人たちが恣意的な個人行動をとることに限界があり、かれらの行動が業務の執行・管理組織のあり方によって規定されるところも大きかったはずだからである。このような支配人を頂点とする業務の執行・管理組織を解明するためには、経営の土台となる事業内容をも検討しなければならない。そこで次節はBLCの営業初期の事業内容を概観することにする。

4 事業内容と管理組織

資金規模の拡大につれ、BLCは製品の多様化に進みながら、当時亜麻事業界できわめて 革新的な経営戦略ともいえる生産工程の垂直統合を目標に、事業活動を展開した。良質と粗 製亜麻布の製織を事業の重心として、紡績工程、準備工程、原料の輸入に向かう後方統合だ けでなく、漂白工程や販売にも向かう前方統合をも含む、生産と販売との一貫経営が行われ たのである。

① 生産分野

BLCはまずトッドとマカロック共同経営の亜麻布製織事業を引き継ぎ、そこで良質亜麻布と粗製亜麻布の生産活動を同時に行うようになった。良質亜麻布の製織にあたって、BLCは自社直営の作業場で亜麻布の製織活動を行いながら、外業部としてエディンバラとその周辺地域で約 100 名の家内織工を雇っていた。町前者のマニュファクチャー経営はいうまでもなく、後者の場合も被傭織工の中に数台の織機を所有する小規模の中間マニュファクチャー主が多く、しかも彼らの活動領域がほとんどエディンバラに集中していたので、会社側の織工たちへの指揮、監督が比較的に容易であった。織工の分布をエディンバラに限定させながら、BLCは亜麻原料や亜麻糸の前貸、そしてキャンブリクや同じ上等亜麻布のローンlawnの製織技術の指導を通じて、織工たちへの支配を強めようとしていた。エディンバラ地域に集中していた良質亜麻布の生産活動は、このように会社側の厳しい監督の下に置かれ、製品の生産と販売はすべて自社勘定で行われていたのである。如

粗製亜麻布の生産活動は良質亜麻布のそれと対照的に、地域的拡散傾向が見られ、本社所在地のエディンバラから東ロウランド地域へと広がっていた。エディンバラ周辺やカーコールディ Kirkcaldy、ダンディー Dundee、アーブロース Arbroath などで直営作業場を設けながら、BLCは外業部として数百人の家内織工を雇っていた。 そして、東ロウランド地域の主要な地方都市での「製造業者」 manufacturer 、親方織工 master weaver あるいは商人 merchant と契約を結び、彼らへ担保つきの現金信用や亜麻糸を与え、特定種類の亜麻布を製織させる

ような委託生産方式も採用された。⁴⁰ 委託生産の場合に、織機や織布工の調達はすべて契約 先の自己勘定で行われている。契約先に前貸した亜麻糸や現金融資が、亜麻布を引き渡すこ とによって決済されるのだが、BLCは不良製品の回収をことわることができるので、事業 の危険負担の一部が事実上契約先に転嫁した。⁵⁰

製織工程の原材料となる亜麻糸の供給源を確保するために、BLCは紡績事業をも手掛けるようになった。良質亜麻布の生産に必要な亜麻糸の供給は主にエディンバラ周辺の家内紡糸工に頼っていたが、グラスゴウやペイズリィからの仕入れもしばしば行われていた。① しかし、粗製亜麻布の生産拡大を目指していたBLCは良質亜麻糸よりも、粗製亜麻糸の供給源の確保を重視していた。東ロウランド地域で代理人を通して、粗製亜麻糸を大量に買い付ける一方、BLCはロウランド西南地域とハイランドの東海岸地域で粗製亜麻糸の生産事業を展開した。② 結果として、「理事会」の政策的援助や地元の有力な地主たちの協力の下で、ハイランドでの亜麻紡績事業が数年のうちに一万人以上の雇用機会をつくりだしたほど、大きな成果を収めるに至った。③ このようなハイランドでの紡績生産は主に代理人の自己勘定で行われ、代理人が直接生産者と会社側との媒介者としての役目を担っていた。バルト海地域やネーデルラントから輸入された亜麻原料がまず代理人のところに送られ、代理人が自己勘定でそれを買い付け、紡績工に配分し、亜麻糸を生産させる。紡績された亜麻糸を代理人が一括してBLCに販売するという、下請生産が行われたのである。50

BLCの紡績事業に必要な亜麻原料はほとんどバルト海地域やネーデルラントからの輸入によって賄われ、原料の海外依存度がきわめて高かった。サンクト・ペテルブルグ、リガ、ダンツィヒ、アムステルダム、ロッテルダムにそれぞれ仕入れ代理人がおかれ、かれらはエディンバラ本社からの指示に基づいて、亜麻原料 flax, hemp、亜麻種子 lint-seed や木灰 ash などの買い付けを行った。
の 原料買い付けの決済に関しては、アムステルダムとロンドンでの国際貿易の仲継市場が重要な役割を果たしていた。原料代金の支払いにあたって、仕入れ代理人がアムステルダムのある金融業者宛に、仕入れ先を受取人とする為替手形を振り出すことになっており、アムステルダムでの契約金融業者との決済業務はさらにロンドンの金融商に委託し、原料輸入に関する最終の支払いはロンドンの販売代理人やロンドン駐在支配人のトッドによって済まされることになっていた。
のトッドによって済まされることになっていた。
このような原料の決済業務だけでなく、船舶や積み荷に対する保険業務や輸出入に関する運送業務も、国際金融都市のアムステルダムやロンドンの業者に依存しなければならなかった。
・画麻原料の供給を海外に依存することによって、事業活動の展開におけるロンドンの重要性はますます高まっていった。後述す

るように,販売活動の重心もロンドンにあり,原料の輸入と製品の販売にかかわる流通業務 は次第にロンドンに集中するようになっていったのである。

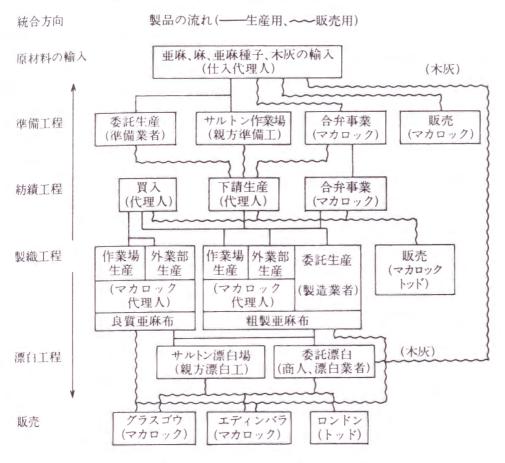
亜麻原料の輸入とともに、BLCは漂白材としての木灰の輸入も行っていた。18世紀中葉において、漂白工程はスコットランド亜麻生産の最も弱い部分であった。生産性が低いことに加え、費用もイングランドやネーデルラントのそれより高かったので、域内で製織された亜麻布はたいていロンドンやハールレム Haarlem まで送られ、そこで漂白や染色加工されていた。第 こうした漂白工程の自立性と生産性を引き上げるために、BLCは海外から漂白材を輸入し、漂白材の安定供給を図る一方、大規模の漂白場建設にも乗り出した。即 1746 年の秋にミルトン卿の資金と彼のサルトン Salton にある土地や建物を借り、そこに直営の漂白場を設立したことによって、BLCは漂白工程にも手を広げるようになったのである。サルトン漂白場で行われた作業は主に亜麻糸および良質亜麻布の漂白作業であったが、亜麻原料を選別し、それを加工する作業も行われていた。即 準備と漂白両工程は他の生産工程より多くの固定資本が必要であり、BLCはこの二つの工程を同じ作業場で遂行するために、多額の資金を投入した。しかし、サルトン漂白場だけで取り扱う製品のすべてを加工するには、依然として無理なところがあり、一部の製品の漂白・準備作業は他の漂白業者への委託や合弁事業に依存しなければならなかった。即 粗製亜麻布の製織と同じく、準備と漂白も自社生産と委託生産との二つの生産方式の下で行われるようになったのである。

以上概観してきたBLCの生産事業を図式化すると図1のようになる。各工程の生産方式は多岐にわたっているものの、準備、紡績、製織、漂白という四つの基本工程を企業内分業として組み合わせることによって、BLCは亜麻生産の全工程を統合する経営体として完成した姿を整えるに至ったのである。

② 販売分野

BLCは単に亜麻布だけではなく、亜麻原料、木灰、亜麻糸などの生産工程に必要な原材料の販売も取り扱っており、取り扱い品目は表4で示される通りである。⁶⁰ 営業初期において、様々な販売品目の中で最も期待されていたのは、輸出補助金の助成対象となる粗製亜麻布であった。アメリカ植民地から砂糖や煙草を輸入する対価として用いられるこの種類の亜麻布は輸出補助金の付与によって、植民地市場で、ブリテンから再輸出された大陸諸国の粗製亜麻布とほぼ同等の価格競争力をもつようになった。⁶⁰ 第一節で述べたように、このこと

図1 ブリティッシュ亜麻会社の事業構造



(注) 括弧内の表示はそれぞれの業務活動の実質担当者である。

表 4 BLCの取扱製品一覧

原材料	良質亜麻布	粗製亜麻布	
Lint seed	Lawn	Osnaburg(Edinburgh)	
Ash	Cambric(Caroline)	Checks	
Russia Flax	Holland	Harden	
Dutch Flax	Cambric Hollands	Tick	
Dutch Tow	Diaper		
Linen Yarn			
Cambric Yarn			

出典: Journal Letter of the Daily Transactions of the British Linen Company, 1746-1763.

はBLCのアメリカ植民地へ進出することを生み出した最も重要な原因でもあった。設立初期の販売事業の重心はもっぱらこの粗製亜麻布の販路開拓におかれていたのである。

営業初期の販売形態は次の三つに分けられる。一つは、ロンドンとグラスゴウで代理人を通して、亜麻製品卸売商人 Linen Draper や輸出商人 export merchant に亜麻製品を売り込むことである。 60 そして、エディンバラ本社で販売製品の見本場を設けたり、新聞に販売広告を出したりして、買い付け注文を受けること。 60 また、ブリテン島での地方都市、ジャマイ

カ,ヴァージニア,メリーランドでは、委託販売を行いながら、現地の巡回商人 Rider (Commercial Traveller) を雇って、彼らに見本を携え、注文とりに地方の町を回って旅行させることである。 60

この三つの販売形態の中で、亜麻布取引の中心都市であったロンドンでの販売業務が特 に重視されていた。ロンドンでの販路開拓は最初にグッドチャイルド John Goodchild という 卸売商人に任せられた。しかし、共同出資者であるにもかかわらず、他の製造業者からの委 託も引き受けていたグッドチャイルドは、BLCの製品を優先的に取り扱った形跡がなく、 売上高が伸び悩んだ。しかも彼に支払った委託手数料 commission も他の委託商人のそれよ り割高だという非難も取締役会で出はじめた。⁶⁰ 業務視察でロンドンに赴いたトッドに、ロ ンドンでの販売業務を自社の直轄管理下に収め,支店を設立する必要を感じさせたのもその ためであった。1747年8月にトッドの提案が取締役会に受け入れられ、ロンドンのキャノン 通り Cannon Street でBLCのロンドン支店 Warehouse が設立された。そこで亜麻製品卸売 商人のチャイルド Nathaniel Child が年俸 100 ポンドで雇われ、支店業務の指揮、監督に当 たったが、これで表現の実質的な権限は後のロンドン支店支配人となるトッドの手中にあっ た。こうして、1749年5月から同じ支店販売制度を開始したグラスゴウでの業務が本社支配 人の管理下に収められたのに対して、⁶⁰ 共同支配人の一人が自らロンドン市場での販路開拓 に取り組むことは、BLCのロンドン重視姿勢を窺わせるであろう。しかし、ここでより注 目されるべきことは,ロンドン支店の設立によって,業務執行における共同支配人の地域的 分業態勢が成立するに至ったことである。支配人の間の地域的分業関係は後にBLCの管理 組織上の欠陥となり,亜麻事業活動の進行を阻むほどの悪影響をもたらしたからである。

③管理組織

支配人の地域的分業態勢において、エディンバラ本社支配人としてのマカロックは生産業務だけではなく、亜麻原料・漂白材料の輸入、そしてエディンバラ本社とグラスゴウ支店での販売業務の執行管理も担当していたのに対して、ロンドン支店支配人としてのトッドは、ロンドンでの販売業務および輸出入に必要な保険・運送業務の運営に当たっていた。取締役会のロンドン市場重視姿勢によって、業務執行において共同支配人の間にある程度の職能的分業関係も派生したのである。この地域的、職能的分業態勢に応じて、業務執行における共同支配人の間の権限配分にも変化が生じてきたことが特に注目に値する。本来はマカロックとトッドが相互の業務活動を監督しあう立場にあり、両者とも生産と販売とを含む業務全体の運営に権限や責任をもっていた。か

しかし、支配人の間の地域的・職能的分業態勢の明確化によって、マカロックとトッドにはそれぞれの業務に専念することが要求され、相手側の業務に接触する機会や余裕がなくなり、結局両者は自らの担当業務に専念するようになり、相手側の業務に干渉する権限も自然に消滅していった。もっとも、マカロックはエディンパラ本社支配人の座を占め、主に生産業務を執行する権限をもったのだが、彼がエディンパラ本社とグラスゴー支店での販売業務の執行権も掌握していたことから見れば、ロンドン支店の業務執行に当たっていたトッドの権限はその分縮小したと考えられる。共同支配人としてのマカロックとトッドの力関係は一見水平的であるように見えるが、実際の業務執行においてはマカロックの権限がトッドのそれよりはるかに大きいものとなった。こうして、ロンドンでの販売開拓の困難性が認識された上、共同支配人の一人が直接ロンドンでの販売業務に当たったとはいえ、彼が本社の業務活動に影響を及ぼす力をもたない限り、ロンドンでの販売に重点をおく事業経営を進行させるには当初から無理があった。事実、事業が展開してから数年も出ないうちに、マカロックとトッドとの間に生産業務の方針をめぐって激しい意見対立が生じた。両者の間の亀裂はそれぞれ支配人の地位を退いた後も続いたようである。

業務の運営方針をめぐるマカロックとトッドとの対立の焦点は、主力亜麻製品の種類とそ の生産方式にあった。トッドの主張によると,大規模生産方式の下で生産される良質亜麻布 は価格や品質の面からして、いずれもグラスゴウとペイズリィ周辺の中小生産業者によって 生産されるものと競争できず,これから早期に撤退すべきであり,また主力製品の粗製亜麻 布の生産活動も価格競争力の向上を目標にし、自社勘定の下での作業場生産ではなく,すべ てを委託生産に移すべきであった。™ ロンドンの激しい競争環境で販路開拓に当たっていた トッドにとって、業務運営において最も重要なことは、生産業務が常に市場需要の変動に合 わせるように調整されていくことにあった。しかし,本社で日々膨大な業務処理に追われて いるマカロックはロンドンでの現場業務に接触する余裕がほとんどなく,現場経験に欠けて いた状態でトッドの意見に耳を傾けることは困難であった。そのような彼に,多大な精力を 投入して,築き上げた生産工程の垂直統合事業,特にその重心となる製織活動から撤退させ, もしくは変更させることもそれほど容易なことではなかった。そもそも輸出販売の重心がロ ンドンにあり、トッドがその業務執行の権限を握っていたにもかかわらず,図1の事業構造 図からわかるように,グラスゴウでの輸出販売業務,そしてエディンバラでの域内向け販売 業務は、いずれもマカロック管轄下に収められていた。市場環境に大した変化がない場合に は,ロンドンでの販売業務との調整がうまく図れなくても,エディンバラとグラスゴウでの

販売による資金の回収や前述した外部資本の調達によって、本社の生産業務を維持することは不可能ではなかった。

ところで、事業活動が進行するにつれて、マカロックとトッドとの間の対立はますますぬ きさしならぬものとなり、エディンパラとロンドンで両者はそれぞれ個別行動をとり、本社 業務とロンドン支店業務がほとんど調整のつかない状態にまでなってしまった。1754年に粗 製亜麻布の輸出に対する補助金が打ち切られ, な 粗製亜麻布の売上が急激に減少したため. 事業経営が深刻な財務危機に陥った。もはや業務執行における共同支配人の間の個別行動を 許せない状態が生じたのである。本社と支店業務の調整を図るために、ようやく取締役会が 両者の対立調停に乗り出した。しかし、前述したように、取締役会での意思決定は支配人の 意見に基づくところが多く,両者の対立を調停するどころか,それはかえって取締役会内部 の意見分裂を引き起こしてしまった。70 マカロックとトッドとの軋轢が頂点に達した 1759 年 に、トッドは亜麻製品の卸売商としてBLCから独立した。しかし、彼はロンドンでの販売 業務を一手に引き受け,形式的に外部者にはなったものの,事業経営に及ぼす影響力を依然 として行使しつづけた。 マカロックはそのまま支配人の地位に止まったが、取締役会内部 から彼に対する不満の声が上がり,™ 支配人として自らの営業方針を遂行することはますま す困難となった。1763年にマカロックも支配人の職を辞し,自らの新しい事業経営を開始し た。™ 亜麻事業を執行する二大支柱をなくしたBLCは,これをもって事実上,あらゆる自 己勘定での亜麻生産事業から撤退したのである。

4 小括

ここまでの検討から次のことを確認することができるであろう。アメリカ植民地貿易の繁栄や亜麻製品に対する輸出補助金の付与が経済的背景にあり、ミルトン卿、マカロック、トッド三者を中心とするスコットランドの地主、商人階級が亜麻製品の移・輸出を事業目的とする事業団体の設立に踏み切った。事業本拠地はエディンバラにおきながら、ミルトン卿たちはブリテン国内外取引の中心都市ロンドンで出資金募集を行い、そこで亜麻製品の販売拠点の建設を計画した。しかし、イングランドとスコットランド両地域の出資者の責任限度に対する法的規定が異なったため、ロンドンでの出資募集が予期どおり進行できず、その解決方法として「株式会社」設立の特許状が求められるようになった。その結果、BLCいう名の下で株式会社形態をとった事業団体がエディンバラで誕生したのである。

株式会社として、BLCは多額の資本金を募集することができただけでなく、債券や手形

の発行による資金調達の特権も与えられた。このことが生産工程の垂直統合を可能にし、生産と販売との一貫経営が成し遂げられたとはいえ、運営資金を調達する際に株式会社としてのこの財務的特質がかえって事業経営の落とし穴となった。即ち、運営資金を調達するために、新規出資募集あるいは出資金の払い込み要求、そして約束手形や債券の発行という二つの方法が講じられたが、前者の場合、出資者への配当が毎年行わなければならず、配当は固定費用として会社の大きな財務負担となった一方、後者は亜麻生産業者への貸付や手形の割引とを中心とする金融業務が次第に事業経営の重心となったのである。他方で、経営組織、特に業務の執行管理組織は事業内容によって大きく規定されていた。出資者総会と取締役会という二つの会社機関の下で、共同支配人のマカロックとトッドは業務執行の最高指揮者として会社の管理組織の頂点にたっていた。営業初期の事業内容において、輸出販売活動の最重要拠点がロンドンにおかれたことを契機にして、マカロックとトッドはそれぞれエディンバラとロンドンとでの業務活動を担当するようになり、業務執行において両者の間の地域的、職能的分業態勢が成立するに至った。しかし、この地域的、職能的分業態勢に応じた支配人の間の権限配分の不均衡によって、業務運営に関する両者の間の意見対立が生じ、それは事業経営全体の混乱を惹き起こし、亜麻事業からの早期撤退という結果をもたらしたのである。

株式会社としてのBLCの経営構造と営業初期の事業内容との相関関係をこのように確認することができるならば、次に問われるべき問題は、この経営構造が市場環境の変化をどのように受け止め、それに従って事業活動が具体的にどのように展開されていったのかということである。この実際の事業展開過程を分析することが次章の課題である。

注:

- 1) ここで「域外市場」というのは主にイングランドやアメリカ植民地市場を指すものである。 スコットランドの亜麻製品の販路構成を分析する際に、域外市場を域内市場と区別する必要 があるため、予め「域外市場」の定義を与えておきたい。
- 2) S. G. Checkland, op. cit., p. 96.
- 3) A. J. Durie, op. cit., (1979), p. 115.
- 4)William Anderson, The Scottish Nation: the Surnames, Families, Literature, Honours, and Biographical History of the People of Scotland, Vol. IV., Edinburgh, 1876, p. 226. スコットランド国務長官のアーガイル公にその手腕が買われ, スコットランドの行政管理を委任されたミルトン卿 Lord Milton, Andrew Fletcher of Salton 1692–1766 は, 「理事会」の実質指導者と

して亜麻産業を中心とする製造業だけではなく、農業や教育の振興にも力を注いだ。特に、スコットランドにおいてはかの有名な封建遺制であった世襲裁判権の廃止に際して、ミルトン卿は積極的な役割を果たした。このように、18世紀スコットランドの経済・社会構造の移行過程において、ミルトン卿個人の影響力は非常に大きい意味をもつものであった。

- 5) A. J. Durie, op. cit., (1979) p. 115.
- 6)Charles A. Malcolm, op. cit., (1950) p. 5. 北,前掲書, 61 頁。
- 7) Alex J. Warden, op. cit., pp. 664-665.
- 8)W.R. Scott, The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720, Vol. III, Cambridge, 1911, pp. 123-129. R.H. Campbell, "The Law and the Joint-Stock Company in Scotland", in Peter L. Payne, ed., Studies in Scottish Business History, London, 1967, pp. 136-137, 148. 製造業を振興することを目的にし、スコットランド議会はそれぞれ 1661 年と 1681 年に組合企業 partnership を含む会社 company 形態の事業団体の設立に関するいくつか の議会法令を発布した。それらの法令によって、スコットランドでは会社形態の事業団体の設立、特に法人格をもつ会社を設立することはイングランドのそれより容易となった。 両国が合同した後も、私権 private right に関する限り、スコットランドは依然として合同前の法体系をもっていたことから見れば、「エディンバラ亜麻組合企業」は恐らく合同前のスコットランド特有の慣習法に従って設立されたものと考えられる。
- 9) A. J. Durie, op cit., (1979) p. 116.
- 10) Journal of the Daily Transactions of Edinburgh Linen Copartnery, List of Proprietor March 1745, Edinburgh, (Bank of Scotland Archive).
- 11) Ibid Charles A. Malcolm, op. cit., pp. 5-7.
- 12) 石坂 昭雄・壽永 欣三郎・諸田 実・山下 幸夫 著『**商業史**』有斐閣, 1990年, 101-104頁。S.D. チャップマン著 佐村 明知 訳『**産業革命のなかの綿工業**』晃洋書房, 1990年, 2-3 頁。
- 13) Journal of the Daily Transactions of Edinburgh Linen Copartnery, 20 Mar. 1745, 21 Aug. 1746. 泡沫会社禁止法の成立背景に関しては、山之内 靖『イギリス産業革命の史的分析』青木書店, 1966年, 242-282 頁を参照されたい。
- 14) Charles A. Malcolm, op cit, p. 7. R. H. Campbell, op cit, (1967) p. 143-144. A. J. Durie, op cit, (1979) p. 116. ステアー・ソサエティ編 戒能 通厚/平松 紘/角田 猛之 編訳, 前掲書, 98-101 頁。安部 悦生『大英帝国の産業覇権-イギリス鉄鋼企業興亡史』 有斐閣 1993 年, 75 頁。スコットランド特有の会社法(慣習法)の下で, 法人格なき会社 unincorporated joint-stock

company であっても、訴訟・非訴訟権をもちうるものであり、従ってその出資者は出資金を限度とする自己の有限責任を主張することができないわけではない。「エディンバラ亜麻組合企業」のスコットランドにいる出資者たちの責任限度はこのように現地の法律の下で、ある程度保証されていた。しかし、ロンドンにいる出資者たちにとって、同組合企業がイングランドにおいても営業活動を行うかぎり、イングランド法に従って責任がとられる可能性が大きく、彼らは自己の責任限度に関して不安をもたざるをえなかったのである。

- 15)小島 昌太郎 『比較株式会社形態論』 有斐閣, 1958 年, 43 頁。なお「株式会社」の概念規定については, さしあたり大塚 久雄『大塚 久雄著作集 第一巻 株式会社発生史論』 岩波書店, 1969年, 22-25 頁に従う。
- 16)Charles A. Mulcolm, op. cit., p. 231-233. この請願書の全文はマルコムの著書の巻末に付録として収められている。
- 17) Bruce Lenman, The Jacobite Risings in Britain 1689-1746, London, 1980, pp. 231-260.
- 18) Charter of the British Linen Company (with the rules and by-laws of the British Linen Company) Edinburgh, 17 Sep. 1746, pp. 3-4. (Goldsmith Library)
- 19) Adam Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, (Edwin Cannan, ed.)
 New York, 1937, p. 715. 大内兵衛・松川七郎 訳『諸国民の富』(四)岩波書店, 1990年, 121頁。
- 20) Charter of the British Linen Company, p. 7-8, 14, 15-16.
- 21) List of Subscribers of the British Linen Company, 1746. 例えば, Earl of Panmuir, Earl of Hopeton, Earl of Eglinton, Duke of Argyll, Duke of Athole などはいずれも 1000 ポンドやそれ以上の出資持分を引き受けていた。
- 22) *Ibid*,総額 49150 ポンドのうち,22400 ポンドがロンドンから募集したものである。
- 23) Charles A. Malcolm, op. cit., pp. 234-235.
- 24) List of Subscribers of the British Linen Company, 出資者名簿で商人身分で名前が出ている者はほとんど何らかの形でBLCと取引関係をもっていた。最も顕著な例は後のロンドンでの販売代理人となったグッドチャイルド John Goodchild とロンドンの金融業務代理商を務めていた キャンベル・ブルース Campbell & Bruce 兄弟である。
- 25) The Rules and By-Laws of the British Linen Company, 17 Sep. 1746, pp. 6, 9-10.
- 26) Dividends Declared to the Proprietors of the British Linen Company From Christmas 1747, (Bank of Scotland Archive). A. J. Durie, op. cit., (1979) p. 118.
- 27) Minutes of the Proceedings of the General and Quarterly Courts of the British Linen Company

Commencing September 17th 1746, Edinburgh, 10, Feb., 1752 (Bank of Scotland Archive).

- 28) Charter of the British Linen Company, p. 14.
- 29) S. G. Checkland, op. cit., pp. 94-95, 150. 北, 前掲書, 65 頁。
- 30) Charles A. Malcolm, op. cit., p. 26. 雇い人, 地方代理人, 織工, そして契約製造業者などへの支払い手段としてBLC自社発行の「約束手形」promissory note が使われはじめたのは 1747 年9月のことであった。
- 31) A. J. Durie, op. cit., (1979) p. 120. 短期の運転資金が不足する時に,外部からの借入より,約 東手形の発行の方が利子費用を節約することができるので,約束手形の発行が次第に資金調 達の主要な手段となったのである。
- 32)S.G. Checkland, op cit, p. 95. 北, 前掲書, 69 ページ。徳永 正二郎『為替と信用』新評論, 1976年, 172頁。最初の三年間は額面 100 ポンド, 20 ポンド, 10 ポンドと5 ポンドの約束手形が発行され, いずれも利子付きのものであった。後に利子なしの5 ポンド, 20 シリング, そして 10 シリングの小額手形も発行され, これらはいずれも一覧払い約束手形であり, 信用を拡大するための手段として使われていたので, 信用貨幣一「銀行券」 bank notes と同じ性質のものと見ることができる。業務活動の展開につれ, BLC発行の約束手形は流通範囲が次第に亜麻生産業者の間に広がってゆき, その流通性が広く認められるようになったことによって, 亜麻製品業者への貸付業務や為替手形の割引業務を現金ではなく, 自己発行の約束手形で行うことができたのである。
- 33) Charles A. Malcolm, op. cit., p. 59.
- 34) Charter of the British Linen Company, pp. 5-6, 8, 10, 13-14.
- 35) Ibid, p. 11.
- 36) List of Subscribers of the British Linen Company, 1746. 特許状で指名されている総裁や副総裁, そして会社役員のそれぞれの引き受け額は次のようである。総裁のアーガイル公は 3000ポンド, 副総裁のミルトン卿は1500ポンド, 取締役のクウツ John Coutts, アラン Thomas Allan, シャープ Alexander Sharp, クローフォード Patrick Crawford, ベックフォード William Beckford はそれぞれ 750 ポンド, 500 ポンド, 500 ポンド, 1500 ポンド, 500 ポンドであった。そして支配人のマカロックとトッドはそれぞれ 1500 ポンドの持分を引き受けていた。
- 37) Charter of the British Linen Company, pp. 9, 15.
- 38) The Rules and By-Laws of the British Linen Company, 17 Sep. 1746, pp. 6, 11-12.
- 39) Charles A. Malcolm, op. cit., pp. 200, 205, 209-210. アーガイル公は 1746 年から 1761 年までBL

Cの総裁を, そしてミルトン卿は 1746 年から 1766 年まで副総裁を務めた。

- 40) Ibid, p. 9.
- 41) *Ibid*, pp. 9-10, 17, 27-28. 会社役員が職務上の権能を利用し、親類縁者のために利益を計った例は特に多かった。例えば、BLCのサンクト・ペテルブルグでの亜麻原料仕入れ人のアラン James Allan とシャープ Walter Sharp は初代取締役のT. アランとA. シャープの息子であり、ロッテルダムでの亜麻原料仕入れ人のクローフォード James Crawford は同じ取締役のP. クローフォード の実弟だったのである。
- 42) The Rules and By-Laws of the British Linen Company, pp. 6-8.
- 43) Charles A. Malcolm, op. cit., pp. 45-46. 1759 年にトッドは支配人を辞め, その後 1763 年までマカロックが単独で支配人の任に当たった。
- 4)初期の株式会社ではしばしば会社機関が機能障害に陥り、結局支配人に会社経営の実権が集中していった事情を、すでに渡辺尚が「ライン西インド会社」(RWK)の事例分析によって紹介している。同「ライン西インド会社の経営構造―社益と地益のはざまで―」『社会経済史学』47-3、1981年(同著『ラインの産業革命―原経済圏の形成過程』東洋経済新報社 1987年、121-141 頁)。
- 45) A. J. Durie, op. cit., (1979) p. 140.
- 46)C.A.Malcolm, op. cit., p. 12. 1746年10月6日付けのEdinburgh Courant という地元新聞にBL Cに亜麻布を製織してくれる織工や製造場主を募集する広告が載せられている。BLC営業 初期の主要な事業活動内容が示されているこの広告は、週一回の頻度で6週間にわたって掲載されていた。
- 47) A. J. Durie, op. cit., (1979) p. 122.
- 48) *Ibid*, p. 133. 粗製亜麻布の製織事業が最大規模に達した時, マカロックの直接な指揮下にいる織工の数は 500 人弱であった。
- 49) Minutes of Court of Directors of the British Linen Company, Oct. 2 1746.
- 50) A. J. Durie, op. cit., (1979) pp. 122-123. デューリーによると、新種の粗製亜麻布として導入されたオスナブルグ Osnaburgh の生産はまだ実験段階にあり、しかもその生産活動が地理的に大きく分散し、織工への指揮,監督が比較的に難しかったため、委託生産方式が採用された。
- 51) Ibid, p. 124.
- 52) Minutes of Court of Directors, Nov. 26 1746, Jul. 9 1747.
- 53) A. J. Durie, op. cit., (1979) pp. 126-127. F. M. Irene Dean, op. cit., pp. 55-65. C. A. Malcolm, op. cit.,

pp. 20-24. 1746年6月から「理事会」は地元の地主たちと協力して、オークニー Orkney 島をはじめ、ハイランドの東海岸地域に数多くの紡績学校 spinning school を設置し、そこで訓練を受けていた婦女子生徒たちがBLCに安価な紡績労働力を提供したのである。

- 54) A. J. Durie, op. cit., (1979) pp. 124-125.
- 55) Minutes of Court of Directors, Sep. 18 1746. C. A. Malcolm, op. cit., pp. 17-18.
- 56) Minutes of Court of Directors, Sep. 18 1746.
- 57) Minutes of the Proceedings of the General Courts, Mar. 2 1747. Minutes of Court of Directors, Apr. 9 1747. Apr. 12 1753. C. A. Malcolm, op. cit., p. 39.
- 58) Minutes of Court of Directors, Nov. 26 1746, Mar. 26 1747. John Butt & Kenneth Ponntings eds., op. cit., p. 2. 亜麻布のロンドンやハールレムでの委託漂白業務は主にロンドンでの販売代理人(後に支店支配人)や大陸の原料仕入れ人によって担われていた。
- 59) Minutes of the Proceedings of the General Courts, Sep. 7 1747.
- 60) C. A. Malcolm, op. cit., p. 237. A. J. Durie, op. cit., (1979) p. 129.
- 61) Minutes of Court of Directors, Jun. 16 1747. C.A. Malcolm, op. cit., p. 237. 1750 年にBLCの資本参加でマカロックとドイグ David Doig は共同で亜麻原料や糸の加工場 Yarn Staplery を設立した。それからの原料や糸の準備工程はほとんどこの作業場で行われるようになった。
- 62) A. J. Durie, op. cit., (1979) pp. xi-xii.
- 63)N B. Harte, "The rise of protection and the English linen trade, 1690–1790" in N B. Harte & K. G. Ponting, eds., *Textile History and Economic History*, Manchester, 1973 p. 85. 馬場 哲「シュレージェン麻織物工業と 17, 8 世紀ヨーロッパ経済ーイギリスとの関連を中心に一」『土地制度 史学』第113号, 1986年, 8頁。当時, ブリテンに輸入された亜麻製品の再輸出に対して, 輸入関税の一部が払い戻されるという制度があった。その制度を利用して, ブリテン市場で大きな占有率を占めていたドイツの亜麻製品はアメリカ植民地にも大量に進出し, そこでスコットランドやアイルランドからの亜麻製品の強力な競争相手となったのである。
- 64) Minutes of Court of Directors, Apr. 2 1747. ロンドンでの販売開拓は亜麻製品卸売商人 linen draper と輸出商人 export merchant を対象に行われていたが、グラスゴウは販売対象がほとんど植民地物産の輸入と関係のある商人に絞られたことは注目に値する。
- 65) C. A. Malcolm, op. cit., pp. 25-26, 162-163.
- 66) Ibid., pp. 46-47. J.H. Soltow "Scottish Traders in Virginia, 1750-1775", Economic History Review, Vol. XII, No. 1., 1959, pp. 85-86.

- 67) Minutes of Court of Directors, Apr. 2 1747.
- 68) *Ibid*, Sep. 10 1747. ロンドン支店管理人 keeper of warehouse in London として雇われた N. チャイルドの職務は、ロンドンに送られた亜麻製品の販売を指揮、監督すること to inspect and direct the sales of company's goods at London にある。
- 69) *Ibid*, May 18 1749. C. A. Malcolm, op cit, p. 27. ロンドン, グラスゴウの他, エディ ンバラ の港であるリース Leith にも 1750 年に卸店舗 warehouse が設置された。
- 70) C. A. Malcolm, op. cit., pp. 26-27. A. J. Durie, p. 5.
- 71) The Rules and By-Laws of the British Linen Company, p. 6-8. 支配人に関する規定が集中している定款第 15 条では、マカロックとトッドとの間の業務や権限配分について何の言及もなく、それはあくまでも両者の間の個人的調整に任せたようである。マカロックとトッドはBLCの成立する前に、すでに二人三脚で数多くの事業を経営していたことがあり、事業経営における両者の合作態勢がミルトン卿や他の設立者たちに信頼され、従って業務配分に関する制度的規定が明確にされなかったと考えられよう。
- 72)A. J. Durie, "Contrasting Careers: The First Managers of the British Linen Company, 1745–1800", in D.H. Aldcroft & Anthony Slaven eds., Enterprise and Management: Essays in Honour of Peter L. Payne, Cambridge, 1995, pp. 235–238. トッドの主張によると、粗製亜麻布の作業場生産の場合、作業場、織機の設置に必要な固定資本、そして両方の原材料、賃銀や委託料の支払いに
 - 台、作来物、織機の設置に必要な固定資本、そして両方の原材料、質銀や委託料の支払いにかかわる運転資本はすべて社内の資金で賄わなければならなかったため、生産活動を進行させるために膨大な利子費用が生じ、それは最終的に製品の価格の中に組み込まれ、その価格競争力を低下せしめたのである。
- 73) Minutes of Court of Directors, Dec. 20 1753. A. J. Warden, op. cit., pp. 665-666. 粗製亜麻布の輸出に対する補助金の付与は1754年の3月1日に停止したが、イングランド、スコットランド、アイルランドの亜麻製品輸出関係者の共同請願によって、1756年から輸出補助金制度が再開され、この制度は20世紀の中葉まで続いた。
- 74) Minutes of the Proceedings of the General Courts, Jun. 6 1763. C. A. Malcolm, op. cit., pp. 55-57. 75) A. J. Durie, op. cit., (1995) pp. 236-239.
- 76) C.A. Malcolm, op. cit., pp. 52-55. 会社の財務状態が悪化するにつれ, マカロックの営 業方針や姿勢に対す不満が取締役会から相次いで出てきた。特にグレンケルン伯 Earl of Glencairn とギャロウェイ伯 Earl of Galloway を中心とする一部の出資者はマカロックに対する不満が大きく, 常にマカロックに対して人身攻撃を行っていたようである。

77) Minutes of the Proceedings of the General Courts, Apr. 4 1763. Minutes of Court of Directors, May 30, 1763. 一部の取締役の敵対態度に悩まされつつあったマカロックはすでに 1760 年代の 初頭から、支配人の職を辞し、独立した身分でBLCと新たな合弁事業契約を結びたいとい う意向を表していた。反対の意見があったにもかかわらず、その提案が 1763 年に取締役会に 受け入れられ、マカロックとBLCとの間に新しい合弁契約関係に入った。なお、その合弁 契約によって、BLCのあらゆる亜麻生産事業がマカロックとアレクサンダー家 R& W.Alexander 共同経営の事業体の管理下に移されたが、この契約は 18 カ月の実験期間を終え た後、BLCによって廃棄された。

第3章「ブリティッシュ亜麻会社」の事業展開過程

1 概観

本章は、BLCの 1754 年までの事業展開の実態を分析する。市場環境の変化を受け、BL Cの事業活動がどのように展開していったのか、それが 1740 年代以後のスコットランド亜麻 産業の発展にどのような影響を与えたのか。この問題を明らかにすることが分析の課題であ る。本論に入る前に、まず 1770 年代までの亜麻事業の展開過程を概観しておく。

BLCの事業展開過程は表1のように要約することができる。表1は出資者総会と取締役 表1 ブリティッシュ亜麻会社の略年表

決議年月	内 容
1746.09.17	第一回の出資者総会が開催される。
1746.09.18	ロシアから亜麻原料を輸入し、代理人に準備や紡績加工を委託する。
1746.10.02	オスナブルクを中心とする粗製亜麻布の製織を条件に、抵当つきの現
	金貸し付けを織布業者に与える。
1746.11.26	ハイランドでの紡績生産が開始する。
1747.04.17	約束手形の発行による資金調達が開始する。
1747.09.07	サルトン漂白場が設立され、自社漂白生産が開始する。
1747.09.10	亜麻製品購入の代金支払い手段として、約束手形が発行される。
1747.08.13 1747.11.20	ロンドン支店が設立される。 ロイヤル銀行から融資される。
1749.05.18	グラスゴウ支店が設立される。
1750.03.29	債券 bond, 手形 bill を発行し, £10,000 以内の資金を調達する。
1750.05.03	委託料金の支払いをめぐって、ロンドン支店代理人J. グッドチャイ
	ルドとの係争が表面化する。
1750.06.21	準備、紡績生産がドイグ D. Doig との合弁事業に移管する。
1750.08.02	不良債権の問題が表面化する。財務裁判所 Court of Exchequer から
	£10,000~12,000 の融資を受ける。
1751.10.22	ロイヤル銀行から融資を受ける。
1753.01.18	良質亜麻布を減産する。
1753.02.15	取引先の倒産問題が報告される。
1753.04.12	グラスゴウでの累積債権 (£2,823.12d.) の問題が報告される。
1753.12.20	輸出補助金の停止に対応して、グラスゴウ商人に長期の信用決済期間
	を与え、亜麻製品の輸出販売を促進する。
1754.04.01	輸出補助金が一時停止する。
1754.01.31	取引先の連鎖倒産が報告される。(03.07, 04.18も同じ報告。)
1755.02.20	グラスゴウ支店が閉鎖される。
1755.11.14	ロイヤル銀行から為替手形 bill of exchange の信用供与を受ける。
1755.03.03	輸出補助金の一時停止とフランス、ドイツからの亜麻製品の大量流入
	による競争の激化が報告される。その対応策として,①不良債権回収
	の強化, ②国内市場向けの亜麻製品事業に経営資源を集中すること,
	③在庫製品を売りさばくことが講じられる。

1	トッドは正式のロンドン支店支配人として任命される。
1756.04.08	輸出補助金が再開される。
1756.06.01	報口補助並が特別される。 羊毛製造業者に貸し付けを与える。
1757.07.15	本七級追来者に買じいりを与える。 委託販売を通じて、マンチェスターやリバブールへの亜麻糸販売が開
1758.11.16	
	始する。
1759.07.26	ロイヤル銀行から £3,000 の融資を受ける。
1759.01.11	トッドが辞任し、亜麻製品の卸売商人としてBLCのロンドン販売業
	務を一手引き受ける。
1759.02.08	ロンドン支店が閉鎖される。
1761.03.11	リスボンへの合弁輸出事業計画が提案される。→否決された。
1761.08.17	スペインへの輸出事業が行われる。→失敗に終わった。
1761.12.17	D. ドイグとの合弁事業契約が破棄され、1762年2月28日までその清
4500 00 00	算過程が続く。
1762.03.29	約束手形の支払いに関する任意選択法 Optional Clause を取り入れ、
1762.07.05	現金枯渇の問題を緩和する方法が採用される。
1702.07.03	7年戦争の軍事特需によって、北アメリカと西インド諸島向けの亜麻製品の販売が好況を呈する。
1762.11.23	
1763.03.07	グラスゴウでの不良債権先の名簿が公表される。
1703.03.07	大量の不良債権の問題で、出資者総会は事業活動を委託販売業務に集
1763.03.05	中する意向を表明する。
1703.03.03	マカロックが支配人を辞する。取締役会でマカロックとの合弁事業計画が登議され、取締役の関の原見が出げる。
1763.07.21	画が論議され、取締役の間の反目が生じる。
1763.11.21	マカロックとの合弁事業契約が調印され、事業が試験期間に入る。
1100.11.21	スコットランド銀行による会社の信用を損なう敵対行為が報告される。 それに対応するために、ロイヤル銀行や金融商に現金融資を求める。
1764.06.04	債権総額が £182,767 に達し、そのうち少なくとも £46,287 が回収不
	可能の不良債権であることが明らかとなる。
1764.12.03	為替手形の割引による約束手形の流通業務が拡大傾向にある。
1764.03.16	スコットランド銀行の敵対行為による取り付け騒ぎが続く。
1765.05.07	ロイヤル銀行から £6,000 を借り入れる。
1765.06.07	マカロックとの合弁事業契約が廃棄される。
1765.01.22	02.07, 04.24, 08.09, 11.16, 12.11 亜麻製品製造業者への現金貸
	し付けと手形の割引が行われる。
1765.05.23	会社の金融支店 cash office の営業が開始する。営業時間は午前9時
	から午後3時までと午後5時から7時までに決める。
1765 ?	副総裁のドラモンド G. Drummond が会社の新たな事業内容計画を
	取締役会に提出する。サルトン漂白場やハイランドの紡績事業以外の
	あらゆる亜麻生産事業から撤退する方針が明らかとなる。
1765 ?	ロイヤル銀行から「銀行」として認められる。
1766.08.01	約束手形の呈示による現金支払い要求が続き、資金不足のため、出資
	金の払い込み要求が行われる。
1767.01.01	アイルランドの製造業者に現金信用を与える。
	域内南部の Berwick 州で会社の信用に悪影響を与える流言が広がり、
	ロイヤル銀行や Newcastle の金融商に資金援助を求める。
1	かい, では、 では、 では、 では、 できる。

イランド紡績委託商人からの原料請求が断られ、ハイランドでの紡
生産を停止することが明らかとなる。
コットランド銀行から「銀行」として認められる。
ルトン漂白場が売却され、亜麻生産事業から撤退し、銀行への転化なし遂げる。
-

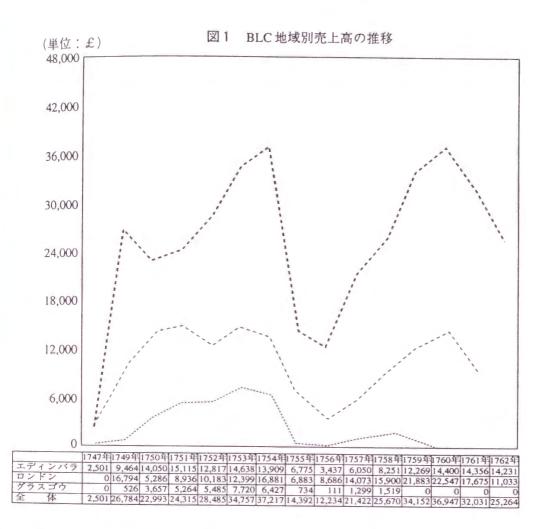
資料: Minutes of the Proceedings of the General and Quarterly Courts of the British Linen Company Commencing September 17th 1746, Edinburgh. Dec. 1 1746-Mar. 2 1772.

Minutes of Court of Directors of the British Linen Company. Aug. 2 1746-Feb. 11 1768.
C. A. Malcolm, The History of the British Linen Bank, Edinburgh, 1950.

会の議事録から、事業活動の進行にとって重要な報告項目だと考えられるものを抜き出して、作成したものである。」この表の内容から窺われるように、亜麻製品のイングランドとアメリカ植民地への移、輸出拡大を目指して設立されたBLCは、営業初期においてきわめて広範囲な事業活動を展開している。1746 年 9 月に大量の亜麻原料が海外から輸入されはじめた。その後ハイランドでの紡績生産や織布、準備、漂白工程における拡大生産の計画案も次々と実行に移された。生産工程の拡充に応じて、イングランドやアメリカ植民地への販売促進も必要となってきており、それに応じてロンドンとグラスゴウとを拠点とする支店が相次いで設立された。1750 年までにBLCはすでに、亜麻原料の輸入から、準備、紡績、織布、漂白生産、そして製品の販売などのあらゆる関連分野に進出しており、当時の亜麻事業団体の中で最も大きいな事業規模をもつものとして成長するに至ったのである。

ところで、1753 年以後の事業内容を見てみると、良質亜麻布の減産をはじめ、亜麻生産事業の規模がしだいに縮小していったことが分かる。の輸出補助金の一時停止によって、BLCは設立以来最初の経営危機に見舞われ、それに対応するために生産規模や範囲の縮小が講じられたのである。この年に輸出向けの織布生産が大幅に削減され、3 紡績以外の生産活動も景気の回復を待つ形で一時停止した。1756 年 6 月に輸出補助金の付与が再開され、さらに英仏七年戦争による軍事特需の刺激を受け、織布生産の関連諸分野は再び活況を呈するようになった。図1が示しているように、1756 年から亜麻布の売り上げ高は再び上昇傾向に転じ、1760年に最高の売上水準を記録したのである。

しかし、1750 年代中葉により、「委託生産」によって調達される亜麻布の比重がしだいに高まっていったことは注意を要する。¹ 「委託生産」の下で、会社は実際に何の生産の経営管理にも参与しておらず、従ってBLCはすでに織布生産事業から手を引く方針にしたということができるのである。事実、1754 年の輸出補助金の一時停止を契機に、事業活動の重心はしだいに生産から販売と金融との方に移っていくようになった。1759 年に共同支配人のトッド William Tod がBLCから独立し、その後亜麻布販売活動への傾斜は一段と鮮明になって



きた。1760 年代に入ると、BLCはもっぱらハイランドでの紡績事業やサルトン漂白場だけを経営する形で、亜麻生産事業に参与していたのであった。

このような生産事業の縮小過程において、BLCの事業活動にはもう一つ大きな変動が生じた。すなわち、不良債権の問題で会社財務がしだいに緊迫してきた状況の下で、製造業者への貸し付け件数と約束手形の発行量とが、ほぼ同時進行的に増大したことである。本来、製造業者に担保つきの貸し付けを与えることは委託方式による織布生産を促進するための経営措置であった。亜麻生産事業が栄えていた時期には、製造業者への貸し付け業務は会社全体の業務活動の中で、それほど顕著な比重を占めていなかった。しかし、1754年の経営危機の後、貸し付け件数はうなぎ登りに上昇し、生産業務の衰微とは対照的に、貸し付け業務の好調が目立っていた。

もっとも、貸し付け業務の基盤を拡大することができたのは、BLC発行の約束手形が広

範囲の流通性をもっていたからである。1747 年 9 月に短期の運転資金を調達するために最初の約束手形が発行され,事業活動の拡大とともに,その流通範囲はしだいに広ろがっていった。やがてBLC発行の約束手形が亜麻関係業者の間の流通手段となり,それによってBLCは自社発行の手形で,大規模な貸し付け業務を行うことができるようになったのである。不良債権の問題で会社財務の緊迫状態が続く中で,このような貸し付け業務はBLCにとって,利益の獲得を保証できる最も安全な分野であった。約束手形の発行,および亜麻製造業者への貸し付け業務は相互に支えあい,やがてこの二種類の業務の比重が完全に亜麻関係事業のそれを凌駕してしまったのである。

こうした事業展開過程の概観から分かるように、1754 年の輸出補助金の一時停止を境に、BLCの事業展開の方向は大きく変化した。1750 年代末までは事業の重心が亜麻製品の生産と販売活動とにおかれていた。それ以後の事業活動がしだいに販売、金融業務へ傾斜していき、やがて1770 年代初頭にBLCは銀行として新たな事業展開を迎えるようになったのである。こうして、1750 年代中葉を区分点として、BLCの事業展開過程を二つの段階に分けることができるであろう。この段階区分に従い、本章はまず1750 年代中葉までの事業内容と財務状況を分析することにする。

2 生産と販売との統合経営

① 生産工程の垂直統合

輸出補助金を目当てに設立されたBLCは営業初期において、輸出向けの亜麻布の生産拡大と販路の開拓に事業の重心をおいていた。この時期の事業経営の最も顕著な特徴は生産と流通過程の垂直統合にあった。すでにBLCの前身会社の「エディンパラ亜麻組合企業」により、亜麻布の製織が営まれていたため、株式会社に改組して以来BLCは亜麻布の製織工程を中心に、事業の垂直統合を進めていったのである。

織布工程はこの時期に、自社生産と委託生産の二つの生産方式によって行われていた。二つの生産方式はそれぞれ良質亜麻布と粗製亜麻布の生産に適用されていたが、その中で特に注目に値するのは、委託生産方式の下で行われていた製造業者への信用供与業務である。委託生産方式は本来、会社側の生産管理責任を軽減し、製品の生産と販売過程に生じうる危険を委託先に転嫁しようとする経営措置であった。資金力を欠いている製造業者を援助する意図もあり、BLCは製造業者に前貸しの形で亜麻糸や織機を与えたり、担保つきの信用供与を行ったりして、製造業者に様々な資金調達上の便宜を提供したのである。事業活動の展開

にとって、特に重要であった担保つきの信用供与の具体的な内容は、1746年10月2日の取締 役会における決議内容から窺うことができる。すなわち、BLC指定の粗製亜麻布の製造に あたって、製造業者は会社当てに担保額以内の為替手形や約束手形を振り出すことができ credit for drawing Bills or Notes on this company, 貸し付け金が法定利子率で加算され、亜 麻布と引き換えに決済されるというものであった。貸し付け業務はこのように、最初は単な る生産を促進するための補助措置であったが、生産規模が拡大するにつれ、その本来の補助 的性格にはしだいに変化が生じてきた。それが次第に生産業務にとってかわり、事業活動の 重心となることは後に見るであろう。 織布工程を起点とする事業の統合過程はまず後方へ. すなわち紡績,準備工程,および亜麻原料の輸入へ進んでいった。早くも 1746 年 9 月 18 日に 開かれた第一回の取締役会で, 支配人のマカロックが, サンクト・ペテルブルグにいる原料 仕入れ代理人と連絡をとり、そこから 200 トン近くの亜麻原料を輸入するようと指示された 一方,輸入した亜麻原料を代理人 agents に配分し,原料の委託紡績加工を行うことも決議 されたのであった。 域内製造業者への原料供給を確保するため,亜麻原料はその後続々とバ ルト海地域やオランダから輸入されてきて、輸入量が増大する傾向にあった。このように増 えつつあった原料を加工するために、BLCは「漁業・製造業理事会」Board of Trustees for Fisheries and Manufactures(以下,「理事会」と略称)の協力を得て,1747年の夏に集中的に ハイランド東海岸地域での紡績拠点の数や規模を拡大した。 公益的性質をもっていたハイラ ンドでの紡績事業は後にBLCの中堅事業分野となり,「理事会」の資金的援助の下でBLC が亜麻事業から撤退するまで続けられた。9 また,同じく織布工程の前工程に属する準備工程 も,1750年にドイグ David Doig との合弁事業契約の締結によって,10 BLCの事業経営の中 に包摂されるようになった。

後方統合に続いて、漂白工程と販売網の整備を含む前方統合の動きは 1749 年の秋に開始された。亜麻製品の付加価値は漂白加工技術に左右されるところが大きく、そのため漂白工程の改善は事業経営の重心の一つであった。1747 年 9 月に、副総裁のミルトン卿の援助の下で、10 亜麻糸や亜麻布の漂白加工を行う作業場がエディンバラ近郊のサルトンに設立された。単に準備、漂白生産に従事するだけではなく、サルトン漂白場は漂白生産技術の向上をも目指していた。しかし、域内の熟練工の不足や良質原材料の入手が容易でないなどの問題で、その経営は最初から困難を極めたものであった。こうした状況の中で、漂白作業の一部を外部に委託しながら、BLCは「理事会」に資金援助を求め、12 サルトン漂白場の経営維持に力を注ぎつづけた。結果としては、サルトン漂白場で準備、漂白加工を受けた亜麻製品は品

質や価格競争力において、たしかに大きな進捗をなしとげた。しかし、この成果が目に見え る形で現れたのは、1760年代になってからのことであった。四生産性向上の効果が現れるまで、 「理事会」の資金援助なしでは、ほとんど経営が成り立たなかったことを考えると、サルト ン漂白場の経営は、果たしてBLC亜麻事業の収益向上に寄与したかどうかは疑問である。 この問題の検討は次節に譲るとして、ここでまずBLCと「理事会」との間の関係に目を向 けたい。BLCの事業展開に対して、「理事会」という政策団体が大きな影響力を発揮した のである。

「株式会社」としてのBLCの設立が、「理事会」の支持に大きく負っていたのと同じよ うに、10 その事業活動の展開も「理事会」の政策援助に負うところが大きかった。もとより 「理事会」は,自ら策定した亜麻産業振興措置の実行をBLCに委託しようとする傾向があっ た。BLCがケンブリク Cambric 良質亜麻布の生産拡大に取り組み、そしてハイランドでの 紡績事業やサルトン漂白場の経営にまで手を延ばしたのは,そうした「理事会」の姿勢によ る影響が大きかったのである。^⑤ 一方,BLCが自ら手掛けた事業活動に対しても,「理事 会」は地域政策団体として様々な形での援助を行った。1755 年の輸出補助金の再開を促す請 願運動を主導したのは「理事会」であり、ロイヤル銀行と友好関係を保つことができたのも、 「理事会」の背後からの働きかけがあったからである。「「理事会」、ロイヤル銀行、BLC、 それぞれの人事構成を一瞥すれば,三つの団体の間にこのような緊密な協力関係ができてい たことも、不思議もないことが分かる。BLCの実質的指導者であったミルトン卿は「理事 会」の首座を占めた人物であり,彼はロイヤル銀行の重役をも兼ねていた。1763 年に人事交 替が起こり,BLCの経営主導権が当時エディンバラ市長を務めていたドラモンド George Drummond の手中に移ったが、彼も「理事会」とロイヤル銀行で発言力をもつ大物級の人物で あった。^{ID} そのほかに,まだ多くの橋渡し役のような関係者が存在していた。^{IB} こうした役員 人事の重なり合いから出発した三団体の様々な事業関係を考えると,「理事会」,ロイヤル 銀行,BLC,この三つの団体は合同後のスコットランド地域経済を支える「三本柱」のよ うな役割を担っていたということができる。[®] BLCがこの仕組みの中で,スコットランド地 域行政の下請け機関,言い換えれば「国策会社」として位置付けられていることは,その事 業展開にとって特に重要な意味を持っているのである。

しかし,BLCは地域産業振興策の実行機関として,「理事会」とロイヤル銀行の援助を 後ろ盾にもつことができるにもかかわらず,依然として「株式会社」という企業形態の下で その事業活動を進めていかなければならなかった。前述したように,この時期において紡績 や漂白だけではなく、海外からの原料の輸入や直営作業場での織布生産の規模的拡大も進んでいた。この膨大な事業計画を実行するには、何よりも多額の運転資金が必要であった。出資金の追加払い込みや外部資本の調達はともかくとして、この場合に製品の早期の販売実現による投下資金の迅速な回収が、経営上の最も重要な課題であった。それを実現するために、BLCはさらに亜麻製品の販売機構の整備に乗り出したのである。

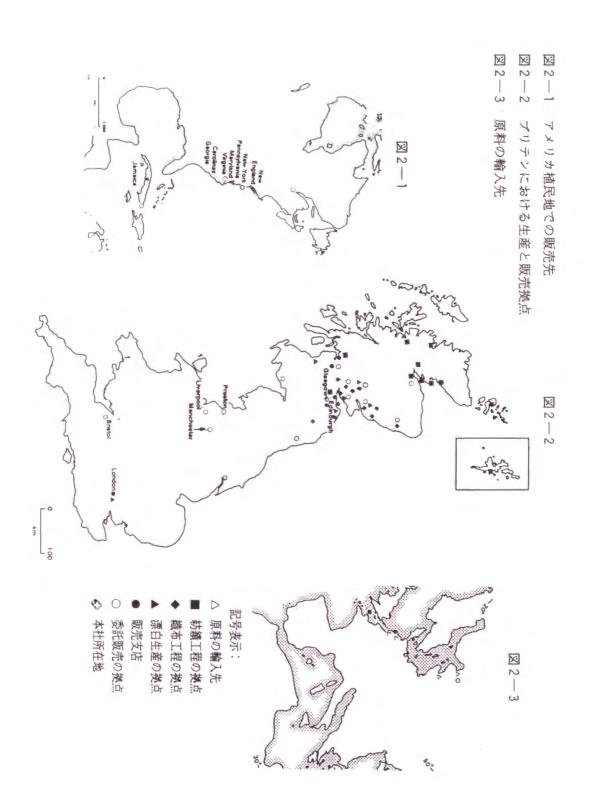
② 販売機構の樹立

製品の販売にあたって、最初は「委託販売」が主要な形態であった。エディンバラ本社は、 亜麻製品を買い求めに来る顧客を待つ形で販売活動が行われていたが、200 それ以外の地域で の販売活動は主にその地域の有力商人に委託されていた。東北ロウランド地域においては、 会社の生産拠点が各地に点在していたため、そこで培われた人間関係を利用して、販路の開 拓が進められた。

しかし、域外市場での販売活動の進展は順調ではなかった。域外販売の最も重要な拠点であるロンドンでは、当初グッドチャイルド John Goodchild という卸売商人に製品の販売が委託されていた。20 製品の価格、販売先、さらに販売先に与える信用期間などがほとんど彼の意のままに決定される状態の下で、ロンドンでの販売活動はまもなく破綻を来した。売上高が伸び悩むとともに、グッドチャイルドに多額の委託手数料が支払われていたのである。20 そこで、域外市場での販売活動の効率を引き上げるために、BLCはロンドンでの販売組織の整備に乗り出した。グッドチャイルドとの委託販売契約が解除され、1747年8月に製品の販売、亜麻原料の輸入、そしてそれに関連する輸送や保険業務を取り扱う支店がロンドンに設立された。30 ロンドン支店の設立に続いて、1749年5月にグラスゴウにも販売支店が設立された。30 グラスゴウ支店の設立をもって、エディンバラ、ロンドン、グラスゴウ、この三つの拠点を中心とする会社の販売機構が正式にできあがったのである。

③ 事業機能

こうして、亜麻製品の生産と販売の統合によって特徴づけられるBLC事業の基本構造は、ほぼ 1750 年代の初頭までに整えられるに至った。図2に示されているように、この時期に行われた事業活動の範囲は、スコットランド域内だけではなく、ヨーロッパ大陸、イングランド、さらにアメリカ植民地にも及んでいる。事業活動の展開をこうした空間的視点から見直すと、BLCの事業機能について次の二点を指摘することができる。第一に、スコットランド各地に散在している紡績、織布、漂白工程の生産拠点を自社の事業内部に収め、それらを一つの経営単位として有機的に再編成、統合する役割を果たしていた。かより広い意味でいえば、



第3章 プリティッシュ亜麻会社の事業展開過程

亜麻生産の企業活動を通じて、ロウランドとハイランドとを同じ社会的分業体系の下に統合することは、²⁰ BLCの果たした事業機能の一つであり、政策機能でもあったのである。

しかし、こうした生産統合機能も、第二の事業機能一生産空間と市場空間との連結役を前提にして、はじめて達成しうるものであった。市場空間としては、原料購入先と製品販売先の両方がある。海外から原料を輸入し、それを域内各地に分散している生産拠点に放出することによって、原料購入先としての市場空間と生産空間との連結が達成されるに至る。一方、経営内分業体制の下で製造された亜麻製品がエディンバラ本社から、ロンドン、グラスゴウにある販売拠点を経由して、南のイングランド、さらに大西洋対岸のアメリカ植民地にまで移、輸出されることは、生産空間と製品販売先としての市場空間との連結を意味する。このような製品市場、生産拠点、原料市場の三つの空間を有機的に結び付けることによって、BLCの生産統合機能がはじめて発揮されるのである。言い換えれば、亜麻生産を中心とする社会的分業体系の構築は、生産空間と域外に広がる市場空間との連結役を担うものがあったがゆえに、コースのである。従って、生産空間と市場空間との連結役を果たしたところに、BLCに固有の事業機能が存在していのである。

3 1750 年代中葉までの販売実績

① 収益源

第二節での分析から分かるように、1750年代中頃までは亜麻製品の生産と販売の各分野で、BLCの事業活動が展開されていた。事業範囲の拡大に応じて、この時期の事業収益も様々な分野から期待できるものとなった。海外から仕入れてきた亜麻原料や漂白原材料の販売を始め、紡績、織布、漂白生産はそれぞれ独自に収益を上げられる事業分野であった。亜麻布の一貫生産を目指して、一番手掛けるようになったこれらの生産活動は実質上、相互独立に運営されていたのである。生産規模と範囲との拡大に伴って、収益源が多様化していったところに、この時期の収益構造の特徴があったといえよう。

織布生産を中心とする事業範囲の拡大によって、BLCは様々な収益源をもつようになったにもかかわらず、事業収入の大部分は依然として亜麻布の販売収入によるものであった。²³ 従って、事業活動を展開させる上で、亜麻布の販売活動は極めて重要な意味をもっていた。亜麻原料の輸入から漂白生産に至るまでの事業活動を進行させるために、何よりも主力製品の亜麻布の販売実現による投入資金と利益の回収が必要だっだのである。このような亜麻布の販売に当たって、BLCは実に様々な種類の製品を取り扱っていた。³⁰ 第一節で見たように、

アメリカ植民地向けの粗製亜麻布が、その中で特に重要な地位を占めていた。粗製亜麻布はその販売実績如何によって、BLCの事業活動の展開度合いや方向を左右するほどの重要性をもっていたのである。こうした粗製亜麻布の販売収益を軸とした財務構造の検討に入る前に、まず粗製亜麻布の主要な販売拠点ーロンドンとグラスゴウの経営環境を一瞥する必要がある。

② 域外販売拠点

・ロンドン

18 世紀中葉のロンドンは、ブリテン全国各地からの製品の集散地であり、海外貿易や国際金融の中枢でもあった。ここには、イングランドやスコットランドからだけではなく、アイルランド及びドイツ、フランス、オランダからも亜麻製品が集められ、その間にブリテン全国やその支配下にある植民地をめぐって、きわめて激しい競争戦が展開されていた。30 このような多くの地域や国から移、輸入されてきた亜麻製品の流通機構の中枢に立っていたのは、リンネル卸売商 linen draper と呼ばれる一群の専門商人であった。30 豊かな資金力を擁し、しかもイングランドや海外の亜麻取引業界において幅広い人脈をもっていた彼らは、特にBLCの販売開拓の主要な対象であった。30 リンネル卸売商人と取引関係を結ぶことさえできれば、亜麻製品の大量販売が実現できるだけではなく、業界の事情通である彼らから様々な市場情報を得ることができるのであった。30

しかし、BLCのほかに、スコットランドの他の生産業者や上述した各国や地域からの亜麻製品もリンネル卸売商の購買対象になっていたことは注意を要する。数多くの競争相手に勝ち抜き、リンネル卸売商の目を自社の製品に向けさせるために、BLCは様々な販売方法を採用しなければならなかった。 その中で製品価格を引き下げることは最も効果のある方法と見られていた。1749年3月16日付けの取締役会の議事録から、こうした低価格販売を下から支えていたロンドンでの支払い慣行の実態が窺われる。それによると、製品の取引が成立した場合、卸売商による代金の支払いは通常3-4回に分けて行われていた。亜麻製品貿易に関する限り、製品代金の分割払いは当時のロンドンにおける取引慣行だったことが、この議事録の内容から分かる。

ところで、ここでより重要なことは、こうした取引慣行は同時に低価格販売を実現させる 条件でもあったことである。このことは同議事録の次の叙述に示されている。「このような 頻繁な収益の回収によって、会社は非常に低い利益率で製品を販売することができ、しかも 卸売商も輸出商人に有利な取引条件を提供する能力を持つようになる」と。販売収益の頻繁

72

な回収が低価格販売を支えていることの根拠は次のように考えられよう。すなわち、それによって代金の漸次な全額回収が確保でき、従って機会費用としての利子費用が減少し、少々低い利益率で販売しても、取引がなお採算が合うものになるというものである。このことから、販売代金の回収状況が会社の財務体質と深いかかわりを持っていたことが分かる。事実、この時期において販路の開拓よりも、販売代金の回収の方がはるかに困難な経営課題であった。販売代金の回収問題がいかにBLCの事業展開に深刻な影響を及ぼしたかは、特にグラスゴウでの販売活動から窺われる。

・グラスゴウ

BLCのもう一つの販売拠点ーグラスゴウの経営環境はロンドンのそれと大分違っていた。ここでは大西洋対岸の北アメリカと西インド諸島との貿易により、17世紀末から対外貿易と海運の繁栄が続いた。この時期はすでにブリテン北方最大の貿易港として、グラスゴウがその確固たる地位を築き上げていた。30こうした植民地貿易の繁栄を背景に、輸入品の対価になる様々な工業製品に対する需要も増えてきた。その中で特に需要の大きかったのは、植民地開拓者向けの粗製亜麻布であった。30需要の拡大と前述した輸出補助金の付与に刺激され、域内では東北ロウランドだけではなく、エディンバラやグラスゴウの周辺地域においても、30人の亜麻製造業者が植民地向け製品の生産に携わるようになった。地元の貿易港経由の亜麻製品輸出をめぐって、スコットランド域内生産業者との競争が特に激しかったのである。

このような状況の下で,BLCは販路開拓の的をリンネル卸売商ではなく,植民地商人 colonial merchant に絞っていた。⁵⁰ 地縁の関係でグラスゴウでは卸売商の仲介がなくても,植民地商人と直接取引関係を結ぶことができる態勢が整っていたのである。そこで植民地商人に直接製品を売り込むことによって,他の生産業者との競争が避けられる一方,仲介経路の省略もでき,従ってより高い収益率を見込めるところにこの販売方法が採用された根拠があると考えられよう。いずれにしても,グラスゴウでの輸出販売対象はほとんど,地元の植民地商人に集中していた。地縁の利を占め,しかも植民地貿易も繁栄の一途を辿る中で,BLCはグラスゴウ支店での輸出販売活動に大きな期待を寄せていたのである。

しかし、グラスゴウでの販売活動は比較的潤沢な利益見込みをもっているとはいえ、植民 地商人との直接取引はきわめて危険性の高いものでもあったことは注意を要する。それに関 する最も大きな問題は、取引側への信用供与に伴う利子費用の増大と代金回収の困難にあっ た。この二つの問題はいずれも、亜麻製品取引が掛け売買で行われていたことから発生する ものであった。掛け売買は当時の植民地貿易にかかわる取引の一般形態であった。この取引 慣行に従うと、亜麻製品が植民地商人に引き渡された後、販売代金の回収は商人側の事業利益が実現するまで待たなければならない。⁴⁰このような植民地貿易の利益実現の所要期間に合わせて、BLCは通常取引先に12カ月の信用期間を与えていた。⁴¹ 1754年の輸出補助金の停止直前に、在庫を一掃するため、BLCがさらに信用決済期間を延ばし、取引先に2年間の長期信用を与えた例が示すように、⁴⁰ 販路を拡大する上で、信用期間の延長は不可欠であった。もっともこの場合に、売り掛け金の支払いは一括払い方式が多かったので、利子費用の負担はほとんどBLC側にかかっていた。このことを考えると、グラスゴウ植民地商人との直接取引はより高い収益率を期待できるかわりに、利子費用が増大する可能性が大きかったということができよう。

利子費用の増大のほかに、海外向けの販売代金の回収困難も会社の財務状況に悪影響を与える要因となっていた。域内販売と比べ、海外向けの販売活動はこの点において遥かに危険性の高い分野であった。植民地物産を買い付けるための対価としての亜麻製品は、その売れ行きが植民地物産の市況に大きく左右されるとともに、商品の海上輸送も常に海賊、敵軍の略奪や暴風などの未知の危険に曝されていたからであった。等際の事業展開過程において、これらの原因で取引先側の事業が失敗してしまい、亜麻製品の掛け売り金が不良債権になった例は少なくなかった。さらに、植民地商人との良好な人間関係を重んじて、不良債権の回収に際して強硬な手段を出せなかったことも資金の緊迫状態を生み出した一因であった。結局、ほとんど回収不可能な掛け売り金が長い間会社の資産項目で居座るようになり、資金利用度を緊縮させるばかりとなったのである。総じて、グラスゴウでの販売活動は植民地商人との直接取引によって、割高の利子費用を負担せざるを得なくなる一方、植民地貿易の進行状況にも大きく左右されるため、ロンドンのそれより遥かに危険性の高い事業活動だといわざるをえないのである。

② 亜麻布の販売実績

そこで次に、各販売拠点での亜麻布の販売実績の推移を見てみよう。まずエディンバラでの販売状況であるが、図1が示しているように、ここでは1747年から1751年までの間に売り上げ高の増加傾向が見られるものの、その後の販売高がほとんど一定の水準に止まっていた。エディンバラ本社の取り扱い製品は国内市場向けのものが多く、知しかもその大部分は良質亜麻布であったことを考えると、このことは良質亜麻布の国内販売は不況に見舞われていたことを示すものといえよう。事実、1743年に良質亜麻布 ケンブリク Cambric の輸入に対する高率関税の賦課が実施されてから、知国産良質亜麻布の販路は確かに拡大してはいたが、そ

の需要増大の部分もまもなく「密輸入品」によって満たされた。輸入禁止に近い高率関税の 賦課はかえって密輸入量の増大を招き、^如 結果として輸入品は関税賦課が実施した以前より 低い値段で市場に出回り出したからである。こうした営業初期においての良質亜麻布の販売 不振の実態は、表2で示されている良質亜麻布の在庫高の増加傾向から一層鮮明に窺われる であろう。

エディンバラとは違って、域外市場向けの販売拠点であるロンドンとグラスゴウはともに好調な販売実績を上げていた。図1から分かるように、1750年に入ると、ロンドンでの売り上げ高は安定した上昇傾向に転じ、僅か3年のうちに2倍以上の増加を成し遂げた。そして、グラスゴウでの売り上げ高も1753年までに増加傾向を保っていることを看取することができる。このようなロンドンとグラスゴウはいずれも、粗製亜麻布の販売活動に集中していた。製造って、最初から大いに期待されていた粗製亜麻布の販売はBLCの期待に答えるかのように、順調な成長実績を上げてきたということができよう。こうした粗製亜麻布の生産と販売事業を拡大するために、BLCは資金的、時間的に、実に膨大な費用を投下した。しかし、果たしてそれに比例する利益がもたらされたかというと、この時期の財務状態を一瞥するだけで、必ずしもそうではなかったことに気がづくはずである。この問題を見極めるために、次は事業活動の展開をめぐる財務状況の変化に目を向けよう。

4 1750 年代中葉までの財務状況

前にも触れたように、「株式会社」という企業形態の下でBLCは豊かな資金源に恵まれ、それを基にして大規模な生産活動が次々と実行に移されるようになった。織布工程を中心として生産の規模と範囲を拡大したため、亜麻布の産出量はいうまでもなく、それに応じて急速に増大した。しかし、販売活動の展開において、BLCは生産活動のそれより多くの困難に遭遇した。

営業初期の販売不振がBLCにもたらした最も頭の痛い問題は資金不足であった。後に見られるように、この問題を解決するに当たって、債券 Bond や約束手形 Promissory Note の発行による外部資金の調達が講じられた。しかし、それは場当たりの解決法に過ぎず、問題解決の鍵は依然としていかに亜麻布の販売量を増やすかにあると見られていた。カロンドンやグラスゴウで設立された直営販売支店はこうした販売促進策の下での産物であったともいえる。ところで、販売網の整備だけでは粗製亜麻布の販路を拡大するになお物足りなく、その他にまた様々な販売手法を採用しなければならなかった。前にロンドンやグラスゴウの経営環境

を検討したところから分かるように、この場合に販売価格の引き下げと取引先への長期信用 供与が最も頻繁に採用された手法であった。1750 年代以降のロンドンとグラスゴウでの販売 実績を見ると、これらの販売手法は功を奏したかのように見える。エディンバラはともかく として、ロンドンとグラスゴウは共に粗製亜麻布の販売において順調な成長実績を上げてい たのであった。 しかし、この時期の財務状況を一瞥すると、粗製亜麻布の好調な売れ行き を軸とした売り上げ高の増加は、必ずしも会社の財務体質の強化に好影響をもたらしていな かったことが分かる。表2で示されているように、1754 年までは商品の販売実現による受け

表2 BLC主要資産構成

(単位:£)

	良質亜麻 布在庫 A	粗製亜麻 布在庫 B	受取手形 C	資産総額 D	A/D(%)	B/D(%)	C/D(%)
1748年	6,028	420	5,431	44,712	13.4	0.9	12.1
1749年1)	10,379	3,591	14,363	74,129	14.0	4.8	19.3
1750年	12,826	1,872	24,110	89,853	14.3	2.1	26.8
1751年	17,646	3,277	22,051	105,300	16.8	3.1	20.9
1752年	23,447	2,869	36,452	117,344	20.0	2.4	31.1
1753年	26,383	2,479	46,104	130,785	20.2	1.9	35.3
1754年	21,221	183	46,059	134,342	15.8	0.1	34.3
1755年	18,835	1,048	35,332	124,745	15.1	0.8	28.3
1756年	17,924	2,334	29,363	117,272	15.3	2.0	25.0
1757年	13,980	1,377	27,863	119,892	11.7	1.1	23.2
1758年	11,691	2,099	37,042	137,496	8.5	1.5	27.0
1759年	11,478	1,275	36,313	149,092	7.7	0.9	24.4
1760年	15,161	1,412	35,495	149,692	10.1	0.9	23.7
1761年	18,411	535	35,700	167,497	11.0	0.3	21.3
1762年	13,601	1,433	35,767	172,708	7.9	0.8	20.7
1763年2)	_	_	17,768	150,714	_	_	11.8
1764年	1,351		17,318	149,624	0.9		11.6
1765年	94	_	12,375	169,213	0.00		7.3

出典: Journal Letter of the Daily Transactions of the British Linen Company, 1748-1765.

取り手形の総額が売り上げ高の上昇を追う形で、年々増加している。受け取り手形 bills receivable は売上代金のうち決算期末においてまだ未収となっている部分であり、50 従って取引先に与えた信用供与形態の一つと考えられる。言うまでもなく、こうした取引先への信用供与の増大に伴って利子などの機会費用が増加し、会社の利用可能な資金もそれによって

注:1) BLCの会計決算日は1749年から5月末に変更するようになった。

²⁾ 亜麻布在庫に関する項目はこの年の会計帳簿に掲載されなかったのは、1763年に亜麻関係事業のすべてがマカロックとの合併会社の管理下に移されたからである。1764年にマカロックとの合併契約が解消されるようになったが、粗製亜麻布の生産事業が再開されることはなく、それ以降の事業活動はほとんど亜麻布の合同販売に集中するようになったのである。

大幅に縮小するであろう。 さらに,グラスゴウでの販売状況が示しているように,植民地貿易に従事している取引先への信用供与はきわめて危険性の高いものであった。取引側の植民地貿易事業の失敗によって,製品代金として得た受け取り手形は不渡りとなり,そのために不良債権の累積が会社の財務状態を一層悪化させてしまったのである。51) いずれにしても,取引先へ長期の信用期間を与えることは売り上げ高の増加という効果をもたらしてはくれたものの,それは結果的に利子費用や不良債権の増大という反作用を招いたことは特に注意を要することである。

また、販売を促進するためのもう一つの手法一製品価格の引き下げも収益率の低下を招く という欠点を持っていた。この問題は特にロンドンの場合に深刻であった。豊かな資金をも つロンドンのリンネル卸売商と取引をする際に、信用供与による利子負担が少額で済むとは いえ、激しい競争を勝ち抜くための低価格販売が収益率の低下をもたらすものであった。デュリーの計算による表3から分かるように、エディンバラ、ロンドン、グラスゴウこの三つの

表 3 各販売拠点における総売上高と利益率

(単位:£)

	総売上高	総利益	利益率 (%)
エディンバラ (1747-1762)	149,458		
ロンドン (1748-1762)	189,153	28,022 2,044	18.9
グラスゴウ (1749-1759)	32,737	962	2.9

出典: A. J. Durie, The Scottish Linen Industry in the Eighteenth Century, Edinburgh, 1979, p. 139.

販売拠点のうち、ロンドンの利益率はわずか 1.1%に過ぎず、最も低い水準に止まっていた。プロンドンやグラスゴウでのこのような費用支出や収益状況を見ると、低価格販売や長期信用の供与によって達成された好調な域外販売実績は、果たして会社の採算状態の改善に役立ったかどうかは極めて疑問である。むしろ、売り上げ高が順調に伸びていくに伴って、利子や販売費用などが増え、従って亜麻布販売の収益状況がかえって悪化する可能性が大きくなると考えられる。もっとも、この時期において売上代金は現金ではなく、手形の形で回収される件数が多く、しかも表2で示されているように手形総額やそれの資産総額に占める割合は増加傾向を辿っている。このような状況の下で、最初の資金需給の逼迫状況は改善されるどころか、それによって一層緊迫するにいたったということさえできるのである。事実、こうした資金不足の問題を解決しようとするところに、1750年代末からの事業方針の転換を促した契機が存在していたのであった。そこで次は、この時期の資金調達の実態を見ておこう。

営業初期の資金不足問題に直面して、BLCは当初ロイヤル銀行からの借り入れや短期債 券の発行による資金の調達をもって,⁵³ 問題の解決を図ろうとしていた。しかし、この二つ の方法はいずれも多額の利子費用がかかるものであった。利益の見込みがまだ不透明な時期 において、BLCはほかのより利子負担の少ない資金調達法を探り出さなければならなかっ た。そこで支配人のマカロッホとトッドは設立特許状で盛り込まれたもう一つの特権一手形 bill の発行による資金調達権に目を向け、50 1747年9月に自社の約束手形 promissory note の 発行に踏み切った。契約織工,本社従業員,各地方都市の代理人への賃銀や製品代金の支払 いにこうした自社発行の約束手形が充てられ,500 それによって資金不足の問題はようやく解 決の目処が立つようになったのである。

表 4	BLC	この借り	入れ総額の推移	〔単位:金額	盾ポンド(£)]
-----	-----	------	---------	--------	--------	----

年月日	債券の発行額	約束手形の 発 行 額	ロイヤル銀行からの借入	借入総額
1748年1月13日	_	_	2,416	17,656
1749年1月16日	8,842	8,900	4,175	21,917
1749年5月25日	10,103	11,800	1,048	22,951
1750年5月19日	14,607	7,240	2,998	24,845
1751年5月19日	21,297	15,536	2,688	39,521
1752年5月30日	27,646	18,464	1,654	47,764
1753年 5 月30日	35,913	18,824	3,175	57,912
1754年 5 月30日	27,626	27,520	1,545	56,691
1755年 5 月30日	23,856	22,517	1,750	48,124
1756年 5 月30日	19,765	20,904	4,120	44,790
1757年 5 月30日	16,636	46,860	4,650	68,146
1758年 5 月30日	17,826	35,695	5,610	59,131
1759年 5 月30日	17,226	33,158	6,120	56,504
1760年 5 月 30 日	15,035	24,337	2,750	42,123
1761年5月30日	12,162	19,105	2,200	33,467
1762年 5 月30日	6,576	13,130	2,360	22,066
1763年 5 月30日	7,500	12,163	2,471	22,134
1764年5月30日	11,569	7,878	549	19,996

資料: Journal Letter of the Daily Transactions of the British Linen Company B-S. Archive of Bank of Scotland.

このような自社発行の約束手形は,一覧払い約束手形としての性格が強く,額面£100のも のを除いて $,^{ ext{\tiny 5D}}$ £20, £10, £5 の方はいずれも利子の負わないものであった。そのため,約 束手形の発行をもって,BLCは資金調達に必要な利子負担からある程度解放されることが できた。利子負担が少ないという点は,⁵⁰ 特に後の約束手形の発行総額の増大に重要な意味

注:当時の通貨単位は1ポンド=20シリング=240ペンスという換算になっていたが、この表での 計算はポンド以下の金額はすべて「四捨五入」する。

を持つものである。前述したように、生産活動の一方的拡大や販売代金の回収困難によって、 売り上げ高が順調に伸びていったものの、営業初期の資金需給の逼迫状態は深刻になる一方 であった。このような状態の下で、事業活動の継続や拡大に必要な短期資金を調達するにあ たって、BLCは一層利子負担の少ない約束手形の発行に依存するようになっていったので ある。表4から窺われるよう、1748~1754年までの生産拡大期において、約束手形の新規発 行額はほとんど年々増加している。このことは約束手形の資金調達手段としての重要性が増 えつつあることを示すものともいえよう。

こうして約束手形の発行が資金調達の主要な手段になるにつれ、その性格には次第に大きな変化が生じてきた。流通範囲の拡大と信用の定着に伴い、BLC発行の約束手形は次第に「紙幣」としての機能をもつようになってきたのである。前述したように、BLC発行の約束手形は主に賃銀や製品代金の支払い手段として使われるものであった。一覧払いの性格をもつものでもあったため、第9 それは発行されてから間もなく、亜麻関係業者の間の流通手段となった。さらに事業活動の全域的展開によって、その流通範囲はスコットランド全域にまで広がっていくようになった。遅くとも1750年代中頃までに、BLC発行の約束手形は亜麻関係業者を中心にスコットランド全域で通用するようになり、「紙幣」と変わらない機能を持つに至ったのである。このことが資金調達の約束手形に対する依存度を一層強め、最終的に金融業務の全面的展開を支える物的基盤となったことは次稿で見られるであろう。

5 小括

こうして低収益と不良債権という二つの構造的問題を抱えているにもかかわらず、あらゆる資金調達手段が動員された結果、事業活動は一応資金不足の問題に阻まれることなく順調に展開することができた。しかし、1753 年秋になると、いままで安定経営を保ってきた歩調は次第に乱れた様相を呈しはじめた。粗製亜麻布の好調な販売を支えてきた輸出補助金がまむく期限切れとなり、知 しかもそれを延長する論議が議会に出てこなかったことで、経営計画の実行をめぐってBLC内部に混乱が生じたのである。粗製亜麻布の好調な販売を支えてきた輸出補助金が打ち切られると、価格競争力が忽ち低下する恐れがあったため、ドイツなどの大陸製品と競争することもできなくなることに対する経営陣の懸念は日増しに強まってきた。的輸出補助金の停止による亜麻布販路の急減に備えて、BLCは良質亜麻布を始めとする様々な生産事業の縮小に乗り出さざるをえなかったのであった。

良質亜麻布の販売不振を予想して,BLCは早くも 1753 年 1 月に良質亜麻布の生産停止に

踏み切った。⁶¹ そして,粗製亜麻布の生産規模を縮小しながら,その在庫を一掃するための様々な販売促進手法を採用しはじめた。前述したように信用供与期間を延長することは,最も効果のある手法の一つと見られていた。そして海外在住の商人への製品委託販売も応急策として採用されたようであった。⁶² 全体としては,輸出補助金の停止による販路縮小を見込して,BLCは織布生産を中心とする事業活動の縮小を図らざるをえなかった。サルトン漂白場が原料たる亜麻布の生産量の急減により一時停業に追い込まれ,紡績は残された唯一の稼働部門となったのであった。

結果として、生産事業の縮小や強力な販売促進措置の採用によって、1754年の経営危機はなんとか乗り越えられた。亜麻製品輸出業者の共同請願で輸出補助金は1756年6月から再開され、また同年に英仏7年戦争が勃発し、軍需を中心とする海外からの粗製亜麻布に対する需要は再び勢いよく増大し始めた。こうして粗製亜麻布生産の諸関連分野は再開され、それによって1753年以前の活況を取り戻すことができるようになった。しかし、生産活動は再開されたとはいえ、生産方式や事業内容からBLCはすでに新たな事業展開の段階に突入したことが窺われる。1754年の経営危機とその応急策の施行によって、亜麻布事業の低収益性と不良債権の問題が一層深刻となり、この問題を解決するために生産や販売態勢を見直そうとする動きが取締役会から出はじめたからであった。その後両支配人の思惑の違いとそれをめぐる取締役間の確執を孕みながら、事業方針の見直し案は次第に具体的な行動に移されるようになった。60 危険回避の業務姿勢が鮮明となり、生産活動が縮小する一方、受託販売や亜麻関係業者への貸し付けや手形の割り引き業務が増えつつあった。輸出補助金の一時停止を契機にし、事業活動の重心は事実上生産から販売と金融の方へ移っていったのである。

そこで次章は 1754 年以降の事業活動に焦点を当て、BLCに事業活動の重心を生産から販売へ、さらに販売から金融へ転換させた原因を検討することにする。

注:

- 1)ブリティッシュ亜麻会社は 1979 年にスコットランド銀行に吸収合併されたので、同社の出資者総会や取締役会の議事録、そして会計帳簿などの関連史料は、現在すべてスコットランド銀行の史料館 Rank of Scotland Archive に収められている。
- 2)S.G.Checkland, op.cit., p.96. 資本規模だけではなく, 亜麻製品生産高から見ても, BLCは他の事業体より際立って高い割合を占めていた。
- 3)A. J. Durie, op. cit., (1979) pp. 131-132. 「自社生産」による輸出向けの粗製亜麻布オスナブルク

- Osnaburgh や良質亜麻布の減産が行われただけではなく、「委託生産」の注文件数も大幅に減少した
- 4)1750年代中葉までは、織布生産は主として「委託生産」と「自社生産」という二つの生産方式の下で行われていた。二つの生産方式のそれぞれの具体的内容に関しては、第2章第4節を参照。
- 5)A.J. Durie, *qa cit*, (1979) pp. 133. デューリーによると、良質亜麻布の品質に対する要求が高く、 従ってその生産が会社の直営作業場で行われ、生産が常に会社の監督下におかれているような 「自社生産」方式が多く採用された。それに対して、粗製亜麻布の場合は品質に対する要求が 比較的に低く、しかも生産立地が広い範囲に分散し、会社の直接管理の手が届けにくいので、 「委託生産方式」が特に適用されていたのである。
- 6) Minutes of Court of Directors of the British Linen Company, Oct. 2 1746. Edinburgh Cournant, Oct. 16 1746.
- 7) Minutes of Court of Directors, Sep. 18 1746.
- 8) *Ibid*, July 9, Sep. 10, 1747, C.A. Malcolm, *op. cit*, pp. 20-24. 1757 年までにBLCの管理下におかれていたハイランドの紡績拠点は次の諸地方町に点在していた。即ち, Cromarty, Kirkwall, Dornoch, Dingwall, Wick, Tain, Lochbroom, Lochcarron, Glenmoriston などであった。
- 9)F.M. Irene Dean, op. cit. 飯塚 正朝, 前掲書, 214-215 頁。Minutes of Court of Directors, Mar. 22 1759.1745年のジャコバイトの反乱が平定した後、 ハイランドを中心とする地域で農業, 製造業, イングランド語教育, 宗教など様々な分野にわたる大規模の教化政策が行われた。その中で, 雇用人口の増大を目指す製造業の振興策が特に重視され, 「理事会」の主導の下で紡績学校の設立や亜麻原料の配給などの政策措置が施行した。亜麻原料をハイランドに供給し、紡績学校で訓練を受けた労働者の雇用を引き受け、完成品の亜麻糸を販売することはBLCのハイランド紡績事業の主要な活動内容であった。
- 10) Minutes of Court of Directors, June 21 1750. D.ドイグとの合弁事業契約の締結によって, 準備と紡績生産に関するすべての業務活動がドイグの管理下に移るようになった。
- 11) Minutes of the proceedings of the General and Quarterly Courts, Edinburgh, Sep. 7 1747. C. A. Malcolm, op. cit., p. 237. サルトンはミルトン卿の領地であり、そこでミルトン卿は割安の賃借料 Tack Duty (1 エーカー 20s. の年率) でBLCに土地や建物を提供しただけでなく、生産設備の購入や労働者の雇用に必要運転資金も年 £7.10s. の利子でBLCに貸し付けていた。
- 12) Minutes of Court of Directors, Sep. 13, Nov. 22 1750.

- 13) Minutes of the General and Quarterly Courts, July 5,1762. 1762 年 7 月の出資者総会で初めてサルトン漂白場の経営についての積極的な評価が下ろされた。そこで G. ドラモントと P. リンズィの合同報告がなされ,その内容によるとサルトン漂白場で訓練を受けていた数人の漂白工は,すでに自己の漂白場をもつに至ったのであった。
- 14)第2章第2節を参照。
- 15) Alex. J. Warden, op. cit., 1967, pp. 452-453. C. A. Malcolm, op. cit., pp. 20, 53.
- 16) A. J. Durie, op. cit., p. 151.
- 17)S.G. Checkland, op. cit., pp. 57, 59. 北, 前掲書, 1985年, 72, 127-128 頁。
- 18)H. Hamilton, op. cit., (1966), p. 79. 北, 前掲書, 48, 61 頁。
- 19)C. A. Malcolm, op. cit., pp. 23-24, 34. 北, 前掲書, 66 頁。
- 20) Ibid, pp. 25-26.
- 21) *Ibid.*, p.27. ロンドンでの販売活動は主に委託販売によって行われていたが, 支配人のトッド は常にロンドンやイングランドの繊維生産に従事している主要な地方都市や貿易港に赴いて, そこで顧客先を開拓するに当たっていた。
- 22) Minutes of Court of Directors, Nov. 26 1746, Apr. 2 1747, May 3 1750.
- 23) *Ibid.*, Sep. 10, 1747. A. J. Durie, *op. cit.*, (1979) p. 128. ロンドン支店の経営管理にあたっては, 同じリンネル卸売商のチャイルド Nathial Child が支店管理人 keeper として, 年俸£100 で雇われていた。
- 24) Minutes of Court of Directors, May 18 1749. グラスゴウ商人のジョンソン James Johnson とコークバン Robert Colquboun はグラスゴウ支店の販売業務代理人 agent として雇われていた。
- 25)第2章の図1「ブリティッシュ亜麻会社の事業構造」を参照。
- 26) H. Hamilton, op. cit., (1963), pp. 146-149. Leah Lenman, Living in Atholl 1685-1786, Edinburgh, 1986, p. 210. 飯塚, 前掲書, 1990年, 214-217, 240頁。
- 27)渡辺 尚, 前掲書(1987年), 84,112頁。社会的分業体系の構築において, 生産と市場空間を連結する役として「前貸問屋」が非常に大きいな役割を果たしたことを, すでに渡辺尚がその「ファブリーク」の概念分析によって指摘している。こうした生産と市場空間の連結役としてのBLCの事業機能は, 同氏が紹介している「ファブリカント」のそれと似っていることは特に注意を要する。
- 28) Minutes of the General and Ovarterly Courts, July 5 1762. この時期に原料の輸入販売を始め、 準備, 紡績, 製織, 漂白生産の各事業部門はすべて独立採算になっているため, 各部門の間に利

益や損失の相互補填ができることは注意を要する。

- 29) Journal Letter of the Daily Transactions of the British Linen Company 1748-1759, 1748 年-1759 年までの貸借対照表を見ると、各年度の棚卸し資産の中に亜麻布は金額的に、亜麻原料や亜麻糸などの商品より際立って高い比率を占めていることが分かる。
- 30) Ibid,.この時期の会計帳簿の中に、粗製亜麻布 coare linen と良質亜麻布 fine linen という二つの商品項目があるが、それらはまだそれぞれまだ 10 項目以上に分類されている。
- 31) Minutes of the General and Ovarterly Courts, May 11 1747. イングランドやその支配下にある植民地市場での各国・地域の亜麻製品の競争関係については, 馬場 哲, 前掲論文, 『土地制度史学』 第 113 号, 1986 年, 4-9 頁を参照されたい。
- 32)N.B. Harte & K. G. Ponting, op. cit., pp. 86-91. 18 世紀初頭からリンネル卸売商 linen draper と呼ばれる一群の商人が次第に従来の輸入仲介商 merchant middleman にとって代わり, 亜麻貿易の主導権を握るようになった。「総合商人」general merchant としての輸入卸売商とは違って, リンネル卸売商は通常亜麻製品だけを取り扱っており, 「専門商人」specialist merchant としての機能をもっていたのである。
- 33) Minutes of Court of Directors, April 2 1747.
- 34) Thomas M. Truxes, Irish-American Trade, 1660-1783, Cambridge, 1988, pp. 180-181.
- 35) Minutes of the General and Overterly Courts, Mar. 5 1759. C.A. Malcolm, op. cit., p. 53. 製品価格の引き下げや信用供与のほかに,「コーヒーハウス」 coffee house で取引先と商談を行うことも必要のようであった。
- 36) W, ファルガスン著 飯島 啓二訳, 前掲書, (1987年) 182-183 頁。なお, 1730年代からの煙草貿易の繁栄によって, グラスゴウがリバブール Liverpool とブリストル Bristol と並んで, ブリテンの三大植民地貿易中心となった経緯については, 川北 稔『工業化の歴史的前提』岩波書店, 1983年, 212-215 頁を参照されたい。
- 37) Minutes of Court of DirectorsDec. 20 1753. 砂糖や煙草を輸入する対価としての粗製亜麻布は、消費者の階層や嗜好に合わせ、品質や色合いなどにおいて様々な工夫が施されていた。鮮明な色調で比較的品質の低いものは、船員或いはジャマイカでの砂糖栽培,ヴァージニアとメリーランドでの煙草栽培に従事していた黒人労働者の作業服生地に当てられ、地味で比較品質の良いものはヨーロッパからの移民たちの衣服や日常生活用品として使われていた。
- 38) A. J. Durie, op. cit., (1979) pp. 131–132, 148–150, 155.
- 39) Minutes of the General and Quarterly Courts, June, 5 1749.

- 40)T.M Devine, "The Colonial Trades and Industrial Investment in Scotland, c. 1700-1815", Economic History Review, Vol. XXIX, No. 1, 1976, p. 11. 川北, 前掲書, 213, 432-235 頁。植民地商人との取引 実態は次のようである。即ち,植民地商人はまずスコットランド域内で植民地住民が必要とする日常生活用品や生産道具などを調達し,それらをまとめて北アメリカや西インド諸島にまで輸出する。そしてそれらの商品を輸出する見返りに,煙草や砂糖などの「植民地物産」を輸入し,それを国内市場で販売するか,あるいはヨーロッパ大陸諸国へ再輸出するかにするということである。従って,この貿易経路に乗っていた亜麻製品の販売収益の回収は,帰り荷の「植民地物産」の販売が実現するまで待たなければならなく,実に 2, 3 重ものの事業危険性を帯びていたのである。
- 41) Minutes of Court of Directors April, 12 1753. A. J. Durie, op. cit., p. 130. 山田 勝 『近代イギリス貿易経営史』創成社,1981年,135-137頁。スコットランド域内での亜麻製品取引だけではなく,当時大抵の輸出入貿易の製品代金の決済期間は6カ月になっている。
- 42) Minutes of the General and Ovarterly Courts, Mar. 3 1755. 1755 年 3 月に提出された営業報告書によると、BLCが植民地商人に与えた最も長い信用期間は 24 カ月に達したようである。
- 43)石坂 昭雄·壽永 欣三郎·諸田 実·山下 幸夫著『**商業史**』有斐閣, 1980年, 136-137, 145頁。
- 44) Minutes of Court of Directors Aug. 2 1750, April, 12 1753, Feb. 20 1755. A. J. Durie, op. cit., p. 130.
- 45)C.A. Malcolm, op. cit., pp. 27, 46–49. A. J. Durie, op. cit., (1979) p. 128, 139. エディンバラ本社はスコットランド域内の販売活動の他に、イングランドの Newcastle, Hull, pool, Manchester, Bristol での販路開拓にも当たっていた。なお、粗製亜麻布の組み合わせ品として一部の良質亜麻布が海外市場向けに販売されていたが、BLCが取り扱っていた良質亜麻布は主にイングランドを含む国内市場向けのものであった。
- 46) A. J. Warden, op. cit., pp. 370-371, 664-665. 馬場 哲, 前掲論文, 『土地制度史学』第 113 号, 1986年, 11 頁。1743年に良質亜麻布ケンブリク cambric に対する関税賦課が実施されてから, 1745年にまたケンブリクやフランス産のロン lawn の国内着用禁止令が議会で通過され, 外国産良質亜麻布の輸入は法律的にほぼ全面禁止の状態にあった。
- 47) Minutes of the General and Ovarterly Courts, Mar. 3 1755. 高関税の賦課や輸入禁止が実施されてから、需給逼迫が生じ、良質亜麻布の価格が急速に上昇した。その甘い販売利益に誘われ、多くの販売業者は密輸入や不正手法の使用に走っていった。特にフランス製のロンやキャンブリクをドイツの中級、下級製品と偽って国内に持ち込む例が多かったのである。
- 48) A. J. Durie, op. cit., (1979) p. 128. 良質亜麻布も輸出向けの品揃えの調達対象になっていたが, 輸

出向けの主力商品は依然として粗製亜麻布であった。

- 49) Minutes of Court of Directors, Apr. 2 1747. Minutes of the General and Overterly Courts, May 11 1747.
- 50) Minutes of Court of Directors, Apr. 12 1753.
- 51) *Ibid*, Aug. 2 1750, Feb. 15 1753, Jan. 31 1754. 1750 年 8 月に取締役会はすでに不良債権問題の深刻さに気づいていた。しかし、債権の回収に関して効果のある対策が取られなかった一方, 1753 年からさらに取引先の連鎖倒産が起こり、そのあおりを受け、不良債権の問題が一層深刻になったのである。
- 52) Minutes of the General and Ovarterly Courts, July 4 1757. ロンドンでの販売活動の低収益問題が 1750 年代後半まで続いた。
- 53) Ibid, Sep. 7 1747. 短期資金の調達にあたって、当初は当座借り入れ borrowing ・・・・ upon obligation payable at one days date が講じられたが、それは繁雑な手続きを要する方法で、しかも利子が高くつくものであった。当座借り入れという方法は後に債券 bonds の発行に切り替えられた。
- 51) Charter of the British Linen Company, Edinburgh, Sep. 17 1746, p. 14. 特許状での規定によると, BLCは手形, 債券の発行や借り入れによる資金調達 ***to take up Money upon Bills, Bonds, or Obligations の特権が与えられている。
- 55) Minutes of the General and Quarterly Courts, Mar. 5 1750.
- 56) Minutes of Court of Directors, Sep. 10 1747. BLC発行の額面£100 の約束手形は法定利率以上の利子負担を負わないことになっている。
- 57) Minutes of the General and Overterly Courts, Sep. 7 1747. 約束手形の発行に当たって、その発行による資金調達は利子負担を軽減できる一方、当座借り入れをする場合の繁雑さも免れられる利点を持っていたことが、出資者総会の議事録で述べられている。
- 58) 当時の一覧払い約束手形の流通性に関しては、徳永 正二郎 『為替と信用』、新評論、1976 年、171-175 頁を参照されたい。
- 59) A. J. Warden, op. cit., p. 665. 亜麻布の輸出に対する補助金の付与は 1754 年 4 月 6 日をもって期限 満了となる。
- 60) Minutes of Court of Directors, Dec. 20 1753.
- 61) *Ibid*, Jan. 18 1753. 国内の販路閉塞に加え,輸出向けの良質亜麻布の販売状況も植民地貿易の不況に影響を受け,低調に止まっていたようである。
- 62) Ibid., Dec. 20 1753, Jan. 17 1754.

- 63) A. J. Durie, op. cit., (1979) p. 133.
- 64) *Ibid*, pp. 134-135.

第4章 ブリティッシュ亜麻会社からプリティッシュ亜麻銀行へ

1 生産から販売へ

1754年以降「ブリティッシュ亜麻会社」British Linen Company 1746(以下, BLCと略称)はどのような事業活動を展開していたのか, それは後の金融業への転換とどのような因果関係をもっていたのか。すでに第2章と第3章で検討した結果を踏まえ, これらの問題を解明することが本章の課題である。

① 輸出補助金の一時停止

1754年3月1日からの輸出補助金の停止による亜麻布販路の急減に備えて、取締役会は1753年12月20日の会議で次の販売促進策を取り入れることを決定した。即ち、自ら亜麻布の輸出活動を行うこと。 り 植民地在住の商人に製品買い付けに必要な信用を与えること。グラスゴウ商人と協力態勢を組み、在庫製品を売りさばくことなどであった。 そして1754年1月17日の取締役会で、輸出向けの亜麻布よ500を買い付ける場合に一反当たり5ペンス、よ1000以上を買い付ける場合に7.5ペンスの割増金Premiumを与えることも決議された。 こうして、自ら輸出活動に乗り出しながら、取引先側に長期の信用期間や割増金を与えるなど、様々な販売促進策を駆使した結果、1753年5月から1754年4月までの売り上げ高は過去最高のよ47500に達することができた。しかし、亜麻布在庫を一掃するには一応成果を収めてはいたものの、これらの販売促進措置は後遺症も残した。植民地貿易の市況悪化の影響を受け、グラスゴウ支店での売り上げ金の大部分が回収不可能となり、 「不良債権」の問題が後に事業展開の足かせとなったのである。

在庫一掃策に続いて、BLCは大規模な生産削減策を行った。良質亜麻布の生産が全面的に停止され、粗製亜麻布のそれもいくつかの域内需要品に絞ることになった。②こうした織布工程の規模削減に応じて、本来その川上にある紡績や準備工程も削減しなければならないはずだったが、BLCはあえてその運営を続けていくことにした。紡績事業の運営を通じて「理事会」との提携関係を保つことができる一方、亜麻糸は将来なお販路拡大の見込みをもっていると、BLCの経営陣が考えていたのであった。⑤BLCの亜麻糸の販路拡大に対する期待は特に当時のファスチアン fustian 織物業の繁栄に大きく依存していた。亜麻産業だけではなく、亜麻と綿との交織物であるファスチアン産業も原材料として亜麻糸を使っていたため、『亜麻糸に対する需要がこれからも持続的に増大することを予想して、BLCはあえて紡績事業の続行に踏み切ったと考えられる。

しかし、域内のファスチアン生産は予想どおりに伸びていたにもかかわらず、BLCの亜麻糸の売れ行きは予想をはるかに下回っていた。社内生産だけで消化できなかった亜麻糸が大量に累積し、8 1758年8月からイングランドでのファスチアン生産拠点への亜麻糸売り込み戦略が開始された。9 ところが、それも大した効果を上げられず、亜麻糸が在庫品として累積する一方であった。1750年代末になると、売上金の回収不可能な部分と並んで、亜麻糸の在庫はBLCの資金的重荷となったのは、後に見るであろう。

ところで、ここでより重要な意味をもっているのは、輸出補助金の停止や一連の対応策の施行によって、亜麻布事業の低収益構造が浮き彫りになったことである。すでに前稿で分析したように、事業活動が進行するにつれ、亜麻布事業の低収益問題が次第に構造的なものとして定着するようになった。 10 BLCは8年間近くの事業活動を展開し、亜麻布の一貫生産体制を築き上げることができたのは、製品の価格競争力よりも、むしろ「国策会社」としての性格に負うところが大きかったといえる。 10 しかし、1754年から1755年までの経営不振によって、補助金による政策的援助がないと、スコットランド製の亜麻製品がアメリカ植民地でほとんど、ドイツやオランダなどのヨーロッパ大陸製品と競争できないことは明らかとなった。 10 こうして、最終製品としての亜麻布の販売状況が悪化すると、その波及効果を受け、事業収益になる他の関連分野の低迷も必至であった。 従って、 亜麻布の販売不振によって事業全分野の収益状況が悪化するようになったことは、輸出補助金の停止がもたらした最も深刻な問題であった。 15 この経営危機をきっかけに、BLCの経営陣はそれまで展開してきた亜麻布事業の低収益問題を認識するに至った。1755年から亜麻布の生産活動が徐々に再開されたが、取締役会内部からその低収益問題を解決しようとする動きも出はじめたのであった。

② 生産活動の再開

粗製亜麻布の輸出に携わる関係業者の共同請願で,1756 年 6 月から粗製亜麻布の輸出に対する補助金制度が再開された。 10 輸出補助金の再開による需要回復を先取りして,BLCは早くも1756年4月にロウランドの主要な織布生産拠点で 488 名の織工を確保し, 10 輸出再開に備える生産態勢を整えることができた。同じ年に英仏 7 年戦争が勃発し,10 それによる軍事特需の発生で亜麻布の市況が好転しつつあった。こうした一連の需要回復の動きのもとで、亜麻製品の事業活動は次第に再開されていったのであった。

亜麻布の輸出活動が停止している間に、すでに新たな生産態勢を構築する動きが始まった。 1754年末からBLCは、資金運用の的を政府の新たな輸出補助対象となった帆布 sailcloth の生産に絞っていた。¹⁷国内市場に目を転じたこの頃、BLCは綿紡績や綿布の捺染事業さ え考えはじめた。 「グラスゴウ周辺ですでに一部の紡績業者が綿糸生産に従事しており、そこで生産された綿糸がイングランドまで移出されていた。 「り 危機打開策の一環とはいえ、綿糸と綿布のこれからの需要拡大を予想して、綿製品関連事業に進出しようとするこの経営計画は革新的で、先見性のあるものであった。しかし、後に輸出向けの亜麻布事業が再開され、それによって綿業への参入計画は実行されないまま、廃案になってしまった。 この 輸出補助金の再開によって、BLCは従来の亜麻製品事業を取り戻すことができたが、後に産業革命の担い手となる綿工業への転換の道もそれによって途絶してしまった。 「株式会社」として絶えず利益の追求を念頭に置かなければならないことで、BLCは短期利益の獲得を目標に事業活動を進めていかざるをえなかったと考えられるであろう。

一方,1756年から亜麻布生産活動が再開されたとはいえ,従来の生産方法を見直す動きも次第に具現化されていった。こうした生産方法を変革する過程で,主導的な役割を担っていたのは,共同支配人の一人ートッドであった。事実,この時期に入ると,トッドは本社支配人のマカロックより大きな発言力をもつようになった。²⁰経営組織におけるトッドとマカロックとの力関係の変化によって,事業活動の展開方向が大きく変わろうとしていたのである。

③ 販売活動への傾斜

トッドがマカロックのかわりに、取締役会で主導権を掌握することができたのは、前述したグラスゴウ支店での不良債権問題がその直接なきっかけであった。1754年末からの植民地貿易の不振によって、グラスゴウ支店での売り上げ金の大部分が不良債権に化した。翌年の1755年に、BLCは経費削減や販売不振を理由に、グラスゴウ支店を閉鎖した。2000 それ以降の輸出活動はほとんどロンドン支店に集中していた。このように域外販路開拓の唯一の拠点となったロンドン支店の業務管理に当たって、1756年12月に支配人のトッドがロンドン常駐の支配人に任命された。2000 すでにロンドンでの販売業務に馴染んでいたトッドは、今度は一層植民地市場向けの亜麻布の販路拡大に力を注ぎ込むことができるようになった。2000 ちょうど同じ頃に、輸出補助金が再開され、しかも英仏7年戦争の勃発による軍事特需もあって、トッドの販売努力は大きな実りを結んだ。特に軍服用生地を中心とする粗製亜麻布のロンドン向け出荷量が年々増えつづけ、2011で示されているように、1762年までのロンドンでの売り上げ高は毎年エディンバラのそれを上回っていたのであった。こうして、ロンドンでの好調な販売実績を後ろ盾に、トッドは取締役会で徐々に発言力を拡大していくことができた。

しかし、ロンドンでの販売業務は順調な拡大ぶりを示す最中に、トッドは突然取締役会に辞職の意向を表明した。 20 トッドはなぜこの時点で辞職したがっていたのか、その真相は定か

ではない。ただし、原因の一つとして考えられるのは、もう一人の支配人一マカロックとの事業方針をめぐる確執である。販売の最前線業務を担当していたトッドにとって、亜麻布の販路を拡大するためには、製品単価を押さえることが必要な条件であった。製品単価を引き下げ、なおかつ利益を確保するためには、従来の生産方法を変えるしかないとトッドは考えていた。かしかし、亜麻布の生産方法に関しては、マカロックはまったくトッドと違う見解をもっていた。281事業方針をめぐる意見相違から、共同支配人の間の係争が生じてきたのである。

結局,取締役会の経費削減の思惑と一致したこともあって,トッドの辞職願が1759年2月に受け入れられた。それ以後,独立した商人としてトッドはBLCのロンドン業務を一手に引き受け,BLCと新たな事業関係に入った。²⁹⁾ ところで,外部者にはなったものの,トッドは依然としてBLCの業務方針の決定に影響力を行使しつづけた。彼の生産方法に関する見解が実行に移され,事業の重心が次第に生産から販売へ移っていった。なぜトッドの見解が取締役会に採用されたのか。事業方向の転換と深くかかわっているこの問題を見る前に,トッドの見解のを一瞥する必要がある。

トッドによると、織布活動を自社直営の作業場 factory で営むのはきわめて不効率な方法であった。3D この場合に、建物の賃貸料、織機の調達費用、監督人に支払う賃銀がすべて生産費用の中に加算されており、会社は割高の生産費用を負わなければならなかった。生産費用の引き下げ、即ち価格競争力の向上を図るために、まずこの生産方法を変えなければならないとトッドは考えていたのである。トッドがこのような考え方をもつに至ったのは、当時スコットランド亜麻産業全体の生産水準の上昇が大きく影響していた。特に粗製亜麻布の製造に関しては、すでに特別な技術援助や指導が不必要になるほど、その技術水準が上昇してきたとトッドは見ていた。3D 言い換えれば、会社は一々原料の調達、生産設備の手配、織工の監督などの細かい管理業務に携わらなくても、外部の織布業者に任せるだけで、十分品質の良い製品を確保できるということであった。外部の織布業者に生産業務のすべてを任せることによって、生産や調達費用を引き下げることもできる。従って、製品の品質を確保した上で価格競争力の向上を図ることができるのであり、直営作業場で行われてきた生産活動はすべて外部への委託生産あるいは外部からの直接購入に移すべきだと、3D トッドは取締役会にしきりに強調したのである。

域内の亜麻生産を促進することが事業目的となっているBLCにとって、トッドのこの見解は、事業の根幹を揺るがすほどの大胆なものであった。しかし、取締役会は彼の意見を受けいれざるを得ない理由があった。輸出補助金が停止していた間に、従来の得意先が比較的に

安価な輸入製品に目を向けた。³³ 1756 年から輸出補助金が再開されたが, 販路を取り戻すために, 捨て値販売が再び講じられた。また, この時期に英仏7年戦争による軍事特需があったとはいえ, 戦争の影響で海上輸送の危険性が高まり, いままでより割高の保険費用が課せられるようになった。³⁴ このように, 1756 年から市場環境が部分的に好転したにもかかわらず, 不良債権や亜麻糸在庫の問題は依然として未解決のまま, BL Cの収益状況を圧迫していた。この問題を解決するために, BL Cの経営陣ができることは, 製品の生産や調達費用を削減することであった。

こうして、亜麻布の生産や調達費用を引き下げようという意図のもとで、生産方法の変更に 関するトッドの主張は次第に取締役会に受け入れられた。マカロック管轄下の自社直営の作業場が次々と閉鎖されていき、自社勘定で家内織工を雇う形での織布活動は多少残されてはいたが、それも次第に外部への委託生産や外部からの直接購入に切り替えられた。織布活動に関与する部分が少なくなり、織布分野から離脱する傾向は次第に鮮明になってきた。販売活動への一方的傾斜によって、この時期の事業活動の重心は事実上、生産から販売へ移っていったのであった。

- 2 1750 年代中葉から 1760 年代中葉までの事業機能
- (1) 販売·生産業務

業務活動の重心が生産から販売へ移っていったのは、特に粗製亜麻布の分野で顕著であった。自社直営の作業場が次々と閉鎖され、あるいは他の製造業者へ移譲された。 亜麻布の調達に当たって、契約先の製造業者に必要なだけの亜麻布の生産を委託するか、あるいは亜麻布を直接外部業者から購入するかの方法が採用されるようになった。 調達費用を削減しようとするところで、BLCはやむを得ず、消極的な生産姿勢に転じたのである。

亜麻布生産業務の縮小につれ、この時期から販売業務の進め方にも変化の兆しが見えはじめた。従来の販売方式では、会社は自己勘定で製品を調達し、30 本社や支店網を通じて販売活動を行ってきた。 そのため、製品の価格変動や植民地貿易の市況変化から生じうる危険は、すべて会社側の負担となっていた。 こうした輸出販売活動から生じうる危険性を少しでも減らしたいという考えのもとで、BLCは輸出補助金が停止する直前の 1753 年 11 月に、ヤング George Young という亜麻布販売商と「合同販売」契約を結んだ。30

ここの「合同販売」契約というのは、ヤングと合同勘定 on joint account で亜麻布の仕入れ と販売を行い、 30 その売上代金はそれぞれの出資分に応じて、配分することを指すものであ

あった。しかし、合同勘定とはいえ、実際はこの場合の製品の仕入れや販売活動に必要な資金はすべてBLCが拠出したものであり、ヤングの出資分は実際はBLCから借り入れたものであった。³⁰ 資金不足や販売経路の問題で悩んでいたヤングが、このようにBLCの資金や販売面の援助を得て、自らの亜麻布事業を拡大することができた。そして、BLCにとっても、この「合同販売」契約は、販売活動の危険性を回避できるものである一方、契約先への前貸しで利子収入を入手できるものでもあった。³⁰ こうして、お互いに事業上の便宜を提供しあい、BLCは域内の製造業者や商人たちと分業・協力態勢を組みはじめたのである。

域内の製造業者は亜麻布の生産においてすでに力をつけてきたこともあり、「合同販売」契約の申し込み件数が 1760 年以後増え続けていた。 が 前述したように、ちょうどこの時期にトッドは生産事業の縮小論を打ち出し、取締役会も彼の主張を受け入れる傾向にあった。「合同販売」方式を採用すると、生産業務は契約先が担当することになり、しかもそれは「折半出資」の形をとっているので、生産事業の縮小計画が進められる一方、事業活動から生じうる危険性も回避できる。 こうして、事業展開の方向と一致していることもあり、関係業者からの合同販売契約の申し込みはほとんど審査なしで許可されたのであった。 亜麻布の調達と販売に当たって、自己取引 じ受託取引の中間形態ともいえる合同販売はこのように次第にBLCの主要な販売形態となっていった。 が 域内製造業者の生産力の向上を背景にしたこの合同販売方式の定着にともなって、BLCの亜麻布生産活動からの離脱傾向は一段と鮮明になってきたのである。

ところで,経費を削減するために,粗製亜麻布の事業活動はこのように大幅な変更が行われたとは対照的に,ハイランドの亜麻糸生産事業とサルトン漂白場の経営は旧態依然であったことは注意を要する。前述したように,イングランドとスコットランドのファスチアン産業の急速な発展を背景にして、BLCの経営陣は亜麻糸の販路拡大に期待をかけていた。401754年から1755年までの間にハイランドの亜麻糸生産事業は停止しなかっただけではなく,その後も亜麻糸在庫の増大にもかかわらず,40規模縮小の気配が見られかった。

亜麻糸の在庫問題が深刻になりつつある状況のもとで,なぜBLCはこの事業分野を縮小しようとしなかったのか。このことの原因は恐らく,その「国策会社」としての性格にあるのではないかと考えられる。設立特許状で事業目的はスコットランド亜麻産業の振興にあると定められた一方,「理事会」などの政策機関の公的援助を取り付けるためには,何らかの「公益事業活動」も必要だったからである。 のその意味で,「国策会社」としての性格を持つ以上,ハイランドの亜麻糸生産事業であれ,サルトン漂白場経営であれ,いずれもBLCが背負わな

ければならない事業分野だったことがいえる。 しかし,結果を見て分かるように,このような公益事業活動は利益を生むどころか,赤字経営が続く中で,それはかえって BLC の財務状況を悪化させた主要な原因だったのである。 もお荷物のような事業分野をいくつも抱えていたため、BLCは他の事業分野に目を向け,利益の確保に走らなければならなかったのである。 ② 金融業務

一方,生産や販売業務のあり方に大きな変化が見られたこの時期, BLCの金融業務の基盤が着実に確立しつつある。「合同販売」方式が定着していく中で,その裏側で「金融業務」が密かに比重を伸ばしているからである。図1から分かるように,合同販売方式のもとでは,BLCが果たした役割は製造業者というよりも,「仲立ち商」あるいは「倉庫業者」の方が大きかった。のいうまでもなくこの場合に,亜麻製品を生産業者から輸出業者まで運び,製品の域外への移・輸出に必要な流通業務はBLCが担当するものであった。しかし,こうした流通業務だけではなく,BLCはさらに自ら進んで,製造業者や商人に様々な形での融資を与えていた。

まず,前述したように亜麻製品の販売活動は契約先との折半出資の形を採っていたとはいうものの, 亜麻布を調達するための資金はほとんどBLCが拠出するものであり, 従ってその資金の半分は実は, 契約先への形の変わった融資と考えられる。また, 商品の売却先に対しても, 通常 3~6 カ月までの信用決済期間が与えられており, そして取り引き側が持っている手形を割引く措置も講じられたようである。 の このように, 亜麻製品の流通過程において, BLCは実際に生産側と販売先の両方へ信用供与を行っていたことがわかる。

資金不足が亜麻産業界の共通問題となっていた当時では、「このような信用供与業務は大いに発展する余地を持っていた。しかも、亜麻製品関連分野の経営不振が続く中で、このような信用供与業務から得られる利子収入はBLCにとってかけがえのない利益源であった。こうした内外の経営環境が働いたこともあり、1760年以後、合同販売の契約件数が増えつづけ、50それに伴って外部への信用供与額も増大する一方であった。合同販売と信用供与はまさに両輪のように、この時期のBLCの事業活動の進行を支えていたのである。

ところで、資金不足の問題で悩んでいたBLCは、どのように上述した信用供与業務に必要な資金を調達してきたのであろうか。金融業務の進行に必要な資金を調達するには、特に二つの経路が用意されていた。まず、スコットランドロイヤル銀行が忠実な後援者として、BLCを支援しつづけていた。ロイヤル銀行からの借り入れや同行による手形の再割引が緊急時の重要な資金源であり、こそれなしではBLCはいくつかの経営危機を乗り越えられなかっ

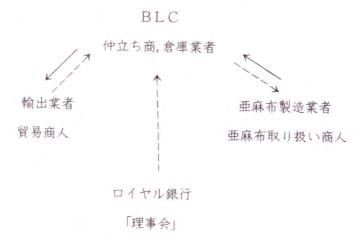
たであろうとさえ考えられる。

しかし、ロイヤル銀行からの資金的援助は緊急時に大いに助けになったにもかかわらず、金融業務を行うための基本的な資金源は依然として、自社発行の約束手形にあったことは注意を要する。すでにこの時期にBLC発行の約束手形は流通範囲が東北ロウランドまで広がっており、⁵³ しかもその信用の定着によって紙幣と変わらない機能をもつものになっていた。従って、1760 年代以後の貸し付け業務や手形の割引に必要な資金はほとんど、こうした自社発行の約束手形によって賄われることができたのである。設立特許状で、約束手形を発行する「特権」が与えられたがゆえに、⁵⁰ この時期の信用供与業務が順調に拡大していくことができたとも考えられよう。

③ 事業機能と外部環境の変化

これまでの叙述から分かるように、この時期に入るとBLCの事業活動の重心が次第に生産から販売と金融の方へ移っていき、事業機能も流通や金融の方へ集中していく傾向にある。 そこでこの時期のBLCの基本的な事業機能を図式すると、図 1 のようになるであろう。図1

図 1 1750 年代中葉から 1760 年代末までの事業機能



注: → 亜麻製品の流れ

--→ 資金の流れ

で示されているように、域内の亜麻布製造業者或いは亜麻布の取り扱い商人 Merchant Manufacturer とロンドンなどの貿易港での輸出業者との間の連結役を担当することに、BLC のこの時期の主要な事業機能が見出される。 1750 年代初頭までは、BLCは亜麻布製造業者 (生産)、倉庫業者 ® (流通、金融)、そして輸出業者(流通、金融)この三つの事業機能をすべて自社内部に収め、一大企業体として統合経営を進めてきたが、この時期になると内外の経営環境

の変化によって、事業機能はやむを得ず流通や金融の方へ集中していったのである。

いうまもなく、このように事業機能が次第に狭い範囲へ集中していったのは、内外の経営環境の変化が大きくものをいっている。第4章の分析からわかるように、亜麻布生産事業の赤字体質の定着によって、BLCは「株式会社」という企業体を維持していくために、より高い利益を得られる事業分野へ移行せざるを得なかった。しかし、なぜ亜麻布生産の事業経営に低収益の体質が定着するようになったかという内部構造の問題を見ていくと、その根本的な原因は外部環境の変化に求められるのであろう。

外部環境, 特に競争相手のことといえば, ドイツ, ネーデルランド, そしてフランスから輸入してきた亜麻製品のことが容易に想起される。しかし, この時期に外国産の亜麻製品よりも, スコットランド域内で生産された亜麻製品の方はBLCにとって, 遥かに脅威をもたらす競争相手であった。というのは, 輸出補助金の保護制度が施行されている限り, 植民地市場で外国製品に対して優位を保つとができるが, 同じスコットランド産の製品なら競争条件はまった〈平等で, 域内同士の間の競争が遥かに熾 烈なものであったからである。 50

事実,この時期に入ると,スコットランド製の亜麻製品は品質や価格の面においてかなり大きな改善が見られるようになり,⁵⁰ 1740 年代初頭のそれよりも大きな競争力を身につけてきた。構造的にも,独立した中小生産業者 independent weaver の数が減少し,その代わりに市況の急激な変化に耐えるほどの体力を持ち,しかも規模が比較的に大きい商人・製造業者が亜麻生産業界を支配する傾向が見られる。⁵⁰ こうして,域内の製造業者の生産力向上を背景にして,域内同士の競争が激しくいく中で,BLCは一歩を退いて,他の事業分野に活路をみい出そうとしていたのである。

3 販売から金融へ

① 販売業務の縮小

こうして1750年代後半には、BLCは新しい販売方式を模索しながら、亜麻布需要の好景気を背景にして、その販売事業を拡大する努力は一応成果を収めることができた。しかし、1760年代初頭に入ると事業活動の行き先は再び陰りが見え始めた。 英仏7年戦争が終局を迎え、軍服需要の減少によって粗製亜麻布の売れ行きが再び落ち込んでいったのである。 助 こうした戦争終結による亜麻布の国内販路の縮小を見込んで、BLCは早くも1760年代の初頭に新しい海外販路の開拓に動き出した。1761年3月にマカロックがリスボンへの合同輸出事業案を取締役会に提出したが、ポルトガル市場の不安定性を理由にして、取締役会は同案を否決

した。⁶⁰ ポルトガルの代わり,同じ年にスペインとカナダへの輸出販売が行われた。⁶⁰ ところで,新しい海外市場の開拓を目標とするこの2回の航海が不運にも成果を上げられなかったまま,失敗に終わってしまった。⁶⁰ 植民地争奪戦の最中にあって,BLCは海外市場の重心をイギリス保護領の北アメリカや西インド諸島におかざるをえなかったのである。

このように新しい販路の開拓には成果がなく,旧来の販路も縮小状態が続く中で,© BL Cは財務的にますます困難な立場に追い込まれるようになった。 まして 1750 年代中葉の不良債権の問題が再燃し,亜麻糸在庫の問題も依然として解決の目処がつかず,新旧の問題が一気に噴出したため,BL Cの財務状況は一層悪化するようになったのである。 前にも述べたように,不良債権の問題はすでに 1755 年末に現れてきた。しかし,この時期の経営陣の事業関心ははとんど,如何に亜麻布の売り上げ高を引き上げるかに集中していたため,不良債権の処理に目をむける余裕がなかった。 1762 年 3 月に取締役会でグラスゴウ商人の代金支払い停止の問題が報告され,® それ以後グラスゴウ商人の倒産による不良債権の発生が 1760 年代末まで続いた。問題の深刻さが増えつつある中で,不良債権の処理問題がようやく 1764 年 6 月の出資者総会で議題として 提出された。その日の議事録の内容によると,BL Cがその時点で持っている債権権総額はすでに £ 182,767 までに達しており,そのうちの £ 22,013 は回収不可能の債権 Desperate Debts にもなっているということであった。 ®

不良債権のほかに, 亜麻糸在庫の問題もBLCの財務状況を圧迫した一因であった。前述したように, 亜麻布生産からの漸次的な撤退とは対照的に, BLCは不況の時でもハイランドでの紡績生産を続けていた。しかし, この生産分野に年間約 \pounds 8001を投入しているにもかかわらず, それに見合うだけの利益を上げることはなかなか困難なことであった。 利益を上げるどころか, 1758年以後亜麻糸在庫が増えつづけ, 投下資本さえ回収できない状態が数年も続いた。この問題を解決するために, BLCは域内の生産拠点だけではなく, ロンドン, のブレストン, のマンチャスタ, のリバブールでも, 現地の商人に委託して, そこでのフャスチアン生産業者へ亜麻糸を売り込もうとしていた。しかし, このような大規模な販売促進努力が依然として問題を解決できず, 亜麻糸の在庫は 1760年代中葉まで財務状況を逼迫しつづけた。 結局, 亜麻糸在庫は不良債権の問題と並んで, BLCに事業方針の転換を迫った主要な原因となったのである。

②金融業への転換

1760 年代に入ってから, 亜麻事業の二大支柱である亜麻布と亜麻糸の販売はこのように 次々と壁につき当たる状況の下で, 取締役会は事業方針を根本的に見直さなければならない ことに気づき始めた。⁷⁰ すでに事業の重心が販売の方へ移っており,販売業務が不振に陥ると,事業全体は危うい状態になるはずであったが,前述した金融業務から得た利子収益を当てにして、⁷⁰ BLCは辛うじて事業活動の進行を維持していくことができた。図2で示されて

図2 1761年-1770年の収益構造の変化

単位: €

	収益総額	亜麻事業収益*	利子収益 **
1761	6669	5994	675
1762***		_	-
1763	_	Addison	_
1764	5083	426	4657
1765	4420	346	4074
1766	4720	1094	3626
1767	3138	166	2972
1768	2905	3	2902
1769	3095	0	3095
1770	2743	56	2687

出典: Profit and Loss Account, 1761-1770. (From *Minutes of the General and Quarterly Courts*, Jul. 5 1762, Dec. 3 1764, Sep. 2 1765, Sep. 1 1766, Sep. 7 1767, Sep. 5 1768, Jan. 29 1770, Dec. 3 1770.

- 注:* 亜麻原料の輸入, 亜麻糸の生産・販売, 亜麻布の生産・販売, サルトン漂白場 経営から得た収益はすべて「亜麻事業収益」として算入する。
 - ** ここでの「利子収益」というのは、前貸しや手形の割引から得た収益の他に、 為替手形投機から得た利子収益も含まれている。
 - *** 本表は出資者総会の議事録に載せている「損益計算表」により,作成した ものであるが,当議事録の中に 1762 年度と 1763 年度の関連資料が欠落して いる。

いるように、販売業務が衰微していくにつれ、金融業務から得た利子収益は次第に販売収益にとって代わって、BLCの主要な収益源となっていた。うして事業活の重心はは表としては亜麻布の販売業務にあったが、実際は会社全体を支えているのは金融業務であった。しかし、実態はこうであるにもかかわらず、BLCにとって亜麻事業の表看板を捨て、金融業へ転換することは決して容易なことではなかった。内部組織においても、外部環境においても、金融業への道程には様々な障害が横たわっていたのである。

BLCをこのような採算の合わない事業分野から解放させたのは、支配人のマカロックであった。1763年3月にマカロックが独立意向を表明しながら、BLCとの合併事業案を取締

役会に提出した。⁷⁴ 彼はアレクザンダー家 William Alexanders & Sons と共同して新しい事業体を設立するが、その共同事業体はBLCのすべての生産・販売事業を引き受け、それをBLCと合同出資 on joint account の形で運営していくような内容のものであった。 っこの合同事業案がうまくいくと、亜麻事業という長年の重荷を卸すことができる一方、金融業へ専念することもできる。 従って、 取締役会にとってマカロックが言い出したこの提案は歓迎すべきものであり、 まもなく合同契約の起草や契約の調印, 執行などの具体的な行動が講じられたのである。

しかし、この合同契約の調印・執行に際して、一部の出資者が異議を唱え、出資者総会で反対運動を起こした。 グレンケルン伯 William Earl of Glencairm とギャロウェイ伯 Alexander Earl of Galloway を中心とする一部の出資者たちは、マカロックとの合同事業案の執行が設立特許状で定められている事業趣旨に反するものであり、BLCはあくまでも亜麻事業に堅持すべきだと主張していたのである。 70 この反対運動は最終的に取締役会に押し切られ、 77 事業契約が調印され、実行に移されたが、皮肉にもマカロックとのこの合同事業は 18 カ月の実験期間を終えた後、取締役会自らによって廃棄されたのであった。 70

マカロックとの合同事業契約が廃棄された後、BLCは 1770 年代初頭までハイランドの紡績事業とサルトン漂白場経営を続けていたが、それ以後亜麻布の合同販売を除いて、MBLCは二度と亜麻布関連事業に携わることはなかった。 亜麻布事業の収益状況が再び赤信号を呈しはじめた 1763 年において、BLCにとって今後選択できる道は二つしかなかった。 一つは会社を解散することであり、もう一つは金融業へ転換することであった。 しかし、 どちらの道を選択しても、 いずれ亜麻布関連事業を放棄しなければならないという結果になるのであった。 マカロックとの合同事業はこの意味で、亜麻布関連事業を何らかの形で保っていこう、というBLCが考え出した妥協案でもあったが、MB すでに赤字経営に耐えられない状況のもとでは、それもうまく行くことができなかった。 最終的に会社の存続をかけて、BLCは後者の道を選択したのであった。

こうして、1760年代中頃から事業活動の重心が正式に金融業務へ移っていき、BLCは銀行への道のりに踏み出した。80 1771年にようやく同業者からの敵視や中傷を乗り越えて、長年の敵であったスコットランド銀行から銀行業者として認められるようになった。そこで次節は、BLCはどのように金融業務を拡大していったのかを見ることにする。

4 金融業務の展開

① 金融業務の内容

マカロックとの合同事業が廃棄された後、BLCの新しい舵取り役として登場したドラモンド卿が1764年12月の出資者総会で呈示した新しい事業計画によると、⁸⁰1760年代中葉におけるBLCの事業活動の内容は次のように要約することができる。

- ・域内の亜麻布製造業者やその取り扱い商人と合同販売契約を結ぶ。この場合に、BLCは 事業に必要な資金を契約先に前貸す一方、⁸³ 商品のロンドンでの販売業務を担う。ただし、 BLCが引き受ける出資分は総事業資金の 1/4-1/2 に限定する。
- ・ロンドンへ亜麻布を販売する者に事業の遂行に必要な全額資金を前貸す。ただし①の場合とは違って、この場合にBLCは事業活動に一切参与せず、単なる前貸し業者として亜麻布関係業者へ資金調達上の便宜を提供する。⁸⁰
- ・ルトン漂白場で亜麻布の漂白加工を受ける者に,次期の亜麻布生産活動を進めていくための事業資金を前貸す。⁸⁰
- ・亜麻布製造業者やその取り扱い商人に,担保付きで事業資金を前貸す。80
- ・亜麻布製造業者やその取り扱い商人に、スコットランドやイングランド支払いの手形の割引の便宜を提供する。

上述した事業内容から分かるように、1763 年中葉におけるBLCの事業活動は主に亜麻布関係業者への前貸しと手形の割引、この 2 項目の金融業務に集中していた。一方、亜麻布販売やサルトン漂白場の経営はこの時期にまた続けて行われていたが、事業活動の内容を見てみると、この二つの業務活動は事業全体の中に主導的な地位を占めていたというよりも、むしろ単に金融業務を補完する役割を果たしていたことが分かる。 前貸し業務、手形の割引、そして後述する預金業務、この 3 項目の金融業務を中心にBLCはその 1760 年代中葉以後の金融業務を展開していったのである。

亜麻布関係業者への前貸しや手形の割引のほかに,預金業務もこの時期に行われていた金融業務の一項目であったが,前貸しや手形の割引業務と比較すると,その規模は遥かに小さく,成長速度も緩慢なものであった。⁸⁰ しかし,注意しなければならないのは,BLCで最初に預金口座を開設したのは,亜麻布関係業者ではなくて,粗製羊毛製造業者 Tarred Wool Manufacturer だったことである。⁸⁰ 亜麻産業の振興を事業目的に掲げてきたBLCの事業展開過程において,この非亜麻布関係業者との金融上の取り引きが取締役会で認められたのは,特に重要な意味を持つことであった。というのは,1756 年のこの非亜麻関係業者による預金

口座の開設を契機にし、BLCは徐々にその金融業務の窓口を社会一般大衆に開放するようになったのである。

② 金融業務の地方への展開

エディンパラ本社で行われていた金融業務は、1760年代中葉から東北ロウランド地方の亜麻布生産拠点へも広がっていった。いままでの亜麻布製織活動を通じて、BLCはすでに東北ロウランドの各地方都市で豊富な人脈を築き上げてきた。もともと亜麻布製織活動の管理人だった者が再び金融業務の執行代理人として雇われ、助彼らの努力のもとで資金の貸し付けや手形の割引などの金融業務が次第に東北ロウランドで展開されていったのである。特にアバルディーンやダンディーのような比較的に大きな地方都市では、現地金融業者の営業を脅かすほど、BLCは順調にその金融業務を展開していることさえ見られる。BLCはその金融業務を始めてから、短期間のうちに銀行へ転換していくことができたのは、この地方支店網の確立と整備に負うところが大きかったといえよう。

ところが、金融業務の順調な滑り出しはまもなく他の銀行業者の妬みを招いてしまい、事業活動の展開は一時苦境に陥ったことは注意を要する。 BLCの金融業界への進出に対して、特に敵意深く見つめていたのはスコットランド最大の特許銀行—スコットランド銀行であった。 現金の払い底を狙って、エディンバラや東北ロウランドの地方都市でBLC発行の約束手形を集め、それをまとめてBLCに現金の支払いを請求するような妨害行為がこの老舗の銀行によって繰り返された。 ⁹⁰⁰ また、アバルディーンやダンディーなどの地方都市でも、現地の金融商人が訳も分からぬ流言を散布し、数々の取り付け騒ぎを起こしていた。 ⁹¹⁰ こうした各地の銀行業者による敵対行為が1770年代末まで続き、それによってBLCは10年間近くも現金払い底の危機に曝されていたのである。

BLCが 1760 年代末まで続いたこの現金払い底の危機を乗り越えられたのは、ロイヤル銀行の支援がもっとも大きな役割を果たしていた。取り付け騒ぎが発生する度に、ロイヤル銀行から数千、数万ポンドの現金がエディンバラ本社に運び込まれ、90 それをもってBLCは無事に膨大な現金の支払要求に応じることができたのであった。そのほかに、ロンドンで活躍しているトッドや何人かのロンドン金融商もBLCに応急の資金援助を提供した。90 いずれにしても、外部業者の援助を後ろ盾にして、BLCは初めて1760年代の経営危機を乗り越えられたと考えられる。しかし、一人前の金融業者として事業活動を展開していくためには、いつまでも他人の資金力に頼って、問題を解決していくわけにはいかなかったことはBLCの経営陣にも分かっていた。事実、1760年代の現金払い底の危機に対応する過程で、BLCは

金融業務に運用する資金を増やすために、残りの亜麻布関連事業を切り落とすことに踏み切ったのである。

③ 一般銀行への転換

BLCに最終的にハイランドでの紡績事業やサルトン漂白場経営を放棄させたのは,資金調達の問題であった。当時スコットランド全体が産業資金不足の問題が深刻であり,その背景のもとで製造業者或いは商人による事業資金の前貸しや手形の割引の申し込み件数が日々増加していた。⁹⁰ 特に 1760 年代中葉以後になると,亜麻関係業者との取り引き件数が減少傾向にあるのとは対照的に,非亜麻関係業者との取り引き件数が増加しつづけ,非亜麻関係業者との取り引き規模の拡大が金融業務の繁盛を支える主要な要因となった。

ところで、金融業務の拡大に膨大な資金需要が生じてきたこの時期、前述したように現金の払い底を狙った悪質な行為が続き、資金不足の問題が金融業務を拡大していくための最大な阻害要因となっていた。この問題に対応するために、BLCは 1763 年にスコットランド独自の金融制度である「任意選択権」を導入したが、50 それは結果的に一時凌ぎの措置としてしか役立たず、資金不足の問題が依然として続いた。最終的に金融業務の一層の拡大に必要な資金を捻出するために、BLCは 1767 年と 1772 年に次々と資金運用の重荷となっていたハイランドの紡績事業とサルトン漂白場を整理・清算することに踏み切ったの。50 1772 年のサルトン漂白場の売却をもって、BLCは 26 年間も携わってきた亜麻布生産事業から完全に撤退し、50 「亜麻会社」の名残りを持ちながらも、全面的にその金融業務を展開していったのである。

こうして、1760年代はBLCにとっては、経営陣内部の紛争、同業者による妨害行為、そして資金不足など様々な問題に直面した「内憂外患」の時代であった。しかし、このような困難な時代も時間の経過とBLCの努力によって次第に乗り越えられ、金融業務が徐々に軌道に乗るようになった。1770年代になると、 亜麻産業の相対的な衰退と伴って、亜麻関係業者にとって代わって、 社会一般の産・商業関係業者がBLCの主要な取り引き対象となっていた。 ⁵⁰こうした取り引き対象の範囲と規模との拡大につれ、新しい地方金融支店が次々と設立され、支店制度の整備において、BLCはスコットランド銀行やロイヤル銀行のそれに劣らぬほどの実績を上げてきた。 50 銀行として、特にスコットランドという地域での産・商業活動の進行に必要な金融業務を提供することにおいて、BLCはもはや欠かせない存在になりつつある。このように銀行としての地位が次第に固まっていく中で、1771年にようやくその最大の敵であるスコットランド銀行に銀行としての地位が次第に固まっていく中で、1771年にようやくその最大の敵であるスコットランド銀行に銀行としての地位が認められ、1000スコットランド銀行

業界への殿堂入りを果たしたのである。

5 総括と展望

これまでの四章にわたる分析によって、序章で設定した課題に対して今や次のように総括的に答えることができるであろう。まず、18 世紀のスコットランド社会の形成過程において、ロウランドの旧貴族、地主による統治体制が合同後もスコットランド地域を治める支配体制として機能しつづけていたことは重要な意味を持つ。この伝統的かつ土着的な政治構造のもとで、スコットランド土着社会の特質がある程度維持することができた一方で、毛織物工業の競合に端的に見られるような合同前のイングランドとの競争関係が改められ、亜麻産業の振興を通じて、両地域の新しい協調・補完関係が模索され始めたのである。18 世紀中葉からの一連の振興措置が同時期の亜麻産業の発展にどれほど貢献したかはともかくとして、当初からイングランドとの協調・補完関係を構築するための手段として見なされていた亜麻産業の発展によって、スコットランドとイングランドとの関係にはすでに何らかの変化が生じたのではないかと考えられる。

ロウランドの旧貴族、地主階級はこのように対外的に亜麻産業の発展によるスコットランド地域の経済的安定をもって、連合王国議会に対して支配階層としての自らの存在意義を主張することができた一方で、スコットランド内部においても亜麻産業を手段として「スコットランド地域の統一」を推進してゆくことができたことは、軽視しえない意義を持っている。「理事会」の亜麻産業振興策、そしてその下請け会社としてのBLCの事業活動の展開によって、紡績活動を中心とする亜麻製品の生産活動がハイランドまで及んでゆき、それを契機にしてハイランドもロウランドと同じ経済利害のもとに置かれるようになり、両地域を合わせて一つのまとまりを持った社会的分業体制が、「スコットランド」という地域として姿を現し始めたのである。この意味で、合同後スコットランド」という地域として姿を現し始めたのである。この意味で、合同後スコットランド社会で進行した変化過程は、イングランドによるスコットランドの同化過程だけではなく、これに並行するロウランドによるハイランドの統一過程の二重過程であったと言うことができるであろう。

ところで「スコットランド原経済圏」の形成という仮説を検証する際に、ここで一層重要な意味を持つのは、イングランドとスコットランドとの合同体制が安定軌道に乗った1740年代中葉から、スコットランドの亜麻製品が生産量、生産額ともに、年々大きい速度で増え続け、安定した成長ぶりを示したことである。というのは、18世紀中葉からの

亜麻産業の急速な成長によって、紡績、織布、仕上げ技術などの繊維製品の生産基盤、そして原料の輸入や輸出販売などの流通基盤、さらに資金調達などの金融基盤が着実に整備されていったのである。産業革命期の基軸産業一綿工業の発展がなぜ 18 世紀末からイングランドのそれと比肩できるほどの速度で、スコットランドでも大規模に進行してゆくことができたのか。それは何よりもBLCの事業展開過程の分析から分かるように、綿工業の急速な発展を支える生産、流通、金融などの社会分業体制がすでに亜麻産業の時代に築き上げられていたからである。18世紀におけるスコットランドの亜麻産業、そしてBLCの固有な歴史的意義はまさにこの点に認められると言うことができよう。

このように、亜麻産業の発展によって綿工業の発展に必要な経済環境とスコットランドという経済地域の輪郭がほぼ明瞭になってきたことを確認することができれば、「スコットランド原経済圏」の実在という仮説を実証するための作業の第一段階もほぼ完成したといえよう。言うまでもなく「スコットランド原経済圏」の実在という仮説の実証精度をさらに高めるためには、引き続き第二段階―「スコットランド産業革命」の検証作業を必要とする。そこで本論文の最後に、この「スコットランド産業革命」の展望について一言触れておきたい。それは、綿工業を中心とする産業革命の勃興をもって、合同前から進行してきたスコットランドの本源的蓄積過程はようやく最終段階を迎え、一つの自立的・資本制経済圏―「原経済圏」がまさに現在私たちが理解している「スコットランド」地域としてその姿を整えるに至るであろうということ、これである。

注:

- 1) Minutes of Court of Directors, Mar. 21 1754, Nov. 14 1754, Apr. 11 1755, Feb. 17 1757, Apr. 28 1757, July 28 1757, Dec. 29 1757, Jan. 8 1759. この場合に会社は船の上乗せ人 Master, Supercargo と製品や帰り荷の輸送契約を結び、自己勘定で製品を輸出し、その販売を現地商人に委託するよう形で輸出活動が行われていた。自己勘定の下での輸出販売活動は特に煙草栽培地のバージニア州と砂糖栽培地のジャマイカに集中していた。なお、帰り荷の内容に関しては、煙草、砂糖、綿花、ラム酒が量的に最も多かったのである。
- 2) *Ibid*, Dec. 20 1753, Apr. 27 1758. *Minutes of the General and Quarterly Courts*, Mar. 3 1755. A.J. Durie, on cit., (1979) Edinburgh, 1979, pp. 130, 132. グラスゴウ商人に輸出向けの亜麻布販売を引き受けさせるために、BLCは製品代金の支払い手段として無担保債券 linen debenture を認める一方、取引先に 16, 18, 20 カ月の長期信用期間も与えたようである。

103

- 3) Minutes of Court of Directors, Jan. 17 1754. 亜麻布一反 piece の長さ13ヤードに当たる。
- 4) *Ibid*, Jan. 23 1755, Apr. 27 1758, Nov. 16 1758. この日の取締役会の報告によると, ジョンソン James Johnson というグラスゴウ商人はアメリカ植民地貿易の失敗のため, BLCに総額 £24000 にも達する債務を負っている。
- 5) Minutes of the General and Quarterly Courts, Mar. 3 1755. 帆布のほかに, 1754 年 4 月から 1755 年末までの期間に, Diapers, Dowlas, Edinburgh この三種類の国内市場向けの亜麻布が生産されていた。
- 6) *lhid*, Mar. 3 1755. June 23, 1755. **Minutes of Court of Directors**, June 19, 1755. 雇用創出という政策課題を背負っていた「理事会」にとって、BLCがその運営を引き受けていたハイランドの紡績事業はかけがえのない存在であった。なお、ハイランドでの労働費用は割安だったため、そこで製造された亜麻糸はロウランドやイングランドで他の産地の亜麻糸を売りたたくことができるとミルトン卿は見ていた。
- 7)ファスチアン織物生産は特にマンチェスターとグラスゴウ周辺で盛んに行われていた。その発展状況に関しては、村山 高, 前掲書, 35-41 頁を参照。
- 8) Minutes of the General and Quarterly Courts, June 23, 1755, July 3, 1757. Minutes of Court of Directors, Jun. 1 1755. 織布生産の一時停止によって、1755 年 6 月に社内生産用の亜麻糸在庫は £8755 にも値する 62068 スピンドル spindle にまで増大した。これらの亜麻糸は後にダイアパー Diaper やダウラス Dowlas の生産に当てられたが、社内生産だけで量的に増えつつある亜麻糸を消化するにはついに無理が生じそこでインぐらんドへの販売強化策が講じられたのである。
- 9) Minutes of Court of Directors, Sep. 17 1758. BLCはロバトソン James Robertson という巡回商人を雇って、マンチェスター地方のファスチアン織物業者を対象に亜麻糸の売り込み販売を始めたのである。
- 10) 第3章第3節を参照。
- 11) S. G. Checkland, op. cit., pp. 150, 228.
- 12) Minutes of the General and Quarterly Courts, Mar. 3 1755.
- 13) Ibid., Jun. 23 1755.
- 14) A. J. Warden, op. cit., p. 665. *Minutes of Court of Directors*, Apr. 6 1756. 1756 年 6 月 24 日に再開された輸出補助金は 14 年間を期限とするものであった。
- 15) Minutes of Court of Directors, pr. 8 1756. Minutes of the General and Quarterly Courts, Jul. 4 1757. 1751年~1756年の間の不況によって、多くの織工は仕事の機会を失い、生活のために止む得ず

104

軍隊に入って、或いは新開地に移住する人が多かった。そのため、市況が好転したとしても、織布労働力を再調達するのはきわめて困難なことであった。1745 年末から Dalkeith、Mussleburgh、Kirkcadly、Dundee、Arbroath 各地方拠点で捜し回った結果、BLCはようやく生産再開の時点で488人の一年契約織工を確保することができた。

- 16) 大野 真弓編, 前掲書, 1987年, 191-192頁。
- 17) Ibid, Mar. 3 1755. 帆布の輸出に際して, 1 エル ell 当たり 2 ペンスの補助金が与えれていた。
- 18) *Ibid* , 綿紡績と綿布捺染のほかに、ガウン gown, 家具用のチェック生地 furniture Checks, 編生地 Stripes の捺染事業も新規参入の対象として考えられていた。
- 19) S.D. チャップマン著 佐村 明知訳, 前掲書, 24 頁。
- 20) Minutes of Court of Directors, Mar. 3 1755. 綿糸生産の計画案が提出されたのは 1755 年 3 月のことであったが、その後の出資者総会や取締役会の議事録には綿糸の生産活動に関する議論は一度も出てこなかった。また、貸借対照表の在庫項目にも綿関連製品の品目は全く見当たらなかった。
- 21) 第2章第を4節参照。
- 22) Ibid, Feb. 20 1755. 亜麻布の販売不振と不良債権の問題でグラスゴウの販売業務が 1755 年に採 算割れとなったため、取締役会は同年にその支店を閉鎖することに踏み切った。なお、1758 年 4 月にトッドはグラスゴウ支店の再設立を提案したが、無駄な経費使いを恐れてトッドの提案 を否決したのである。
- 23) Ibid, Dec. 2 1756. Minutes of the General and Quarterly Courts, Dec. 6 1756.
- 24) Apr. 28 1757, Jul. 28 1757, Dec. 29 1757. C. A. Malcolm, op. cit., p. 47. トッドは特に北アメリカのメリーランド, バージニア, カロライナや西インド諸島での販路開拓に力を注いだ。
- 25) Minutes of Court of Directors, July 5, Dec. 30 1756. May 12, June 2, July 28 1757. Mar. 2, June 22, Nov. 16, Nov. 30 1758. Jan. 8 1759. 英仏7年戦争の勃発によって, イギリス海軍から膨大な軍服用生地の需要が発生しただけではなく, 戦場となった北海での輸送はほとんど不可能になったため、ドイツからの輸入も大幅に減少した。こうした内需の拡大と競争相手の一時的不在により、BLCは 1760 年前後に急速に内外市場での販路拡大を成し遂げえたのである。
- 26) Minutes of the General and Quarterly Courts, Feb. 19 1759.
- 27) A. J. Durie, op. cit., (1995) p. 235–236.
- 28) Ibid, p. 237. Minutes of Court of Directors, Oct. 16 1746. 生産業務の遂行を統轄していたマカロックは, スコットランド亜麻布の低劣な品質がその販路拡大の大きな障害と見て, 織布生産

を自社の直接管理下におく必要があると、創業の時点から主張していた。

- 29) Minutes of Court of Directors, Feb. 19 1759. トッドはBLCから独立した後, ロンドン商人のアンダーソン Alexander Anderson と共同して、BLCのロンドン販売代理商を務めていた。
- 30) 自社直営の作業場の実態に関しては、第2章第4節を参照。
- 31) Minutes of Court of Directors, Feb. 8 1759. A. J. Durie, op. cit., (1995), p. 237.
- 32) *Ibid*, Feb. 8 1759. そもそも粗製亜麻布を製造するには高度な技術がを要しない一方, 市場競争力としては品質よりも価格の方がはるかに重要であった, とトッドは強調していた。
- 33) Minutes of the General and Quarterly Courts, Jul. 4 1757.
- 34) Ibid., Jul. 17 1758.
- 35) Minutes of the General and Quarterly Courts, Jul. 5 1762. 自己勘定で on sole account 製品を調達するというのは、BLCが全額出資で製造業者に亜麻布を生産させるか、或いは直接製造業者から製品を仕入れをするか、ということである。
- 36) Minutes of Court of Directors, Nov. 29 1753. ヤング George Young は Couper-Angus の亜麻布製造業者であった。BLCと契約関係に入る前に、彼はすでに自らロンドン向けの販売活動を行っていたが、この年にそのロンドンでの委託販売先が相次いで破産したため、BLCとの合同販売契約を申し入れたようである。
- 37) Ibid, Nov. 29 1753. この場合に亜麻布の生産や調達業務はヤングが担当し、BLCは取り扱い製品のロンドンまでの輸送、ロンドンでの販売および販売代金の回収業務を担当することになっている。
- 38) *Ibid*, Nov. 29 1753. 折半出資の形をとっているため、ヤングの借り入れ金は亜麻布の調達に必要な資金の半分となっており、それは製品代金が回収されるで年率5%の利子がつくものであると、合同契約で定められている。
- 39) Minutes of the General and Quarterly Courts, Jul. 5 1762.
- 40)C.A.Malcolm, op. cit., p. 60. 合同販売契約を申し込んだ製造業者の中に, もともとBLCの下で働いていた織工或いはBLCの委託を受けていた商人や製造業者たる者は少なくなかった。合同販売契約の締結によって, 彼(彼女)たちとBLCとの関係は雇用関係から取引関係に転化していったことは, 域内製造業者の生産力の向上を理解する上で, 特に重要な意味をもつものである。
- 41) Minutes of Court of Directors, Feb. 8 1759. 自己取引というのは、BLCは自己勘定で亜麻製品を調達し、さらに自己勘定でそれを販売することを指すものである。したがって、この場合に製品

106

- の生産と販売過程で生じうる危険はすべてBLCが背負うことになっているのである。
- 42) Minutes of the General and Quarterly Courts, Jul. 5 1762. 亜麻布の調達, 販売活動が全面的に「合同販売」方式に切り替えられたのは 1762 年 7 月以後のことである。
- 43)C. Λ Malcolm, op. cit, p. 31. ミルトン卿は 1754 年中頃の取締役会で、ハイランドでの紡績工たちが会社の利益を生み出す源泉であるという見解を示している。
- 44) Minutes of the General and Quarterly Courts, Jun. 7 1756, Jul. 5 1762. 採算が合わない亜麻糸の在 庫問題が初めて議題として提出されたのは 1762 年の出資者総会であり、それまでは亜麻糸の生 産事業がほとんど問題視されなかったようである。
- 45)C. A. Malcolm, *op. cit.*, p. 34, 53. A. J. Durie, *op. cit.*, (1979) pp. 116, 125, 136. ハイランドでの亜麻 糸生産事業だけではなく,良質亜麻布 キャンプリク cambric の製織活動を通じて,BLCは「理事会」や「王立都市総会」から多くの資金援助を得ている。
- 46) Minutes of the General and Quarterly Courts, Jul. 5 1762.
- 47) Ibid., Minutes of Court of Directors, Feb. 19 1759. 1759 年にトッドが辞職した後, BLCのロンドンでの業務活動はほとんどトッドに委託したことから見れば, この時点でBLCはすでに販売業務まで手放したことがわかる。こうしてほとんど 第一線の生産や販売業務から撤退したので, この時期のBLCの事業機能はすでに「仲立ち商」や「倉庫業者」のそれに退化してしまったと考えられる。なお, 「倉庫業者」の事業機能に関しては, 川北 稔, 前掲書, 235 頁を参照。
- 48) Minutes of Court of Directors, Sep. 28 1758, Jun. 11 1761. C. A. Malcolm, op. cit., pp. 59, 61.
- 49) Christopher A. Whatley, op. cit., pp. 54-55. S. G. Checkland, op. cit., pp. 214-215. この時期に域内の商工業者が直面した最大の問題は資金不足の問題であり、その原因は特に貿易赤字の問題でスコットランド域内の貴金属貨幣の保有量がかなり減少してきたことに求められる。
- 50) Account of the State of all the Company's Trade from 30 May 1760 to 30 May 1761. Profit and Loss Account from 30 May 1763 to 30 May 1764 1760 年度の利益総額£4351 のうちに、利子収入はわずか£675 に止まっていたが、3年後の1763 年度には、利子関連の利益は利益総額£5083 のうちに、 £4311 を占めるほどの増加ぶりを示している。
- 51) Minutes of Court of Directors, Nov. 29 1753, Sep. 28 1758. Minutes of the General and Quarterly Courts, Jul. 5 1762.
- 52) Minutes of Court of Directors, Oct. 26 1747, Apr. 15 1748, Nov. 14, 1755.
- 53) Minutes of Court of Directors, Aug. 26 1762.
- 54) Charter of the British Linen Company, 1746, p. 14. 設立特許状の規定によると, BLCは手形や

債券の発行を通じて、資金を調達することができる。

- 55) Minutes of the General and Quarterly Courts, Jul. 5 1762. 1762 年 7 月にドラモンド G. Drummond とリンズィP. Lindsay が出資者総会に今まで行われてきた事業活動の回顧録を提出したが、その中でBLCの事業機能は購買者にあらゆる種類の亜麻布を提供する、即ち「倉庫業者」warehouse を果たすことにあると言及している。
- 56) Minutes of Court of Directors, Apr. 2 1747. C. A. Malcolm, op. cit., p. 42. ロンドン市場では、特に同じスコットランド域内の亜麻製品の販売を取り扱っている亜麻布販売商 dealer がBLCの強力な競争相手であった。
- 57) A. J. Durie, op. cit., (1979), pp. 66, 79.
- 58) H. Hamilton, op. cit., (1966) p. 100. C. A. Malcolm, op. cit., p. 60.
- 59) C. A. Malcolm, op. cit., p. 50. 山川, 前掲書, 191-192 頁。北, 前掲書, 71 頁。
- 60) Minutes of Court of Directors, Mar. 11 1761. 取締役会に拒否されたこの合同輸出事業は,後にマカロック個人とリスボン商人と合同勘定(マカロックが 1/3 の出資分を引き受ける)で行われたようである。
- 61) *Ibid*, May 29 1761, Aug 17 1761. Maxine Berg, *op. cit.*, p. 120. 1703 年にポルトガルとメシュエン 条約を締結し、さらに 1756-1763 年の7年戦争でスペインとフランスに勝利を収めた後、イギリス 製品の輸出先としてポルトガル、スペイン、そして北米のカナダが次第に旧来のヨーロッパ大陸市 場より、重要な意味を持つようになってきたことは特に注意を要する。
- 62) C. A. Malcolm, op. cit., pp. 48-49. カナダ向けの輸送船隊は途中海賊の難に遭い, 商品が全部略奪された一方, スペインへの亜麻布輸出販売も大きな損失を被ったのである。
- 63) Minutes of Court of Directors, Aug. 3 1758.
- 64) Ibid, Mar. 21 1762.
- 65) Minutes of the General and Quarterly Courts, Jun. 4, Dec. 3 1764. 1764 年に不良債権の償却が行われ,それを受けBLCの資本価値 Stock は元来のよ46287 からよ24274 まで急減した。
- 66) Minutes of the General and Quarterly Courts, Dec. 3 1764. ハイランドでの紡績事業の運営にはB LCが自ら多額の資金を投入した一方、「理事会」も数度にわたって資金援助を提供した。しか し、1766 年以後亜麻糸需要の減少と価格の下落によって、BLCはこの分野の経営で年々£400 以 上の損失を蒙っていたのである。
- 67) Minutes of Court of Directors, Aug. 3, Nov. 16 1758.
- 68) Ibid, Nov. 16 1758, Dec. 20 1759, Jan. 31 1760. プレストンでの亜麻糸販売はマンチャスターとリ

バプールのそれより大きな売上実績を上げた。

- 69) *Ibid*, Nov. 16, Dec. 7 1758. マンチャスターへの亜麻糸販売活動は、亜麻糸の委託販売を申し込んだ現地商人の倒産によって中止した。
- 70) Ibid, Nov. 16 1758, Dec. 20 1759.
- 71) Minutes of the General and Quarterly Courts, Sep. 5 1768. A. J. Durie, op. cit., (1979) p. 90. 飯塚, 前掲書, 214-215 頁。BLCによるハイランドでの紡績事業経営は 1769 年まで続いた。その後,「併合所領管理理事会」Board of Annexed Estates は 1791 年までその経営管理を引き受けていたが, それも結果的に不成功に終わってしまったのである。
- 72) *Ibid*, Mar. 3 1763. C.A. Malcolm, *op. cit*, pp. 50. 赤字経営が続く状況の中で, 1763 年に取締役の一人が会社を解散する動議さえ提出した。
- 73) A. J. Durie, oa cit., (1979) pp. 115. 亜麻布製造業者や商人への貸し付け, 販売先への販売代金の信用貸し, そして手形の割引など, いずれも多額の利子収入を得られる金融業務であった。
- 74) Minutes of Court of Directors, Mar. 5 1763. A. J. Durie, op. cit., (1995) pp. 236, 238-239. マカロックがこの時点で辞職する意向を表明したことの原因は, 一部の取締役は経営状況の悪化の責任が彼のところにあると, 取締役会で彼を非難し始めたことにあると考えれるが, その他に外部者となったトッドが依然としてBLCの事業経営に口を出しつづけたことにマカロック本人が嫌気をさしたこともその一因であると, デューリーが分析している。
- 75) Minutes of the General and Quarterly Courts, Jun. 6 1763. マカロックとの合同事業契約の全文は 1763 年 6 月 6 日付けの出資者総会議事録に収録されている。
- 76) *Ibid*, Jun. 6 1763. 設立特許状で定められている事業目的に反することと,不良債権額や株時価などの財務状況がまだ開示されていないことを理由にして,グレンケルン伯たちは従来の事業方針を変更し,マカロックと合同事業契約を締結することに反対していたのである。
- 77) Minutes of Court of Directors, Mar. 5 1763. C.A. Malcolm, op. cit., pp. 55–56. グレンケルン伯たちの 抗議はどういうふうに収められたかに関しては、BLCのすべての公刊資料の中で何の言及も見 出させない。ただ、1763 年 3 月 5 日付けの取締役会の議事録で、取締役会と Allan Whiteford や Thomas Boyes を代表とする「出資者委員会」Committee of Proprietors が会社側としてマカロックと合同 事業契約を締結した、という内容が示されているだけである。
- 78) Ihid, Sep. 5, Dec. 5 1763, Mar. 5, Jun. 4 1764. C. A. Malcolm, op. cit., pp. 56, 66. なぜ取締役会は自らの方からマカロックとの合同事業を廃棄したのか, その原因は定かではない。しかし, 恐らく合同事業の実験期間中に出資者総会の方から財務状況調査委員会が組織され, その委員会によってマ

カロック在任中のすべての会計帳簿が調査されたことと関係があるのではないかと考えられる。 なお,その後合同事業の清算をめぐって,取締役会とマカロックとの間の財務紛争が数年間も続いたようである。

- 79) C. A. Malcolm, op. cit., pp. 68, 70. BLCは1769年にハイランドでの紡績事業の経営権を「併合所領管理理事会」に返上し,1772年にサルトン漂白場を£2240の値段で元の地主であるミルトン卿に売却したのである。
- 80) *lbid*, pp. 56-57. マカロックとの合同事業案を企画・執行するに際して、会社の指導的存在であるミルトン卿が推進役を果たしていたが、マカロックとの事業契約が廃棄された後、ミルトン卿も1761年の5月に副総裁の職を辞め、BLCを去っていったのである。
- 81) Minutes of the General and Quarterly Courts, Dec. 3 1764. マカロックとミルトン卿などの会社の元老たちがBLCを去った後,経営主導権はドラモンド卿 George Lord Drumond の手に移っていた。彼が1764年末にBLCの新しい事業計画案を提出し、それに従って製造業者や商人への貸し付けや手形の割引などの金融業務が正式に会社の事業活動の重心となったのである。
- 82)"Short View of the Trade presently carryed on by the British Linen Company", Minutes of the General and Quarterly Courts, Dec. 3 1764.
- 83) Thid, 亜麻布の合同販売活動が行われたことの目的は利益の獲得よりも, 資金力や販売力が弱い製造業者や亜麻布の取り扱い商人の事業活動を手助けることにあると, ドラモンド卿が強調していた。
- 84) *Thid*, この場合に、BLCが亜麻布販売から得られる利益や損失を一切負担せず、契約先から前貸した分の元金と利子だけを受け取る一方、契約先は亜麻布のロンドンでの委託販売先を決定する権限を持つのである。
- 85) *Ibid.*,この場合に、亜麻布関係業者への前貸し分はサルトン漂白場に預けている亜麻布の時価総額の3/4以内に限定されている。
- 86)C.A.Malcolm, op.cit., p.72. 事業資金の貸し付けに関しては,最初は「個人信用」personnel security が審査基準になっていたが,後に関係業者の倒産の多発によって,借りる側の所持手形が貸し付け申請の可否を判断する基準となった。
- 87) Ibid, pp. 60, 72. すでに 1756 年にハディントン Haddington の粗製羊毛製造業者 Tarred Wool Manufactory によってBLCの最初の預金口座が開かれたが, その後経営陣の預金業務に対する 消極的な姿勢もあり, BLCに預金口座の開設を申し込んだ者は僅か少数に止まっており, 預金業務が本格的に展開するようになったのは 1800 年代以後のことであった。

- 88) Minutes of Court of Directors, Jul. 15 1756. 1756 年 7 月 15 日付けの取締役会の議事録によると, 取締役会はハディントン Haddington の粗製羊毛製造業者 Tarred Wool Manufactory からの総額約 £2000 の預け入れ申請を受け入れた一方, 同預金残高に対して年率 4%の利子を与えることも決めたのである。
- 89)C. A. Malcolm, op. cit., p. 174. この時期に地方金融代理人が置かれていたのは、ダンディー Dundee, パルス Perth, アバルディーン Aberdeen, ピーターヘッド Peterhead, クロマルティ Cromarty などの東北ロウランドやハイランドでの主要な地方都市であった。なお、金融業務の進行において、会社側の信用と資金力が最も重要な要因ですので、地方金融業務の執行代理人として選ばれた者は大抵現地の富裕な商人、弁護士、或いは地主など、比較的に資金力があり、しかも比較的に社会地位の高い「郷紳階層」に属する者であった。
- 90) *Ibid*, pp. 51-52,65. *Minutes of Court of Directors*, Nov. 21 1763. S. G. Checkland, op. cit., p. 117, 150. スコットランド銀行はBLCの亜麻生産事業からの離脱に対して不満を表明しながら, その金融業務の展開が自らの業務活動を脅かすものと見て, 1770 年代初頭までBLCに対する妨害行為を続けたのである。
- 91) Minutes of Court of Directors, Jan. 1, 1767. C. A. Malcolm, op. cit., pp. 65. S. G. Checkland, op. cit., pp. 115-118.
- 92) Minutes of Court of Directors, Nov. 21 1763. C.A. Malcolm, op. cit., pp. 51-52. ロイヤル銀行は 1760 年代において、BLCに数度にわたる財政的な支援を提供したが、BLCの金融業務が軌道に乗るにつれ、次第に従来の協力態度を変えていき、1780年代に入るとむしろスコットランド銀行と手を結んで、BLCの業務活動を妨害する側になったのである。
- 93) Minutes of Court of Directors, Nov. 21 1763, Jan. 1, 30 1767, Feb. 3 1767.
- 94) C. A. Malcolm, op. cit., pp. 64-65. S. G. Checkland, op. cit., pp. 215, 231.
- 95) Ibid, p. 50. S. G. Checkland, op. cit, p118—121。北, 前掲書, 132, 134, 142—143 頁。資金不足の問題を解決するために、BLCは 1763 年に、スコットランド独自の金融制度である「任意選択権」Option Clause を導入した。自社発行の約束手形の支払い要求に際して、即時現金で支払うか、或いは利子付きで6ヶ月以内に現金で支払うか、この二つの選択肢を手形の呈示者に与えることを特徴とする「任意選択権」制度の導入によって、流動資金不足の問題が確かに多少緩和された。しかし、1765 年に銀行法 Bank Act が施行した後、「任意選択権」制度の適用が法的に禁止されるようになり、そこで経費を節約し、新たな資金源を捻出するために、BLCはやむを得ず、亜麻生産事業の整理、清算に踏み切ったのである。

111

- 96)Minutes of the General and Quarterly Court, Sep. 5 1768, Mar. 2 1772. なお, サルトン漂白場の売却の詳細に関しては, 第3節注21を参照。
- 97) Minutes of Court of Directors, Jan. 28, Jun. 24 1766. C. A. Malcolm, op. cit., pp. 66-67. 亜麻布生産の関連事業から完全に撤退した後, BLCは1790年代まで亜麻布取引所Linen Hall の運営を通じて, 間接的に亜麻布の販売活動に携わっていたが, 当取引所の運営も優れた販売実績を上げられず, 最終的に1791年にアレン商会 McVicar, Allan & Co. に売却したのである。
- 98) C. A. Malcolm, op. cit., pp. 71, 77-78.
- 99)S. G. Checkland, op. cit., pp. 96, 140, 153-155. スコットランドで最初に地方支店網を通じて、金融業務を展開したのはBLCであった。そしてBLCの後を追い、スコットランド銀行、ロイヤル銀行やいくつかの地方銀行も次々と地方支店を設け、自らの金融業務活動の範囲を拡大しようとしていた。こうしたイングランドにはなかった地方支店制度が 18 世紀スコットランド金融の一つの大きいな特徴をなしていた。
- 100)C.A. Malcolm, op. cit, p. 71, 84. S.G. Checkland, op. cit, pp. 151. 1771 年にスコットランド銀行が BLC発行の約束手形を引き受けることを発表し、それをもってBLCはようやく域内の二大特 許銀行 public bank によって、その銀行としての地位が認められるようになった。ところで、連 合王国議会から銀行営業の特許状を手に入れ、正式に「銀行」The British Linen Bank の商号で金融業務活動を行うようになったは 1810 年まで待たなければならなかった。

文献目録:

欧文文献:

一次文献

Charter of The British Linen Company (with the rules and by—laws of the British Linen Company), Edinburgh, 17 Sep. 1746.

Dividends Declared to the Proprietors of The British Linen Company from Christmas 1747.

His Majesty's Patent for Improving Fisheries and Manufactures in Scotland Published by Order of Trustees, Edinburgh, 1727

Kames, Henry Home, Progress of flax-husbandry in Scotland, Edinburgh, 1766,

Journal of the Daily Transactions of Edinburgh Linen Copartnery. List of Proprietors.

List of the Subscribers of The British Linen Company, 1746.

Minutes of the Proceedings of the General Courts of the British Linen Company, 1746—1770.

Minutes of Court of Directors of the British Linen Company, 1746—1770.

Anon., Reasons For Improving the Fisheries, and Linnen Manufacture of Scotland, London, 1727,

Patrick Lindesay, The Interest of Scotland considered, with regard to its police in employing of the poor, its agriculture, its trade, its manufactures and fisheries, London, 1736,

Thomas Melvill Weaver, The Caledonian, adressed to the people of Scotland, containing an examination of arguments advanced against the woollen-manufactures of this kingdom, in a late book, intituled, The interest of Scotland considered, &c. Together with a scheme for promoting our woollen-manufactures, Edinburgh, 1734,

Sir John Sinclair, General Report of the Agricultural State and Political Circumstances of Scotland, 1814.

二次文献:

William Anderson, The Scottish Nation: the Surnames, Families, Literature, Honours, and Biographical History of the People of Scotland, Vol. IV., Edinburgh, 1876.

David Brenner, The Industries of Scotland, New York, 1969.

R. J. Brien, The Shape of Scotland-Eighteenth Century Patterns of Land and Settlement,

- Aberdeen, 1989.
- A. Browning ed., English Historical Documents 1660-1714, London, 1953.
- P. H. Brown, *History of Scotland—From the Revolution of 1689 to the Disruption*, 1843, Vol. III., Cambridge, 1909.
- John Butt & Kenneth Ponting eds., Scottish Textile History, Aberdeen, 1987.
- R.H. Campbell, Scotland since 1707—The Rise of Industrial Society, London, 1965.
- R.H.Campbell, "The Law and the Joint-Stock Company in Scotland", in Peter L.Payne. ed., Studies in Scottish Business History, London, 1967.
- R.H. Campbell & J.B.A. Dow eds., Source Book of Scottish Economic and Social History, Oxford, 1968.
- Archibald Clow & Nan L. Clow, *The Chemical Revolution—A Contribution to Social Technology*, London, 1952.
- T. M. Devine, The Tobacco Lords—A Study of the Tobacco Merchants of Glasgow and their Trading Activities c. 1740—1790, Edinburgh, 1975.
- T.M. Devine & R. Mitchison eds., *People and Society in Scotland, Vol. I, 1760-1830*, Edinburgh, 1988.
- A. J. Durie, *The Scottish Linen Industry in the Eighteenth Century*, Edinburgh, 1979.

 "Contrasting Careers: The first Managers of the British Linen Company, 1745—1800", in Derek H. Aldroft & Anthony Slaven eds., *Enterprise and Management: Essays in Honour of Peter L. Payne*, Cambridge, 1995.
- The Economist, Sep. 6-12th, 20-26th, 1997.
- Richard J. Finlay, Independent and Free Scottish Politics and the Origins of the Scottish National Party 1918-1945, Edinburgh, 1994.
- C. Gulvin, "The Union and the Scottish Woollen Industry, 1707-1760" Scottish Historical Review, Vol.L., 1971.
- Il Hamilton, An Economic History of Scotland in the eighteenth Century, Aberdeen, 1963.

 The Industrial Revolution in Scotland, London, 1932.
- N. B. Harte & K. G. Ponting eds., Textile History and Economic History, Manchester, 1973.
- Pat Hudson, "Financing Firm, 1770–1850", in Maurice W. Kirby & Mary B. Rose eds., Business Enterprise in Modern Britain From the eighteenth to the twentieth century, London, 1994.

F.M. Irene, Scottish Spinning Schools, London, 1930.

B. Lenman, An Economic History of Modern Scotland 1660-1976, London, 1977.

The Jacobite Risings in Britain 1689-1746, London. 1980.

Charles A. Malcolm, The History of the British Linen Bank, Edinburgh, 1950.

John Mercer, Scotland: the Devolution of Power, London, 1978.

Rosalind Mitchison, "Patriotism and National Identity in eighteenth—century Scotland", in T.W. Moody ed., Nationality and the Pursuit of National Independence, Belfast, 1978.

W.R. Scott, The Constitution and Finance of English, Scottish, and Irish Joint-Stock Companies to 1720, Vol. III., Cambridge, 1911.

Adam Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of The Wealth of Nations, 1937. (Edwin Cannan, ed.)

T. C. Smout, Scottish Trade on the Eve of Union 1660-1707, Edinburgh, 1963.

A History of the Scottish People 1560-1830, London, 1969.

A Century of the Scottish People 1830-1950, London, 1986.

Eighteenth-Century Scotland: The Culture of an Achieving Society, *Lecture in Kyoto University*, 24th Sep. 1997.

J.H. Slotow "Scottish Traders in Virginia, 1730-1775", *Economic History Review*, Vol. XII, No. 1, 1959.

J. A. Symon, Scottish Farming — Past and Present—, Edinburgh, 1959.

Thomas M. Truxes, Irish American Trade, 1660—1783, Cambridge, 1988.

A. J. Warden, The Linen Trade, London, 1864.

Christopher A. Whatley, The Industrial Revolution in Scotland, Cambridge, 1997.

Tan D. Whyte, Scotland before the Industrial Revolution, An Economic and Social History c. 1050-1750, London, 1995.

Klaus H. Wolff, "Textile Bleaching and the Birth of the Chemical Industry" Business History Review, Vol. XLVIII, No. 2, 1974.

日本語文献:

安部 悦生 『大英帝国の産業覇権-イギリス鉄鋼企業興亡史』 有斐閣,1993 年。 天川 潤次郎 『デフォー研究』未来社,1966 年。 新井 嘉之作「18世紀におけるスコットランドの土地制度について」『史学研究』, 第 100 号記念号, 1967 年。

新井嘉之作 「スコットランドの農業革命」『西洋史学』, 第83号(21-3) 1969年。

石坂 昭雄・寿永 欣三郎・諸田 実・山下 幸夫 著 『商業史』有斐閣, 1990年。

飯塚正朝「『国富論』と未開発地域―18 世紀スコットランド・高地地方の事例をめぐって―」、竹本 洋編『経済学の古典的世界』 昭和堂、1986 年。

飯塚正朝『『国富論』と 18 世紀スコットランド経済社会』九州大学出版会, 1990年。

大塚 久雄 『大塚久雄著作集 第二巻 近代欧州経済史序説』岩波書店, 1969 年。

『大塚久雄著作集 第一巻 株式会社発生史論』岩波書店, 1969年。

カール・マルクス 著 岡崎 次郎 訳『資本論』第一巻第一,第三分冊, 大月書店。

川北 稔 『工業化の歴史的前提』岩波書店, 1983年。

北 政巳, 『近代スコットランド社会経済史研究』同文舘, 1985年。

小島 昌太郎 『比較株式会社形態論』有斐閣,1958年。

ステアー・ソサエティ編 戒能通厚/平松紘/角田猛之 編訳『スコットランド法史』名古屋大学出版会,1990年。

関源太郎、「P. リンズィの「インダストリィ」概念についてースコットランド啓蒙形成期における「経済改良」提言の一つの論理」九州大学 『経済学研究』53-1・2,1987年;「T. メルヴィルの「経済改良」提言にみるスコットランド「近代的経済社会」の構想ーP. リンズィの所説との対比で一」九州大学 『経済学研究』53-4・5,1987年;「匿名『スコットランドにおける漁業およびリネン製造業改良の諸理由』について」 九州大学 『経済学研究』1988。

関口尚志「イングランド銀行と重商主義 (2) -銀行創設の社会的推進主体-」『経済学論集』31-3, 1965年,

田中 秀夫『スコットランド啓蒙思想史研究-文明社会と国制』 名古屋大学出版会, 1991年。

チャールズ・シンガー等編, 高木純一等 編訳, 『技術の歴史/7』 筑摩書房, 1963年。

チャップマン著 佐村 明知 訳 『産業革命の中の綿工業』晃洋書房,1990年。

樋口徹「マニュファクチャーの発達」,松田智雄編**『西洋経済史』青**林書院,1988 年。

徳永 正二郎 『為替と信用』新評論,1976年。

G.ドナルドスン著 飯島啓二訳 『スコットランド絶対王政の展開-16·17 世紀スコットランド政治社会史 -』未来社、1972 年。

中村 耀著 『繊維の実際知識』 東洋経済新報社, 1991年。

ナショナル ジオグラフィック, (日本版) 1996年9月号。

『日本経済新聞』 1997 年 9 月 11 日朝刊, 9 月 12 日夕刊, 9 月 13 日朝刊, 9 月 17 日朝刊, 9 月20日朝刊。

W. ファルガスン著飯島 啓二訳 『近代スコットランドの成立-18-20 世紀スコットランド政 治社会史』未来社, 1987年,

山田 勝 『近代イギリス貿易経営史』 創成社, 1981年。

湯沢 威 『イギリス経済史』有斐閣, 1996年。

J. ラングトン & R.J. モリス 編 米川 伸一・原 剛 訳 『イギリス産業革命地図 近代化と 工業化の変遷 1780-1914』 原書房, 1989 年。

渡邉 尚 『ラインの産業革命―原経済圏の形成過程』東洋経済新報社, 1987年。 『現代ヨーロッパ経営史』有斐閣, 1996年。